IFRS Sustainability

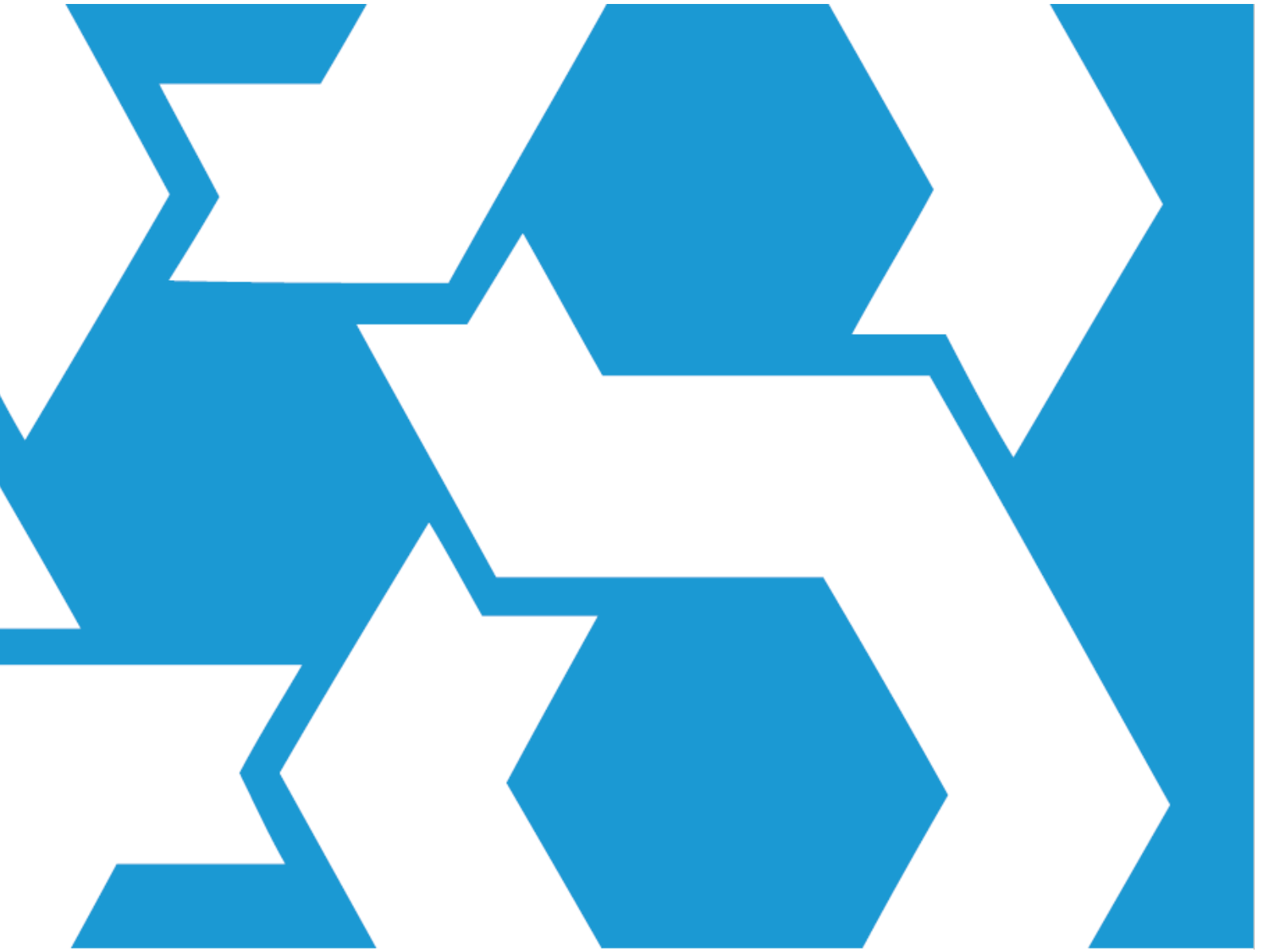
2026 年 10 月

公開草案

IFRS®サステナビリティ開示実務記述書

IFRSサステナビリティ開示実務記述書第1号
「自然関連開示」に関する結論の根拠

コメント期限：2027 年 2 月 19 日



国際サステナビリティ基準審議会

SSBJ FASF

ISSB/ED/2026/1

公開草案

IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号

「自然関連開示」

に関する結論の根拠

コメント期限：2027 年 2 月 19 日

The Basis for Conclusions accompanies Exposure Draft ISSB/ED/2026/1 （published October 2026: see separate booklet）. It is published by the International Sustainability Standards Board （ISSB） for comment only. Comments need to be received by **19 February 2027** and should be submitted by email to commentletters@ifrs.org or online at https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/.

All comments will be on the public record and posted on our website at www.ifrs.org unless the respondent requests confidentiality. Such requests will not normally be granted unless supported by a good reason, for example, commercial confidentiality. Please see our website for details on this policy and on how we use your personal data.

Disclaimer: To the extent permitted by applicable law, the ISSB and the IFRS Foundation （Foundation） expressly disclaim all liability howsoever arising from this publication or any translation thereof whether in contract, tort or otherwise to any person in respect of any claims or losses of any nature including direct, indirect, incidental or consequential loss, punitive damages, penalties or costs.

Information contained in this publication does not constitute advice and should not be substituted for the services of an appropriately qualified professional.

© 2026 IFRS Foundation

All rights reserved. Reproduction and use rights are strictly limited. Please contact the Foundation for further details at licensing@ifrs.org.

Copies of IASB publications may be ordered from the Foundation by emailing customerservices@ifrs.org or by visiting our shop at https://shop.ifrs.org.

The Japanese translation of the Exposure Draft contained in this publication has not been approved by a review committee appointed by the IFRS Foundation. The Japanese translation is copyright of the IFRS Foundation.

The IFRS Foundation has trade marks registered around the world including ‘FSA®’, the ‘Hexagon Device’ logo®, ‘IAS®’, ‘IASB®’, ‘IFRIC®’, ‘IFRS®’, the ‘IFRS®’ logo, ‘IFRS for SMEs®’, ‘ISSB®’, ‘International Accounting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards®’, ‘International Financial Reporting Standards Foundation®’, ‘IFRS Foundation®’, ‘NIIF®’, ‘SASB®’, ‘SIC®’, ‘SICS®’, and ‘Sustainable Industry Classification System®’. Further details of the IFRS Foundation’s trade marks are available from the IFRS Foundation on request.

The Foundation is a not-for-profit corporation under the General Corporation Law of the State of Delaware, USA and operates in England and Wales as an overseas company （Company number: FC023235） with its principal office in the Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD.

公開草案

IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号

「自然関連開示」

に関する結論の根拠

コメント期限：2027 年 2 月 19 日

本結論の根拠は、公開草案 ISSB/ED/2026/1（2026 年 10 月公表。別冊参照）に付属するものである。本結論の根拠は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がコメント募集のみを目的に公表するものである。コメントは、**2027 年 2 月 19 日**までに到着する必要があり、commentletters@ifrs.org への電子メール又は https://www.ifrs.org/projects/open-for-comment/でのオンラインで提出されたい。

回答者が秘密扱いを要求しない限り、すべてのコメントは公開の記録に記載され、我々のウェブサイト（www.ifrs.org）に掲載される。秘密扱いの要求は、商業的な守秘事項などの正当な理由がある場合を除き、通常は認められない。この方針及び回答者の個人データを我々がどのように使用するのかの詳細については、我々のウェブサイトを参照されたい。

注意書き：適用される法律が認める範囲で、ISSB 及び IFRS 財団（財団）は、本公表物又はその翻訳から生じるすべての責任を、契約、不法行為、その他いかなる者に対するいかなる性質の請求又は損害（直接、間接、付随的又は結果的な損害、懲罰的賠償、罰金又はコストを含む。）に関するものであれ、明白に拒絶する。

本公表物に含まれている情報は、助言を構成するものではなく、適切な資格を有する専門家のサービスの代用とすべきものではない。

©IFRS 財団 2026

不許複製・禁無断転載：複製及び使用の権利は厳しく制限されている。詳細については当財団の licensing@ifrs.org に連絡されたい。

ISSB の公表物のコピーは、customerservices@ifrs.org への電子メール又は当財団のショップ https://shop.ifrs.org への訪問により、当財団から注文することができる。

本公表物に含まれる公開草案の日本語訳は、IFRS 財団が指名したレビュー委員会の承認は受けていない。日本語訳は IFRS 財団の著作物である。



IFRS 財団は世界中で登録された商標を有しており、その中には、‘FSA®’、Hexagon Device®ロゴ 、‘IAS®’、‘IASB®’、‘IFRIC®’、‘IFRS®’、IFRS®ロ ゴ 、‘IFRS for SMEs®’、‘ISSB®’、‘International Accounting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards®’、‘International Financial Reporting Standards Foundation®’、‘IFRS Foundation®’、‘NIIF®’、‘SASB®’、‘SIC®’、‘SICS®’及び‘Sustainable Industry Classification System®’がある。IFRS 財団の商標についてのより詳細な情報は、要求に応じて IFRS 財団から入手可能である。

当財団は米国デラウェア州の一般会社法に基づく非営利法人であり、イングランド及びウェールズで海外会社（会社番号：FC023235）として活動し、主たる事務所を Columbus Building, 7 Westferry Circus, Canary Wharf, London, E14 4HD に置いている。

目　次

開始する項

公開草案「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」に関する結論の根拠

はじめに BC1

プロジェクトの必要性 BC3

プロジェクトの目的 BC21

基準設定に対するアプローチ BC23

「IFRS サステナビリティ開示基準」との関係 BC23

財務諸表における情報とのつながり BC33

提案された基準設定の形式 BC35

開示におけるプロポーショナリティ BC48

TNFD フレームワークの活用 BC58

他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性 BC63

提案された要求事項の概要 BC66

範　囲 BC69

自然関連のリスク及び機会とは何か BC74

自然関連のリスク及び機会の識別 BC94

所在地関連の考慮事項 BC104

「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用 BC121

自然関連及び気候関連のリスク及び機会 BC131

コア・コンテンツ BC144

準拠表明 BC218

適用日及び経過措置 BC227

提案された要求事項の予想される影響（effects） BC238

© IFRS Foundation

サステナビリティ関連財務報告の品質に関して生じる可能性が高い影響（effects） BC240
生じる可能性が高い便益 BC246
生じる可能性が高いコスト BC252
生じる可能性が高いコストと比較した生じる可能性が高い便益の全体的な評価 BC263

「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」［案］に関する結論の根拠

この結論の根拠は、2026 年 10 月に公表された公開草案「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」に付属するものであるが、その一部ではない。

この結論の根拠は、本公開草案の開発にあたっての国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）の考慮事項を要約している。個々の ISSB メンバーが重点を置いた要因は異なっていた。

はじめに

BC1 公開草案「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』」（以下「本公開草案」という。）は、自然関連開示についての「IFRS 実務記述書」に関する提案された要求事項を示している。提案は、短期、中期又は長期にわたり、企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス又は資本コストに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、自然関連のリスク及び機会に関する具体的な情報を開示することを要求することになる[1]。提案は、IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」（以下「IFRS S1 号」という。）及び IFRS S2 号「気候関連開示」（以下「IFRS S2 号」という。）とあわせて適用されるように設計され、また、あわせて適用されることが要求されている。

BC2 IFRS S1 号の目的と整合的に、提案された要求事項は、企業への資源の提供に関する意思決定を行うにあたり、一般目的財務報告書の主要な利用者にとって有用な、自然関連のリスク及び機会に関する情報の開示をもたらすことが意図されている[2]。

プロジェクトの必要性

「アジェンダの優先順位に関する協議」

BC3 2022 年の「アジェンダの優先順位に関する協議」（アジェンダ協議）の一環として、ISSB は、一般目的財務報告書の利用者は、自然関連のリスク及び機会に関する情報を必要としていると判断した。しかし、ISSB は、このニーズを満たす上での課題も識別した。これには次のものが含まれた。

(a) サステナビリティ関連開示の文脈における自然関連のトピック及びサブトピックの定義付け、構成及び分類における困難性、並びに基準設定において優先されるべき自然の側面に関するコンセンサスの欠如

(b) 他のサステナビリティ関連のリスク及び機会との重複 ― 例えば、温室効果ガス排出又はコミュニティによる水及び土地へのアクセスに関連するもの

(c) 自然関連のリスク及び機会が地理的な所在地及びビジネス・モデルにどの程度固有であるか

BC4 アジェンダ協議の一環として公表された情報要請（RFI）において、ISSB は、将来の潜在的な基準設定に情報をもたらすために、生物多様性、生態系及び生態系サービスに関連するリスク及び機会に関する情報についてのリサーチ・プロジェクトを提案した。

1 この文書を通じて、これらのリスク及び機会をまとめて「企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会」と呼んでいる。

2 この文書を通じて、「主要な利用者」と「利用者」という用語は同じ意味で互換的に使用されている。

 © IFRS Foundation

BC5　情報要請（RFI）に対するフィードバックは、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会に関する開示の改善について、利用者の間で非常に高い（significant）関心があり、その関心がますます高まっていることを示していた。特に、利用者は、より一貫性があり、比較可能で、検証可能な情報のニーズを識別していた。利用者は、こうした開示に関して、世界規模で認知され、広く受け入れられているフレームワークが存在しないことが、自然関連の情報の質、利用可能性（availability）及び比較可能性が低い主な理由の一つであると述べた。

BC6　コメント提出者は、ISSB が、このトピックに関するどのようなリサーチ・プロジェクトにおいても、自然関連のリスク及び機会が、企業のバリュー・チェーンを通じて、産業、セクター及び所在地によって、どのように異なるかを検討するよう提案した。同時に、一部のコメント提出者は、産業及び地域（regions）にわたって一貫して適用できる標準化された指標を開発することの重要性（importance）を強調した。

BC7　また、コメント提出者は、自然関連財務開示に関するグローバル・ベースラインを策定するに当たり、国際的に認知された公表資料（materials）を基礎とすることの重要性を指摘した。特に、コメント提出者は、リサーチ・プロジェクトに情報をもたらすために、ISSB 自身の公表資料（materials）（「SASB スタンダード」及び「CDSB フレームワーク」を含む。）、並びに「自然関連財務開示に関するタスクフォース」（TNFD）が公表した資料（materials）を基礎とするよう ISSB に提言した。

プロジェクトのリサーチ段階

BC8　2024 年 4 月、ISSB は、アジェンダ協議に対するフィードバックを踏まえ、「生物多様性、生態系及び生態系サービス」に関するリサーチ・プロジェクトを 2024 年から 2026 年の作業計画に追加することを決定した。ISSB は、単一のサブトピック又は複数のサブトピックの一部を優先することなく、自然関連のサブトピックに関する ISSB のリサーチを包括的に実施することを決定した。IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」（デュー・プロセス・ハンドブック）と整合的に、ISSB のリサーチ・プロジェクトは、次の事項を評価しようとした。

(a)　「基準設定の必要性」 － 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会について、利用者に共通の情報ニーズがあるかどうかを評価する（evaluate）ことによって、評価する（assess）。

(b)　「基準設定の実行可能性」 － 開示要求を開発する上で最も実務的かつ効率的なアプローチ（利用者の情報ニーズに対処するために他の開示基準及びフレームワークを活用できるかどうかを含む。）を評価する（evaluate）こと、及び、企業が当該ニーズに対処する情報をどのように開示しているかを検討することによって、評価する（assess）。

BC9　ISSB のリサーチは、一般目的財務報告書の利用者は、企業への資源の提供に関する意思決定に情報をもたらすため、当該企業の自然関連のリスク及び機会に関する情報を必要としている一方、意思決定に有用な情報を入手する上で課題に直面していることを明らかにした。リサーチはまた、自然関連のリスク及び機会は、さまざまな形で企業のキャッシュ・フロー、当該企業のファイナンスへのアクセス及び資本コストに影響を与える（affect）可能性があること、並びにその影響（effects）は産業によって異なり、さまざまな時間軸で発生することも明らかにした。基準設定の必要性を評価するにあたり、ISSB は、利用者の関心の明確な証拠及び企業の見通しへの影響（effects）の証拠の両方がある、自然関連のリスク及び機会に関する利用者に共通の情報ニーズの領域を識別した。

BC10　国際会計基準審議会（IASB）が公表した「財務報告に関する概念フレームワーク」（概念フレームワーク）と整合的に、プロジェクトは、一般目的財務報告書の主要な利用者の 3 つの種類それぞれに共通のニーズを考慮した。すなわち、主要な利用者の 3 つの種類のそれぞれに属する特定の利用者群に固有の特別な情報ニーズではなく、現在の及び潜在的な投資者、融資者その他の債権者の情報ニーズを考慮した。また、IFRS S1 号と整合的に、プロジェクトは、短期又は長期のリスク及び機会のみに

焦点を当てるのではなく、自然関連のリスク及び機会の影響（effects）が発生すると合理的に見込み得るさまざまな時間軸（短期、中期又は長期）に関連する情報も考慮した。

BC11 リサーチは、企業の自然関連のリスク及び機会に関する情報のうち、主要な利用者の 3 つの種類それぞれに共通のものとして、次の情報のカテゴリーを識別した。

(a) 「ガバナンス」 ― 例えば、監督体制、自然関連の方針及び自然関連のコミットメント

(b) 「戦略」 ― 例えば、現在の及び予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する情報、並びに自然に関連する企業の移行計画に関する情報

(c) 「リスク管理」 ― 例えば、自然関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするためのプロセス（リスクの識別における企業のシナリオ分析の利用を含む。）

(d) 「指標及び目標（targets）」 ― 例えば、水、土地利用の変化、生物多様性の喪失及び汚染などのトピックに関連する定量的情報。これらのトピックの関連性及び利用者に最も関連性がある情報の種類は、産業により異なる。

BC12 リサーチは、利用者に共通のニーズに対処する情報のいくつかの特徴（features）を識別した。具体的には、利用者は次の情報を必要としている。

(a) 資産及び活動の所在地が自然関連のリスク及び機会にどのように関連性があるかを反映している

(b) 企業のバリュー・チェーンを通じてのリスク及び機会を反映している

(c) 文脈を踏まえている ― すなわち、企業の自然関連のリスク及び機会に関する開示に対して文脈を提供する記述的な開示

(d) 気候関連のリスク及び機会に関する情報とつながりがある

(e) 産業固有のものである ― すなわち、ある産業において典型的な資源利用、活動、ビジネス・モデルに関連する依存関係及びインパクトとつながりがある

(f) 標準化された用語に基づいている

BC13 ISSB はまた、次の情報に関する潜在的な関連性を識別した。

(a) 自然関連の国際的な政策及び法域ごとの規制が企業のガバナンス及び戦略に情報をもたらす方法

(b) 企業の対話に関する戦略及びプロセス（「先住民族」及び「地域コミュニティ」に関係するものを含む。）

BC14 ISSB は、これらの利用者に共通の情報ニーズについて、「IFRS サステナビリティ開示基準」の要求事項と比較した。その結果、識別された領域の多くは、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に適用される IFRS S1 号の全般的要求事項及びコア・コンテンツ領域によって対処されると結論付けた。例えば、IFRS S1 号は既に、サステナビリティ関連のリスク及び機会の企業のガバナンス、並びに指標及び目標（targets）に関する重要性がある（material）情報を提供し、利用者がサステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する企業のパフォーマンスを理解できるようにすることを企業に要求している。このような情報には、サステナビリティ関連のリスク及び機会（自然関連のリスク及び機会を含む。）に関連する、重要性がある（material）情報が含まれる。また、ISSB は、IFRS S2 号が気候関連のリスク及び機会の自然関連の側面に関する情報を提供することを要求していること、並びに「SASB スタンダード」が特定の産業について自然関連の開示トピック及び指標を含んでいることに留意した。しかし、「IFRS サステナビリティ開示基準」は、自然関連開示に固有の要求事項を提供していない。

 © IFRS Foundation

基準設定に着手する意思決定

BC15　ISSB は、自然関連のリスク及び機会に関する利用者に共通の情報ニーズに対処するために、次の 2 つのアプローチを検討した。

(a)　自然関連のリスク及び機会の文脈において、IFRS S1 号及び IFRS S2 号をどのように適用できるかを示す説明及び例示を伴う教育的資料を開発すること

(b)　必要に応じて、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項に追加される自然関連開示についての要求事項を開発するための基準設定に着手すること。ISSB は、そのような基準設定はさまざまな形式をとる可能性があり、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入への混乱（disruption）を最小化するため、（例えば、発効日の定めのない「基準書」を公表することにより）強制力のない資料（materials）として、又は遠い将来の（distant）発効日を伴う資料（materials）として、利用可能なものとする可能性があることに留意した（BC35 項から BC47 項参照）。

BC16　ISSB は、自然関連のリスク及び機会に関する開示に関連した追加的な詳細（specificity）を導入する要求事項により、企業は、一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズに対処することが可能となることに留意した。このような要求事項は、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する企業により提供される自然関連開示の一貫性及び比較可能性を改善することにもなる。例えば、自然関連のリスク及び機会の所在地関連の側面に関する利用者に共通の情報ニーズに対処するために、IFRS S1 号に追加される要求事項を通じた追加的な詳細（specificity）が必要となる（BC104 項から BC120 項参照）。ISSB はまた、教育的資料によって「IFRS サステナビリティ開示基準」の要求事項の追加又は変更を行うことはできないことにも留意し、利用者に共通の情報ニーズを満たすための具体的な情報の提供を支援するための開示の要求事項を開発することが必要であると結論付けた。これに従い、ISSB は、ISSB の作業計画においてプロジェクトをリサーチ・プロジェクトから基準設定プロジェクトに移行することを決定した。ISSB の見解では、教育的資料は、要求事項の高品質な適用を支援するために、必要に応じて、基準設定作業の後に開発される可能性がある。

BC17　ISSB は、ISSB 自身の基準設定は、IFRS S1 号の概念的基礎及び全般的要求事項、並びに IFRS S2 号の気候関連の開示要求を基礎とすることになることを決定し、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の内容と重複させないことになることに留意した。ISSB はまた、TNFD フレームワークを活用することを決定した。TNFD フレームワークが、利用者に共通の情報ニーズに対処するための実務的かつ効率的なアプローチを提供するものであるためである（BC58 項から BC62 項参照）。

BC18　ISSB は、公開草案の公表をもたらすことになる基準設定プロジェクトを作業計画に追加する前に、ディスカッション・ペーパーを公表する必要があるかどうかを検討した [3]。ISSB は、このステップを省略し公開草案の開発に進むための、問題及び潜在的な解決策に関する十分な情報及び理解を有していることに納得した。

BC19　ISSB はまた、基準設定に着手するとの ISSB 自身の決定の一環として、一般目的財務報告書における情報を作成し、報告するためのコストについても評価した。全体として、ISSB は、自然関連のリスク及び機会に関する利用者に共通の情報ニーズに対処するための追加的な開示の要求事項を導入することによって期待される便益は、その情報を作成するための関連するコストを上回る可能性が高いと結論付けた。

BC20　これとは別に、ISSB は、プロジェクトの範囲を適切に反映するため、プロジェクトの名称を「自然関連開示」に変更することを決定した（BC69 項から BC73 項参照）。

[3] IFRS 財団「デュー・プロセス・ハンドブック」第 5.7 項は、国際サステナビリティ基準審議会（ISSB）がディスカッション・ペーパーが必要かどうかを決定するにあたっての考慮事項を示している。

プロジェクトの目的

BC21 このプロジェクトの目的は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会について、一般目的財務報告書の利用者に共通の情報ニーズに対処するため、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項を基礎とする要求事項を開発するための基準設定に着手することである。

BC22 追加的な要求事項は、次のように設計されている。

(a) 自然関連財務開示の対象範囲を確立する。例えば、本公開草案の付録 A は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供することに関連する用語を定義している。

(b) 自然関連のリスク及び機会の文脈において、IFRS S1 号の具体的な要求事項をどのように適用するかを定める。例えば、提案された要求事項は、自然関連のリスク及び機会に関する情報を識別し開示するにあたり、所在地関連の考慮事項を定めている。

(c) 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るリスク及び機会に関連する、自然関連の具体的な情報を開示するための新たな要求事項を示す。例えば、自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ、並びに自然関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージを開示するという要求事項。

基準設定に対するアプローチ

「IFRS サステナビリティ開示基準」との関係

BC23 本公開草案における提案は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項を補完するように設計されており、「IFRS サステナビリティ開示基準」とあわせて適用しなければならない。

BC24 BC11 項から BC14 項で説明したように、ISSB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項で具体的に対処されていない自然関連のリスク及び機会について、利用者に共通の情報ニーズの領域を識別した。本公開草案における提案は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を基礎とし、識別された領域における利用者の情報ニーズに対処する自然関連開示を支援するために、詳細（specificity）及び補足的な要求事項を追加している。そのような領域には、自然固有の定義、自然関連のシナリオ分析、自然関連のリスク及び機会に関する所在地関連の情報、並びに自然関連のリスクに対する資産若しくは事業活動の脆弱性（vulnerability）、又はそれらの自然関連の機会との整合性に関する情報を提供する指標を含む。この関係は、IFRS S2 号が IFRS S1 号を基礎とし、気候関連のリスク及び機会に関する報告についての詳細（specificity）を追加している（例えば、IFRS S2 号は、気候関連のリスク及び機会に関する開示に関連する、補足的な要求事項を示している）という点において、IFRS S1 号と IFRS S2 号との間の関係に類似している。

BC25 IFRS S2 号を開発するにあたり、ISSB は、IFRS S1 号の要求事項を繰り返すことが、適時な提供を支援し、「気候関連財務開示に関するタスクフォース」の作業との継続性を促進し、「IFRS サステナビリティ開示基準」への移行を促進することになると結論付けた。したがって、IFRS S2 号は気候関連のリスク及び機会に関連する補足的な要求事項を示すことに加え、IFRS S1 号の多くの要求事項を繰り返している。しかし、ISSB は、本公開草案において IFRS S1 号の要求事項を重複させないことを決定した。この決定は、基準設定における一層の効率化を促進し、「IFRS サステナビリティ開示基準」及び自然固有の提案された要求事項を適用する企業にとっての複雑性を低減させることを意図している。したがって、提案された要求事項は IFRS S1 号とあわせて適用されるように設計されている。

 © IFRS Foundation

BC26　IFRS S1 号は、企業に、企業自身のサステナビリティ関連（自然関連を含む。）のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供することを要求している。これには、それらのリスク及び機会に関連する、ガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標（targets）に関する情報が含まれる。IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会（自然関連のリスク及び機会を含む。）に適用される、概念的基礎及び全般的な（overarching）要求事項を確立する基盤となる基準として機能する。本公開草案における提案は、自然関連のリスク及び機会に関する利用者に共通の情報ニーズに対処するために、必要な場合に、自然関連の概念、定義及び要求事項を定めることにより、IFRS S1 号の概念的基礎及び全般的な（overarching）要求事項を基礎とし、補完するものである。

BC27　「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用するすべての企業は、IFRS S2 号に従い気候関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供することが要求される。企業が自然に関連する側面を有する気候関連のリスク及び機会を識別した場合、それらのリスク及び機会の自然関連の側面に関して提供される情報に、IFRS S2 号の要求事項が適用される（この要求事項は、2023 年 12 月に IFRS 財団が公表した教育的資料によって強調された。）[4]。したがって、ISSB は、本公開草案における提案は、企業が IFRS S1 号及び IFRS S2 号の両方を適用していることを基礎とすることを決定した。よって、提案は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項を基礎とし、これを補完するものである。提案は、IFRS S1 号第 21 項に従い、つながりのある情報の開示を支援するものである。同項は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながりを一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を提供することを要求している。提案は、具体的には、企業の気候関連のリスク及び機会と、自然関連のリスク及び機会との間のつながりに関連する開示要求を定めることにより、これを支援している。

BC28　したがって、「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張し、自然関連開示に関する提案された要求事項を適用する企業は、利用者に共通の情報ニーズに対処する自然関連のリスク及び機会に関する比較可能で高品質な開示を提供することができる。本公開草案の付録 B は、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する企業が、IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号「自然関連開示」（以下「本実務記述書」という。）［案］を適用することを支援するために、「IFRS サステナビリティ開示基準」と本実務記述書との関係を定めている（BC35 項から BC47 項は提案を「IFRS 実務記述書」とする、提案された形式について説明している。）。

ISSB の産業別ガイダンス

BC29　「IFRS サステナビリティ開示基準」は、識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会に関連する産業別の情報を開示することを企業に要求している[5]。しかし、「IFRS サステナビリティ開示基準」は、企業が開示を要求される産業別の情報を定めていない。代わりに、当該基準は「SASB スタンダード」又は「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」を参照し、考慮することを企業に要求している[6]。ISSB の産業別ガイダンスは、特定の産業別のビジネス・モデル及び関連する活動を有する企業に対して典型的に適用される開示トピック及び指標を示すことで、利用者にとって関連性がある産業固有の情報を開示するにあたり、企業を支援することを意図している。サステナビリティ関連のリスク及び機会（自然関連のリスク及び機会を含む。）並びに関連する指標を識別するための構造化さ

[4] IFRS 財団「気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」（教育的資料）（2023 年 12 月）issb-naturesocialaspectofclimate-relatedrisks-dec2023.pdf

[5] IFRS S1 号「サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項」第 48 項は、企業は「特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付ける（characterise）他の共通の特徴（features）に関連する指標を含めなければならない」と述べている。

[6] この文書を通じて、「SASB スタンダード」及び「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」をまとめて、「ISSB の産業別ガイダンス」という。

れた基礎を企業に提供することで、ISSB の産業別ガイダンスは、すべての企業による「IFRS サステナビリティ開示基準」の効率的な適用を支援する。

BC30 ISSB のリサーチは、利用者が自然関連のリスク及び機会に関する産業固有の情報を必要としていることを識別した。しかし、本公開草案における提案は、自然に固有の、産業固有の要求事項又は産業別ガイダンスを追加するものではない。IFRS S1 号が企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会について産業固有の情報を提供することを要求しており、また、自然固有のガイダンスは既に ISSB の産業別ガイダンスにおいて利用可能であるため、ISSB は、現時点では自然に固有の追加的な産業別の要求事項又はガイダンスは要求されないと判断した（BC179 項から BC205 項参照）。

BC31 大気質、生態学的インパクト、水管理及び環境サプライ・チェーン管理に関連するリスク及び機会に対処するなどの自然関連の開示トピック及び関連する指標は、「SASB スタンダード」を通じて現れ、これらの多くは「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」にも存在している。2024 年から 2026 年の作業計画の一環として、ISSB は ISSB 自身の産業別ガイダンスを向上させており、これには「SASB スタンダード」における自然関連トピック及び指標の修正案を「自然関連開示」に関するプロジェクトと整合させることが含まれる。

BC32 IFRS S1 号第 58 項(a)の要求事項に従い、企業は、自然関連開示について、「SASB スタンダード」の開示トピック及び指標を参照し、その適用可能性を考慮することが要求される [7]。ISSB は、産業別ガイダンスが、引き続き、「IFRS サステナビリティ開示基準」を補完し、本公開草案における提案とあわせて、ISSB 基準の一貫した適用を支援するものとなることを見込んでいる [8]。

財務諸表における情報とのつながり

BC33 一般目的財務報告書の利用者は一貫して、企業の財務諸表とサステナビリティ関連財務開示との間のつながりの重要性（importance）を強調している。IFRS S1 号は、企業につながりのある情報を提供することを要求しており、これには企業のサステナビリティ関連財務開示とその他の一般目的財務報告書（関連する財務諸表など）との間のつながりを、利用者が理解できるようにすることが含まれる。本公開草案における提案された要求事項が、IFRS S1 号とあわせて適用されるように設計されているため、本実務記述書を適用する企業は、当該企業がこれらの財務諸表の作成に用いた一般に認められた会計原則又は会計実務にかかわらず、当該企業の自然関連財務開示と財務諸表との間のつながりを利用者が理解できるような方法で、情報を開示することが要求されることになる。

BC34 企業が利用者につながりのある情報を提供することをどのように支援するかを決定するにあたり、ISSB は、「IFRS 会計基準」の要求事項に焦点を当てて、提案された要求事項がどのように財務諸表における情報に関連するかを検討した。具体的には、ISSB は、自然関連事項に関する情報が、「IFRS 会計基準」に従い作成される財務諸表において、どのように表示又は開示される場合があるかを検討した。ISSB はまた、自然関連開示に関する用語及び概念を定義するにあたり、「IFRS 会計基準」において用いられている用語及び概念を検討した。これには、特に環境資源の定義の提案が含まれる（BC85

[7] 「IFRS サステナビリティ開示基準」は、企業が ISSB の産業別ガイダンスの適用可能性を考慮することを要求しているものの、適用自体は要求していない。言い換えると、企業が、ISSB の産業別ガイダンスにおける開示トピック及び関連する指標は、当該企業の状況に照らして適用されないと決定する場合がある。この状況であっても、識別されたサステナビリティ関連のリスク及び機会について、意思決定に有用な情報（産業別の指標を含む。）を提供しなければならないという「IFRS サステナビリティ開示基準」の要求事項から、当該企業は免除されるものではない。

[8] 「SASB スタンダード」の修正案についての ISSB の協議に対するコメント提出者は、提案が、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、それらに関する重要性がある（material）情報を提供することを支援することにより、IFRS S1 号及び IFRS S2 号「気候関連開示」の適用を支援することに同意した。アジェンダ・ペーパー6A「SASB 公開草案におけるフィードバックの要約－質問 1 から質問 5」（2026 年 3 月）https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/meetings/2026/march/issb/ap6a-feedback-summary-questions-1-5-sasb-ed.pdf 参照。

© IFRS Foundation

項参照)。ISSB はさらに、特定の事項に関する自然関連開示のための要求事項を議論するにあたり、財務諸表において開示される情報を検討した。例えば、自然関連のリスク及び機会の所在地関連の側面についての議論において、ISSB は、企業の活動及び資産がどこに所在しているかについて、企業がさまざまな種類の報告書において情報を開示する場合があることに留意し、企業の財務諸表において企業の事業セグメントに関する情報を地域（geography）ごとに開示する例を検討した。ISSB は、そのような開示は企業の自然関連のリスク及び機会に関する情報を提供するものではなく、その他の目的を満たすために提供されることが多いことに留意した。

提案された基準設定の形式

BC35 ISSB は、自然関連開示の要求事項を「IFRS 実務記述書」において示すことを提案している。「IFRS 実務記述書」は、IFRS 財団が要求事項及びガイダンスを公表するために確立された基準設定の形式である。「IFRS 実務記述書」を開発するプロジェクトは、ISSB 及び IASB の作業計画において基準設定プロジェクトに分類される [9]。「デュー・プロセス・ハンドブック」に示されているように、「IFRS 実務記述書」を開発するためのプロセスは、「IFRS 基準」を開発するためのプロセス（公開草案の公表及び協議のために要求される期間を含む。）と同じである。しかし、「IFRS 実務記述書」は「IFRS 基準」ではないため、企業は、「IFRS 会計基準」又は「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を表明するために「IFRS 実務記述書」に準拠することは要求されない。

BC36 ISSB は、現時点では、「IFRS サステナビリティ開示基準」とあわせて適用されるように設計される「IFRS 実務記述書」が、自然関連開示の要求事項を公表するための最も適切な形式であると決定した。「IFRS 実務記述書」は、ISSB が、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の世界規模での導入及び採用に対する混乱（disruption）を最小化しながら、一般目的財務報告書の利用者のニーズに対処するために自然関連開示の要求事項を定めることを可能にする。ISSB は、多くの企業及び法域が IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入の過程にあるため、その導入への混乱（disruption）が生じるリスクを考慮しながら、自然関連のリスク及び機会に関する高品質な報告を支援することの便益を考慮する必要があることに留意した。現時点で「IFRS 実務記述書」を提案するという決定は、提案が公表されたタイミングを反映するものである。

BC37 本実務記述書は、自然関連開示の文脈において、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項を変更することなく、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する企業を支援することになる。IFRS S1 号は既に企業に対して、自然に関する重要性がある（material）情報を含め、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関して重要性がある（material）情報を提供することを要求している。自然関連の詳細（specificity）を追加し、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を基礎とした自然関連開示のための追加的な要求事項を含めることにより、本実務記述書は、混乱（disruption）を最小化しながら、企業が、重要性がある（material）情報を提供するという IFRS S1 号の要求事項を満たすことを支援することになる。

BC38 法域は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の採用法域であると記述されるために、本実務記述書を採用することは要求されないことになる。しかし、「IFRS サステナビリティ開示基準」を採用するか、又は自国の基準を開発するために「IFRS サステナビリティ開示基準」を他の方法で使用する法域は、「IFRS サステナビリティ開示基準」に対する本実務記述書の位置付けと整合するように、国内の資料（national materials）に本実務記述書を含め、利用可能とする可能性がある。法域はまた、それぞれの状況における IFRS S1 号及び IFRS S2 号の採用への混乱（disruption）が生じるリスクを考慮して、本実務記述書の使用を要求するかどうか、また要求する場合にいつ要求するかを決定する可能性がある。したがって、「IFRS サステナビリティ開示基準」に含めたり、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を修正したりする代わりに、提案された開示要求を「IFRS 実務記述書」に含めることで、法域がそれぞれの

[9] 例えば、2017 年 11 月、国際会計基準審議会は、IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」を改訂し更新するためのプロジェクトを、基準設定のアジェンダに追加することを決定している。

状況に基づき、自然関連開示を支援するために、本実務記述書をどのように使用するのが最善であるかを決定することを可能にする。

BC39 同様に、企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を表明するために本実務記述書を適用することは要求されないことになる。しかし、企業は適用することを選択することができる。企業が適用を選択することは、企業が適用しない場合と比べて、より比較可能で一貫性のある方法で、自然関連のリスク及び機会に関する高品質で意思決定に有用な情報を提供することに役立つことになる。

BC40 本実務記述書は「IFRS サステナビリティ開示基準」とあわせて適用されるように設計された、独立の文書となる。この形式により、ISSB は、自然関連財務情報に関する利用者に共通の情報ニーズに対処するための開示要求を明確に定め、これらの要求事項と IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項との間のつながりを伝えることができるようになる。

BC41 さらに、「IFRS 実務記述書」の形式で要求事項を提供することは、ISSB が自然関連開示の進展（developments）を評価し、適切な時期に（in due course）「IFRS サステナビリティ開示基準」の設計を検討することを可能にする。「IFRS 実務記述書」は最初の一歩である。「IFRS 実務記述書」の公表後、ISSB は、その後に自然関連の内容を「基準書」（独立のもの又は IFRS S1 号の付録などの別の形式）として公表することを決定する可能性がある。その決定にあたっては、ISSB は、本実務記述書の適用の経験（市場における実務に関するフィードバックを含む。）を考慮することになる。自然関連の内容を「基準書」として公表するために、本実務記述書から進化させるその後の提案はすべて、「デュー・プロセス・ハンドブック」に従い、公開協議の対象となる。

BC42 ISSB は、「IFRS 実務記述書」の形式で自然関連開示の要求事項を提案することに関連するリスクを検討した。これには、次の事項を含む。

(a) 自然関連のリスク及び機会に関するより比較可能な情報を達成することが、（一般目的財務報告書の利用者若しくは規制当局からの奨励に応じて任意で、又は規制当局若しくは法域によりその適用が要求されているために）企業が本実務記述書を適用するかどうかに依存することになるリスク。

(b) 本実務記述書の位置付け並びに本実務記述書と IFRS S1 号、IFRS S2 号、「SASB スタンダード」及び「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」との関係について混乱が生じるリスク。本公開草案における提案された要求事項は、この関係（IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項が自然関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供することにどのように関連しているかを含む。）を説明している（BC23 項から BC28 項も参照）。

(c) 自然に関する報告の位置付けについて市場が誤解するリスク。IFRS S1 号は既に、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会（自然関連のリスク及び機会を含む。）に関して重要性がある（material）情報の開示を要求している。本実務記述書の位置付けは、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する企業にとって、自然に関する報告は強制力がないものであると誤って示唆する場合がある。

(d) 自然関連のリスク及び機会に関する情報が、利用者にとって、気候関連のリスク及び機会に関する情報（これは IFRS S2 号の主題である。）よりも、重要（important）ではないという、誤った印象を生み出すリスク。そのような結果（outcome）は、一部のサステナビリティ関連のリスク及び機会を他のものより優先しないという IFRS S1 号の目的と整合しないこととなる。

BC43 ISSB は、自然関連開示の要求事項を公表するために次のような他の形式を検討した。

(a) IFRS S1 号の修正

(b) IFRS S2 号の修正

(c) 自然関連のリスク及び機会に関する新しい独立の「IFRS サステナビリティ開示基準」の開発

 © IFRS Foundation

BC44　自然固有の内容を含めるように IFRS S1 号又は IFRS S2 号を修正することは、IFRS S1 号又は IFRS S2 号の要求事項が自然関連開示にも関連すること、及び自然関連のリスク及び機会に関する開示は、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する開示とあわせて考慮することができることをより明確に示すことになる。独立の文書として自然固有の内容を示すことと比較して、ISSB は、IFRS S1 号又は IFRS S2 号を修正することは、特定の考慮事項（所在地の関連性など）が自然関連のリスク及び機会の文脈のみで関連するという複雑性又は誤解を生み出すリスクを低減する可能性があることに留意した。独立の文書で自然固有の内容を示すことは、自然関連のリスク及び機会が他のサステナビリティ関連のリスク及び機会と異なる（distinct）ことを示唆する可能性もあり、したがって、縦割りにされた報告（siloed reporting）をもたらす可能性がある。しかし、ISSB は、自然固有の内容を含めるように IFRS S1 号又は IFRS S2 号を修正することは、IFRS S1 号又は IFRS S2 号の採用及び導入に重大な（significant）リスクをもたらすことになると結論付けた。

BC45　ISSB は、新しい独立の「IFRS サステナビリティ開示基準」を開発して強制適用となる発効日を定めることとした場合、進行中の IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入及び採用に対する混乱（disruption）を低減させるために、遠い将来の（distant）日を設定する必要があることに留意した。しかし、遠い将来の（distant）発効日を定めた場合でも、新しい「IFRS サステナビリティ開示基準」を公表することは、法域及び企業に「IFRS サステナビリティ開示基準」の導入への影響（implications）を考慮することを要求することになり、したがって、進行中の法域ごとのプロセス並びに IFRS S1 号及び IFRS S2 号を導入するための企業の取組み（efforts）を混乱させる（disrupt）可能性がある。特定の法域の状況によっては、新しい「基準書」に備えることが、キャパシティ・ビルディングの取組み（efforts）を圧倒し、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入及び採用を遅らせる可能性がある。このリスクは、サステナビリティ報告がまだ初期段階にある多くの法域において高まることになる。ISSB は、当面の間、未発効の既存の「基準書」と「IFRS 実務記述書」との間に、実務上の差異がほとんどないと結論付けた。重要な（importantly）例外は、法域の具体的な状況に対応し、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入及び採用の混乱（disruption）を最小化するために、現時点では、「IFRS 実務記述書」によって柔軟性が提供されるということである。ISSB は強制力のない「基準書」の開発も検討したが、初期的なフィードバックは、「基準書」は典型的に、強制力のある発効日を有しているため、このアプローチはその位置付けについて混乱を引き起こす可能性が高いことを示唆していた。

BC46　ISSB は、総合的に見て、BC36 項から BC41 項に示した理由により、現時点では「IFRS 実務記述書」が自然関連開示の要求事項を公表するために最も適切な形式であると判断した。ISSB は、提案された基準設定の形式についてステークホルダーからのフィードバックを求めている。ISSB は、自然関連の開示要求を公表するための適切な形式を検討するにあたり、本公開草案に関するステークホルダーからのフィードバックを評価する予定である。

BC47　提案された自然関連の開示要求の内容は、基準設定の形式によって影響を受ける（affected）ものではない。重要なことは（importantly）、本実務記述書への準拠を主張する企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」に示されている要求事項と整合するように、本実務記述書で要求されている、すべての重要性がある（material）情報を提供することが要求されることになる。ISSB は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用する企業に対して、本実務記述書をその公表日から適用可能とすることを提案している（BC227 項参照）。このことは、本実務記述書を採用したい企業及び法域が、その便益を直ちに実現できることを意味している。

開示におけるプロポーショナリティ

BC48　提案された開示要求を開発するにあたり、自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示するための、企業の能力（capabilities）及び準備状況の範囲（range）を評価するために、ISSB はステークホルダーと対話した。具体的には、ISSB は次のことを検討した。

(a) 「資源の制約」 ― 自然関連のリスク及び機会の評価に情報をもたらすために、自然に関する企業のインパクト及び依存関係についての情報を収集するために利用可能なシステム及び資源は、企業により異なる。

(b) 「データの欠如」 ― 特にバリュー・チェーンにおいて、企業は、自然関連のリスク及び機会についての開示に関連するデータ収集の課題に直面する可能性がある。

(c) 「専門家による専門性の欠如」 ― 自然関連のインパクト及び依存関係の幅広さ、並びに自然関連のリスク及び機会が相互につながっていること（interconnectedness）は、自然関連の情報収集及び開示に、（一部の企業及び一部の法域では、利用可能性が比較的低い）スキル又は専門性が求められる場合があることを意味している。

「IFRS サステナビリティ開示基準」におけるプロポーショナリティのメカニズム

BC49 IFRS S1 号は、次の場合、「企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。」と述べている [10]。

(a) 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別すること（IFRS S1 号 B6 項(a)）

(b) サステナビリティ関連のリスク及び機会のそれぞれに関連して、バリュー・チェーンの範囲（その幅広さ及び構成を含む。）を決定すること（IFRS S1 号 B6 項(b)）

(c) サステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように企業の財務計画に含まれているかを考慮して、サステナビリティ関連のリスク及び機会が、企業の短期、中期及び長期にわたり、企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与えると予想される（anticipated）影響（effects）の開示を作成すること（予想される（anticipated）財務的影響（effects））（IFRS S1 号第 37 項(a)）

BC50 IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク又は機会の予想される（anticipated）財務的影響を開示する企業に対して、追加的なプロポーショナリティのメカニズムを提供している。当該メカニズムは、企業がそれらの開示を作成するために利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源に見合ったアプローチを用いることを要求している（IFRS S1 号第 37 項(b)）[11]。さらに、企業が定量的情報を提供するためのスキル、能力（capabilities）又は資源を有していない場合、当該企業は、サステナビリティ関連のリスク又は機会に関する予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報を提供する必要はない（IFRS S1 号第 39 項）。これらのスキル又は能力（capabilities）を取得又は開発するために利用可能な資源を有している場合、企業はスキル又は能力（capabilities）が不足していることを理由に、予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報の提供を避けることはできない。しかし、そのような資源が存在しない場合、プロポーショナリティのメカニズムは、時間の経過とともにスキル又は能力（capabilities）の開発に対応することを求めている。

BC51 IFRS S1 号はまた、企業がバリュー・チェーンを通じたサステナビリティ関連のリスク及び機会の範囲を再評価することが要求される状況についても示しており、重大な（significant）事象の発生又は状況の重大な（significant）変化に限定している（IFRS S1 号 B11 項）。この要求事項は、企業が各報

[10] 「IFRS S1 号『サステナビリティ関連財務情報の開示に関する全般的要求事項』に関する結論の根拠」BC10 項から BC17 項は、IFRS S1 号における「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」の概念について、より詳細に提供している。

[11] IFRS S1 号第 38 項もまた、影響（effects）が区分して識別できない場合、又は、それらの影響（effects）を見積るにあたり測定の不確実性の程度があまりにも高いために、もたらされる定量的情報が有用でないと判断する場合、企業が、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する現在の又は予想される（anticipated）財務的影響（effects）に関する定量的情報を開示する必要はないと定めている。

 © IFRS Foundation

告日時点で、自社のバリュー・チェーンを通じてサステナビリティ関連のリスク又は機会のそれぞれの範囲を再評価するために負担するコストが、一般目的財務報告書の利用者にとっての便益を上回る可能性があることを認識している。利用者は、典型的に、重大な（significant）変化が発生した場合にのみ、範囲の再評価による便益を受ける。

BC52 IFRS S1 号の救済措置は、企業が自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示するために本実務記述書を適用する場合に利用可能となる。当該救済措置が利用可能となるのは、本実務記述書を適用する企業が IFRS S1 号及び IFRS S2 号も適用することになり、本公開草案における要求事項が、企業が企業自身の事業において及び企業のバリュー・チェーンを通じて自然関連のリスク及び機会を識別することに関連する要求事項など、IFRS S1 号の要求事項に関連するものだからである。

BC53 IFRS S2 号は、特定の要求事項についてプロポーショナリティに対処するための追加的な救済措置を含んでいる。例えば、気候関連の産業横断的指標に関する情報を提供するにあたり、「報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報」を用いることを企業に要求している（IFRS S2 号第 30 項）。これらの救済措置は、気候関連のリスク及び機会の自然関連の側面について報告する企業が利用可能である。

本実務記述書に導入された追加的なプロポーショナリティのメカニズム

BC54 ISSB は、本公開草案において提案された開示要求に対して、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の開示要求に追加的なプロポーショナリティのメカニズムを導入している。ISSB は、本公開草案において提供される救済措置を IFRS S2 号の救済措置と整合させることが有益となると判断した。これには、気候関連のリスク及び機会と、自然関連のリスク及び機会との間のつながりを踏まえると、共通の開示となり得ることを支援することも含まれる。本公開草案において導入されたプロポーショナリティのメカニズムには、次のものが含まれる。

(a) 自然関連のリスクから生じる不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスについての情報を提供するにあたり、自然関連のシナリオ分析を用いることに関連する要求事項を満たすための開示を作成すること（BC172 項から BC173 項）

(b) 自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージに関する情報並びに自然関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージについての情報を提供すること（BC194 項）

BC55 提案はまた、企業が本実務記述書を適用する最初の年次報告期間における比較情報の開示についての経過的な救済措置を含んでいる。この救済措置は IFRS S1 号 E3 項が提供する救済措置と整合的である。

BC56 本公開草案において提案された要求事項に対して適用されるプロポーショナリティのメカニズムは、表 1 に要約されており、関連性がある場合、この文書において詳細に記述されている。プロポーショナリティのメカニズムは、BC48 項で識別された課題の種類に対処することが意図されている。

BC57 本実務記述書を適用するにあたり企業が利用可能なプロポーショナリティのメカニズムに加えて、本実務記述書の他の側面はこれらの課題を軽減することを意図している。例えば、提案された基準設定の形式は、法域及び企業が、追加的な自然関連の開示要求を適用することの相対的なコスト及び便益、並びに、そのための準備状況も考慮することを可能にする（BC38 項参照）。さらに、「SASB スタンダード」における開示トピック及び指標は、企業が自然関連のリスク及び機会を識別し、それらに関する重要性がある（material）情報を効率的な方法で開示することを支援する可能性がある。BC255 項から BC260 項は、本公開草案における提案された要求事項が、実務的かつ効率的な方法で利用者に共通の情報ニーズに対処するためにどのように設計されたかを説明している。

表 1 ― 提案された要求事項の適用を支援するプロポーショナリティのメカニズムの要約

領域	プロポーショナリティの課題に対処するためのメカニズム(a)		経過的な救済措置
	「過大なコストや労力をかけずに…合理的で裏付け可能な情報」の概念	スキル、能力（capabilities）及び資源の考慮	
IFRS S1 号			
リスク及び機会の識別	X		
予想される（anticipated）財務的影響（effects）	X	X	
バリュー・チェーンの範囲の決定	X		
その他の領域 ― 例えば、報告のタイミング及び IFRS S1 号が適用される最初の年次報告期間における比較情報の提供			X
IFRS S2 号			
気候関連のシナリオ分析	X	X	
特定の産業横断的指標の開示の作成	X		
IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号「自然関連開示」［案］			
自然関連のシナリオ分析	X	X	
自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ、並びに自然関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージの開示の作成	X		
本実務記述書が適用される最初の年次報告期間における比較情報の提供			X

(a)プロポーショナリティのメカニズムを提供することに加えて、ISSB は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の適用を促進するために教育的資料を公表している。

TNFD フレームワークの活用

BC58　本公開草案における提案を開発するために、ISSB は、自然関連のリスク及び機会に関する一般目的財務報告書の利用者に共通の情報ニーズに対処することに役立てるため、TNFD フレームワーク（TNFD の提言、指標及び追加的なガイダンスを含む。）を活用した。この作業は 2025 年 3 月に IFRS

© IFRS Foundation

財団と TNFD との間で署名された「覚書」を反映している。この「覚書」は、両者が TNFD フレームワークを基礎とし、資本市場向けに自然関連財務開示を進化させることをコミットしたものである [12]。

BC59 TNFD フレームワークを活用することに関する ISSB の意思決定は、自然関連のリスク及び機会に関する利用者に共通の情報ニーズに対処するための、フレームワークの範囲、内容及び適合性の ISSB の評価に基づくものである。2021 年以降、TNFD フレームワークは数年かけて開発され、広範囲にわたるテーマに関する専門性から便益を受けてきた。ISSB は当該フレームワークが、次の理由により、識別された利用者に共通の情報ニーズを満たすために、よく適合していると決定した。

(a) 自然のすべての側面を含んでおり、本公開草案の範囲と整合的な自然関連のリスク及び機会についての情報の開示について、考慮すべき包括的で統合された基礎を提供する。

(b) 自然関連開示並びに自然関連の用語及び定義の概念的基礎を示している。これらの概念的基礎並びに関連する用語及び定義は、科学的証拠に基づいており、生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム、自然資本プロトコル及び国際自然保護連合の作業から情報を得ている。

(c) 一般目的財務報告書の利用者にとって意思決定に有用となる開示を識別し、提言することを目指している。フレームワークの開発にあたり、TNFD は、タスクフォースに代表される利用者及び他の利用者のより広いグループと対話した。

(d) 「IFRS サステナビリティ開示基準」を基礎とし、当該基準の概念、定義及び資料（materials）を含んでいる。例えば、TNFD フレームワークは IFRS S1 号のコア・コンテンツ領域に基づく開示構造を有しており、ベースラインとして IFRS S1 号の重要性がある（material）情報の定義を含んでいる。

(e) 採用がますます拡大しており、2026 年 9 月現在、世界規模で、主な産業の 800 を超える組織が採用している [13]。

BC60 また、TNFD フレームワークは、他の資料（materials）（「グローバル・レポーティング・イニシアティブ・スタンダード」（GRI スタンダード）及び「欧州サステナビリティ報告基準」（ESRS）の要求事項を含む。）に情報をもたらし、他の基準とともに適用されるために開発されたものであり、したがって、報告の効率性を支援することができる。

BC61 TNFD フレームワークの活用にあたり、ISSB は、ISSB のリサーチを通じて識別された利用者に共通の情報ニーズに対処する側面、及び TNFD 提言が IFRS S1 号の要求事項では対処されない自然固有の側面を導入している領域に焦点をあててきた。ISSB は、TNFD フレームワークは一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズを考慮しているが、情報ニーズのみに焦点を当てておらず、提言はマテリアリティ（materiality）に対して異なるアプローチを用いて適用されるように設計されていることに留意した [14]。したがって、ISSB は、TNFD フレームワークを活用した提案が、IFRS S1 号の目的を達成

[12] IFRS 財団「IFRS 財団及び TNFD が、資本市場に高品質な自然関連の情報を提供するための協力を正式化」（2025 年 4 月）https://www.ifrs.org/news-and-events/news/2025/04/ifrs-foundation-tnfd-formalise-collaboration/参照。

[13] 自然関連財務開示に関するタスクフォース（TNFD）「TNFD と整合した報告が世界中で倍増するにつれて、自然に関する市場の勢いが加速」（2026 年 9 月）https://tnfd.global/market-momentum-on-nature-accelerates-as-tnfd-aligned-reporting-doubles-worldwide/。TNFD 提言の市場における採用の進捗に関するアップデートは、TNFD の「TNFD 採用者」から確認できる。https://tnfd.global/engage/tnfd-adopters/

[14] 例えば、TNFD は「TNFD 提言は、法域をまたいだ、異なるマテリアリティ（materiality）の選好及びさまざまな報告書の作成者の要求に適応するように設計されている。TNFD は、組織が、ベースラインとして、一般目的財務報告書の利用者にとって重要性がある（material）情報を識別することに対して、ISSB のアプローチを適用することを推奨している。さまざまなマテリアリティ（materiality）アプローチで報告することを希望する又は必要とする報告書の作成者は、ISSB のベースラインに加えて、情報を識別するためにインパクト・マテリアリティ（materiality）・アプローチを適用する場合がある。」と指摘している。TNFD「自然関連財務開示に関するタスクフォース（TNFD）提言」（2023 年）、「セクション 3.1 開示につい

することと整合的であることを確実にするよう追求してきた。さらに、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、企業の自然関連のリスク及び機会についての情報の開示をもたらす側面のみを活用しており、これには、そのようなリスク及び機会を生じさせる自然に関する依存関係及びインパクトと関連する情報が含まれる。

BC62 本実務記述書は、TNFD フレームワーク及びその提言の多くの側面を活用している。しかし、提案は「IFRS サステナビリティ開示基準」の文脈において適用されることになる。したがって、重要性（materiality）、集約及び分解並びにプロポーショナリティのメカニズムなどの関連する IFRS S1 号の概念が適用されることとなる。これらの概念は、TNFD 提言における対応する事項に関するガイダンスと異なることがある。さらに、本実務記述書は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号において提供されている救済措置と整合するように設計された、明示的なプロポーショナリティのメカニズムを導入している。ISSB はまた、「SASB スタンダード」における自然関連の指標に関する修正案の開発にあたり、BC61 項で記述したものと同じ考慮事項とともに、TNFD フレームワークを活用した。

他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの相互運用可能性

BC63 「IFRS サステナビリティ開示基準」並びに他のサステナビリティ関連の基準及びフレームワークとの間の相互運用可能性を達成するための全体的な目的は、報告の効率性を改善させることである。この目的は、一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズに対処する方法で、サステナビリティ報告の重複を低減することによって達成される。この作業は、IFRS 財団と GRI との間の「覚書」の観点から、「GRI スタンダード」に焦点を当てており、また、欧州連合に拠点がある又は相当程度の（significant）事業を営む企業に対して義務付けられるため、ESRS に焦点を当てている。

BC64 提案された開示要求を開発するにあたり、ISSBは、「IFRSサステナビリティ開示基準」及び「GRIスタンダード」又は ESRS を用いて自然関連開示を提供する企業が、可能な限り、労力の重複又は複雑性の追加なしに、そのようにできるようにする機会を探究した。この文書は、具体的な開示要求を提案するにあたり、関連する場合、ISSB が「GRI スタンダード」及び ESRS における要求事項をどのように考慮したかを説明している。

BC65 本公開草案は、関連性がある自然関連の情報を識別するために、これらの情報源が IFRS S1 号の目的を達成するように企業を支援する範囲で、また、「IFRS サステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、企業が ESRS 及び「GRI スタンダード」を参照し、その適用可能性を考慮することを引き続き認めることを提案している。この提案により、また本実務記述書は的を絞った追加的な開示のみを導入するものであるため、ISSB は、本実務記述書が「GRI スタンダード」又は ESRS との相互運用可能性に重大な（significant）影響（effect）を与えるとは見込んでいない。ISSB は、「SASB スタンダード」の向上に関するプロジェクトにおいて、「GRI スタンダード」及び ESRS との相互運用可能性を引き続き検討している。

提案された要求事項の概要

BC66 本公開草案は、一般目的財務報告書の主要な利用者が企業に対する資源の提供に関連する意思決定を行うにあたり有用な自然関連のリスク及び機会に関する情報について、企業が開示することを支援するための提案された要求事項を示している。提案は、企業に対して、その見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべての自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示することを要求することになる。

ての概念的基礎」https://tnfd.global/publication/recommendations-of-the-taskforce-on-nature-related-financial-disclosures/#publication-content 参照。

 © IFRS Foundation

BC67　IFRS S1 号のすべての要求事項は、自然関連のリスク及び機会に関する情報の開示に適用される（BC26 項参照）。本公開草案は、自然関連のリスク及び機会に関する提案された要求事項の文脈を明らかにするために、関連性がある場合、IFRS S1 号の特定の項を参照している。

BC68　本公開草案は、IFRS S1 号のコア・コンテンツ領域に従い構成されており、企業が自然関連のリスク及び機会に関連するガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標（targets）に関する情報を開示するための要求事項を示している。本公開草案の付録 B は、企業が企業自身の自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示するにあたり、考慮することが要求されることになる情報を定めている。

範　囲

BC69　すべての企業は、ある程度、自然に依存しているか又は自然にインパクトを与えており、これらの依存関係及びインパクトは、企業のバリュー・チェーンを通じて、さまざまな自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性がある。しかし、ISSB のリサーチは、リスク及び機会の具体的な種類、それらが企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るかどうか、及びそれらに関する情報に重要性がある（material）かどうかは、企業の産業に関連する資源の使用、活動及びビジネス・モデル、並びに企業自身の事業及びバリュー・チェーンの所在地により異なることを明らかにした。これに対応する利用者の情報ニーズは、さまざまな自然関連のサブトピックを含むが、要求される具体的な情報は、企業の産業及び所在地によって異なる[15]。

BC70　提案の範囲を決定するにあたり、ISSB は、すべての自然関連のリスク及び機会を含めるか、特定の自然関連のサブトピックに範囲を限定するかを検討した。ISSB はまた、特定の産業の企業のための要求事項の開発に焦点を当てるかどうかを検討した。

BC71　ISSB は、企業の産業が自然関連のリスク及び機会にどのように影響を与える（affect）かも考慮しながら、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべての自然関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を含む開示を進めることを決定した。この意思決定は、ISSB のリサーチにおいて識別された利用者に共通の情報ニーズを反映している。提案された要求事項は、企業自身の事業又はバリュー・チェーンの他の場所で発生するリスク及び機会であって、短期、中期又は長期にわたる企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るものを対象としている。この範囲は、IFRS S1 号の範囲と整合している。

BC72　さまざまな自然関連のインパクト及び依存関係が、密接につながったリスク及び機会を生じさせる可能性がある。特定のサブトピックに限定するのではなく、すべての自然関連のリスク及び機会を包含するアプローチは、IFRS S1 号の要求事項と整合するように、つながりのある情報の開示及び関連するトレードオフの考慮を支援する（IFRS S1 号 B39 項から B44 項）。また、企業が特定の自然関連のリスク及び機会をそれぞれ別個に考慮することになった場合に生じる場合がある不足又は重複のリスクを回避する。この範囲は、TNFD 提言において採用されているアプローチとも整合的である。プロジェクトの範囲は、すべての自然関連のリスク及び機会を含むものの、企業は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るリスク及び機会に関して、「IFRS サステナビリティ開示基準」に従いその情報に重要性がある（material）場合にのみ、情報提供することが要求されている。

BC73　本公開草案第 4 項から第 7 項は、IFRS S2 号第 3 項から第 4 項のアプローチに従い、本実務記述書の範囲を示している。本公開草案は、提案された要求事項は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべての自然関連のリスク及び機会に適用されることとなること、また、自然関連のリスクは、自然関連の物理的リスク及び自然関連の移行リスクの両方を含むことを記述している。BC82 項から BC93 項は、本公開草案の付録 A における、自然関連のリスク及び機会の範囲の理解に関連する用語の定義を説明している。

[15] 自然関連のサブトピックは、水、汚染、生物多様性、土壌の健全性、土地の利用又は資源の採取など、企業の自然関連のリスク及び機会に関連する具体的なトピックである。

自然関連のリスク及び機会とは何か

BC74　本公開草案は、企業及び他者の自然に対するインパクト及び依存関係が、どのように企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性があるかを説明している。具体的には、本公開草案は、自然関連のリスク及び機会は、企業及び他者の、環境資源及び関連する便益（生態系サービスによって提供されるものなど）に対するインパクト及び依存関係から生じることを説明している。

BC75　本公開草案 B8 項から B23 項及び付録 A の提案は、標準化された自然固有の用語に基づく情報に関する一般目的財務報告書の利用者に共通のニーズに対処している。ISSB のリサーチは、作成者が自然関連開示において用いているさまざまな用語、並びに、さまざまな自然関連開示の基準及びフレームワークにおいて用いられている、密接に関連しているものの異なる（distinct）いくつかの用語を明らかにした。これらの用語の違いは、企業への資源の提供に関する意思決定において、理解し、比較し、考慮することが困難な情報をもたらす可能性がある。したがって、自然関連開示において用いられる用語の一貫した理解が必要である。標準化された用語は、開示の範囲を定めることに関連し、利用者が企業のリスク及び機会に関する開示を理解するのに役立ち、また、企業が「IFRS サステナビリティ開示基準」の要求事項を理解するのに役立つ。標準化された用語は、保証の対象となる情報にとっても重要である（important）。

BC76　IFRS S1 号及び IFRS S2 号は、標準化された自然関連の用語を定めたり、自然関連のリスク及び機会がどのように生じるかを説明したりしていない。しかし、IFRS S1 号は、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会を支える主要な（key）概念を示している。これには、これらのリスク及び機会がどのように生じるか、及び企業の見通しに影響を与える（affect）可能性が含まれる。

> 「企業のサステナビリティ関連のリスク及び機会は、企業と、当該企業のバリュー・チェーンを通じてのステークホルダー、社会、経済及び自然環境との相互作用から生じる。…これらの相互作用は、企業がキャッシュ・フローを生み出すためにバリュー・チェーンを通じての資源及び関係に依存し、かつ当該企業の活動及びアウトプットを通じてそれらの資源及び関係に影響を与える（affects）、相互依存的なシステムの中で行われる。（IFRS S1 号 B2 項）［下線の強調追加］。」

BC77　IFRS S1 号はまた、サステナビリティ関連のリスク及び機会（自然関連のリスク及び機会を含む。）について、開示の範囲に関連する定義された用語を示している。同様に、IFRS S2 号は、気候関連のリスク及び機会に関連性がある定義された用語を示しているが、これらは、気候関連のリスク及び機会と自然関連のリスク及び機会との間に密接なつながりがあることから、自然関連開示の作成にも関連性がある。

BC78　本公開草案の B8 項から B23 項は、IFRS S1 号 B1 項から B5 項の要求事項を基礎として、自然に固有の文脈を提供している。本公開草案のこれらの項は、本公開草案の付録 A で定義されている用語に関連しており、自然関連のリスク及び機会の範囲並びに提案された要求事項を理解するうえで不可欠なものとして、ISSB が識別したものである。これらの用語は、IFRS S1 号又は IFRS S2 号では定義されていないが、これらの基準において定義されている用語を基礎とし、それらを補完するものである。

BC79　自然関連のリスク及び機会を、より広範なカテゴリーであるサステナビリティ関連のリスク及び機会と区別するにあたり、ISSB は、科学的根拠及び市場からのフィードバックに基づいて、TNFD が自然関連開示の基礎と考えている TNFD フレームワークからのコアとなる自然固有の概念をどのように活用するかを考慮した。当該フレームワークは、企業の活動が、「生態系サービスに対する信頼性があり、費用対効果の高いアクセスに依存している」こと、ポジティブ又はネガティブの場合がある「生態系及び当該生態系による生態系サービスの提供に対してインパクトを与えている」こと、並びに、自然

© IFRS Foundation

に対する依存関係及びインパクトが自然関連のリスク及び機会を生じさせることを説明している[16]。TNFD フレームワークは、「生態系」及び「生態系サービス」という用語、並びに生態系がその一部を構成する「環境資産」[17]というより広い概念の定義及び追加的な説明を含んでいる。

BC80 TNFD フレームワークはまた、「依存関係の経路（pathway）」を識別している。この用語は、特定の活動が依存する環境資産のストック及び生態系サービスのフローに対する実際の又は潜在的な変化が、ビジネスを行うことのコスト及び便益にどのように影響を与える（affect）かについて記述している。自然に対するインパクトに関して、TNFD フレームワークは、「インパクトの経路（pathway）」は、活動がどのように環境資産のストック又は生態系サービスのフローにおける変化（当該変化はポジティブ又はネガティブの場合がある。）をもたらす可能性があるか、並びに、これらの変化がどのように企業にリスク及び機会を生じさせるかを記述していると説明している。

BC81 本公開草案における提案は、これらの TNFD の用語及び概念を活用し、IFRS S1 号において定められているすべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に適用される基礎となる概念を基礎としている。例えば、提案された要求事項は、環境資源及び関連する便益（生態系サービスにより提供される便益を含む。）の質、利用可能性（availability）及び入手可能性（affordability）の重要性（importance）を記述している。この記述は、IFRS S1 号 B3 項の説明に基づいている。本公開草案は、TNFD フレームワークの例を用いて、企業の活動及びアウトプット、他者の活動及びアウトプット、自然の要因並びに周期的な（cyclical）変動の結果としての、企業が依存する環境資源及び関連する便益の利用可能性（availability）、質又は入手可能性（affordability）における変化から生じる自然関連のリスク、すなわち、自然関連の物理的リスクを例示している（本公開草案 B14 項から B20 項）。本公開草案の B21 項から B23 項は、環境資源及び関連する便益の質、利用可能性（availability）又は入手可能性（affordability）における変化を緩和し、適応するための取組み（efforts）が、企業に自然関連の移行リスク及び自然関連の機会をどのように生じさせ得るかについての例を提供している。そのような取組み（efforts）には、それらの資源及び関連する便益を保全、復元又は再生するための取組み（efforts）が含まれる。これらの例は、企業がさまざまな環境資源及び関連する便益（生態系サービスによって提供されるものなど）にどのように依存し、インパクトを与える可能性があるか、依存関係及びインパクトが時間の経過とともにどのように相互に作用及び増幅するか、並びに特定の依存関係又はインパクト及びその結果として生じるリスク又は機会が、所在地、産業及び企業が行う活動の種類によってどのように影響を受ける（influenced）かを示している。

定義された用語

BC82 本公開草案の付録 A は次の用語の定義を提案している。

(a) 生態系サービス

(b) 環境資源

(c) 自然関連のリスク

(d) 自然関連の物理的リスク

(e) 自然関連の移行リスク

(f) 自然関連の機会

BC83 ISSB は、定義することを検討したそれぞれの用語及び概念について、次のことを評価した。

[16] TNFD、「自然関連財務開示に関するタスクフォース（TNFD）提言」（2023 年）、「セクション 2.2 自然関連の依存関係及びインパクト」https://tnfd.global/publication/recommendations-of-the-taskforce-on-nature-related-financial-disclosures

[17] 「環境資産」という用語の使用については、BC85 項から BC86 項参照。

(a) 当該用語又は概念が IFRS S1 号又は IFRS S2 号で既に使用されているか、あるいはこれらの基準で使用されている他の用語又は概念と類似しているか。

(b) TNFD フレームワークにおける関連性がある定義について、修正することなく本実務記述書で使用できるか、又は「IFRS サステナビリティ開示基準」と互換性があるようにするために適応させる必要があるか。

(c) 当該用語又は概念が曖昧である可能性や、他のサステナビリティ関連の基準（具体的には「GRI スタンダード」又は ESRS）、あるいは「IFRS 会計基準」で使用されている定義又は用語との間で矛盾を生じさせる可能性があるか。

BC84 ISSB は、「生態系サービス」及び「環境資源」という用語は、企業の自然関連のリスク及び機会を識別するための共通の基礎を提供するために必要であると決定した。両用語について提案されている定義は、「IFRS サステナビリティ開示基準」における目的及び用語との整合性を確保するために、TNFD 提言で用いられている定義を適応させたものである。環境資源を定義するにあたり、ISSB は、「環境資産」の TNFD の定義が、本実務記述書が対処することを意図している自然の構成要素を適切に反映していると結論付けた。しかし、「資産」という用語は、「IFRS 会計基準」における使用と整合する方法では使用されていなかった。

BC85 資産は、「概念フレームワーク」において、企業が支配している経済的資源と定義されている。しかし、ISSB は、企業が自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業自身が支配する項目のみを考慮することを意図していない。例えば、企業の事業が、ミツバチによる受粉サービス又は企業が支配していない水源へのアクセスに依存している場合がある。いずれの場合においても、そのような項目に関連して、自然関連のリスク及び機会が生じる可能性がある。対照的に、「資源」という用語は、「IFRS 会計基準」において、便益を生み出す潜在能力という概念を適切に記述する方法で用いられており、この概念は、自然関連開示の文脈において、「環境資産」という用語が伝えることを意図しているものである。したがって、本公開草案では、「環境資源」という用語について、自然関連開示の範囲に含めるべき資源の種類を定めるために使用している。これにより、企業の関連する財務諸表を作成するための基準を適用する際に使用される「資産」という用語との混乱を回避している。ISSB は、その作業を通じて、ISSB が IASB の作業を考慮することを確実にし、可能な限り、用語の不整合を避けることにコミットしている。ISSB は、TNFD 提言の言葉遣い（language）を変更することは、既に当該提言を適用している企業の間で混乱を生み出すリスクがあるものの、「IFRS 会計基準」で用いられている用語との矛盾を回避することが重要である（important）ことに留意した。

BC86 本公開草案の B8 項から B13 項は、提案された要求事項に対する企業の理解を支援するために、環境資源及び関連する便益についてさらに記述している。例えば、これらの項では、大気システムとともに環境資源のカテゴリーである天然資源及び生態系について記述し、それらの間の関係を説明している。提案はまた、他の資源及び関係と組み合せて（生態系サービスを通じて受ける）生態系から生じる便益、並びに、生態系以外の環境資源が生み出す潜在能力を有する便益について記述している。

BC87 ISSB は、企業と自然の間の相互作用で自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性があるものに関する ISSB 自身の評価を踏まえ、TNFD 提言における「自然関連の物理的リスク」及び「自然関連の移行リスク」のカテゴリーは、自然関連開示に関連性があると決定した[18]。特に、ISSB は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスクのこれら 2 つの側面が、いずれも自然関連開示の範囲内にあると明確に理解されることが重要である（important）と結論付けた。

[18] TNFD は、自然関連のリスクの第 3 のカテゴリーとして「自然関連のシステミック・リスク」を含んでおり、これは物理的リスク又は移行リスクを通じて企業の見通しに影響を与える（affect）ことがあると説明している。例えば、TNFD は、システミック・リスクには、以前と同じ方法で生態系サービスをもはや提供できなくなるような、重要な（critical）自然システムが不安定化するリスクが含まれる可能性があると説明している。その結果、生態系の崩壊につながる転換点に到達する場合があり、さまざまな物理的リスク又は移行リスクを生成する可能性がある。

 © IFRS Foundation

BC88　ISSB は、「移行」という表示（label）が、自然関連のリスク及び機会に関する開示の文脈において有用であり明確であるかどうかを検討した。ISSB は、気候関連の移行は、低炭素経済への移行に向けて温室効果ガス排出を減少させるという単一の発生要因（driver）と関連しているのに対して、自然関連の移行は多様な発生要因（drivers）のセットに関連するシフトを伴うことに留意した。例えば、そのようなシフトは、プラスチック汚染を削減するための規制上の取組み（efforts）又は特定の生態系の保全に関連する消費者需要における変化に関連する可能性がある。これらの発生要因（drivers）は相互に依存していることが多く、企業の産業及びそのバリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地によって、気候関連の移行の文脈における対応よりも、より多面的な対応が必要となる可能性がある。これらの特性は、「自然関連の移行リスク」という用語を定義することを困難にしている。

BC89　一部の ISSB メンバーは、自然関連の移行に関わる多様で相互につながった発生要因（drivers）のセット及び一般的に理解されている最終的な状態が存在しないことにより、「自然関連の移行リスク」の定義が、企業の自然関連のリスクに関する意思決定に有用な情報の開示を支援するうえで十分に正確（precise）でない場合があることを意味し得るという事実を、他の ISSB メンバーよりも重視した。しかし、ISSB は、総合的に見て、「移行リスク」という用語は、気候変動及び自然の両方の場合において物理的リスクと非物理的リスクとを区別する上で有用であると結論付けた。気候関連の移行リスクと同様に、自然関連の移行リスクは、それ自体が、基礎となる政策的リスク、法的リスク、技術的リスク、市場リスク及びレピュテーション・リスクにより構成され、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンを通じた活動に影響（consequences）を与える。いずれの場合においても、当該リスクは、移行の概念及び外部条件のシフトに関連しており、自然の場合には、環境資源及び関連する便益の質、利用可能性（availability）又は入手可能性（affordability）における変化を緩和し、適応するための取組み（efforts）を含む。この文脈における緩和及び適応には、例えば、それらの資源及び関連する便益を保全、復元又は再生するための取組み（efforts）を含む。本公開草案の B22 項から B23 項は、環境資源及び関連する便益における変化を緩和し、適応するための取組み（efforts）が、企業に自然関連の移行リスクをどのように生じさせる場合があるかを示す例を提供している。ISSB は、自然関連の物理的リスク及び移行リスクは、その生じ方及び現れ方が異なるため、企業がこれらの種類の自然関連のリスクを管理するにあたって、それぞれに識別される（distinct）アプローチをとる場合があることに留意した。ISSB は、自然関連の物理的リスク及び移行リスクを別個に定義することにより、自然関連開示を提供するにあたって両方の側面が考慮され、自然関連のリスクについて必要な情報が提供されることを確実にすることになると結論付けた。自然関連のリスクの 2 つの側面を定義するこのアプローチは、IFRS S2 号における気候関連のリスクに対するアプローチにも整合することになる。

BC90　自然関連の物理的リスクを定義するにあたって、ISSB は、自然の劣化及びそれに伴う生態系サービスの喪失に関連するリスクに焦点をあてている TNFD フレームワーク及び ESRS の定義を考慮した。しかし、ISSB は、自然に対する企業の依存関係から生じる物理的リスクは、環境資源又は関連する便益における変化が生じていない場合であっても（例えば、ある資源に対する需要が増加した場合など）、環境資源及び関連する便益の質、利用可能性（availability）又は入手可能性（affordability）に関連する可能性があり、また、当該リスクは周期的な（cyclical）変化にも関連する可能性があることに留意した。これらの考慮事項は、本公開草案の付録 A の定義に反映されている。

BC91　自然関連の物理的リスク及び自然関連の移行リスクの提案されている定義は、本実務記述書の範囲に含まれる自然関連のリスクを説明している。しかし、ISSB は、本実務記述書において、企業に対し、識別した自然関連のリスクのそれぞれについて、当該リスクを自然関連の物理的リスクと考えているか、又は自然関連の移行リスクと考えているかを説明することを要求することを提案していない。このアプローチは、IFRS S2 号第 10 項(b)が、識別した気候関連のリスクのそれぞれについて、当該リスクを気候関連の物理的リスクと考えているか、又は気候関連の移行リスクと考えているかを説明することを企業に要求するアプローチとは異なっている。ISSB の見解では、自然関連の物理的リスク及び移行リスクのカテゴリーは、それぞれを別個に開示することを企業に要求することが複雑となり得るほどに、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク、又は当該

リスクへの企業の対応に関する利用者の理解を支援することにならないほどに、相互につながっている。

BC92 自然関連の機会について提案されている定義は、自然関連の機会を企業に対する潜在的でポジティブな影響（effects）の観点から定義することにより、IFRS S2 号のアプローチを反映している。この定義は、TNFD フレームワークにおける定義を修正したものであり、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の見通しに与える影響（effects）を理解できるようにする情報を提供することを要求する IFRS S1 号と整合している。

BC93 本公開草案では、提案された要求事項の理解を支援するために、その他の用語及び概念を用いている。これらの用語及び概念には、「自然」、「生態系」、「自然に対する依存関係」及び「自然に対するインパクト」が含まれる。本実務記述書の範囲には自然関連のリスク及び機会が含まれるが、依存関係及びインパクトに関する情報は、提案された要求事項を満たす上で関連性がある場合がある（例えば、本公開草案第 17 項(a)参照）。これは、インパクト及び依存関係が、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を生じさせるためである。したがって、企業の自然関連のリスク及び機会に関連性があるインパクト及び依存関係に関する情報は、利用者が、企業の自然関連のリスク及び機会を理解するにあたり、また、企業への資源の提供に関連する意思決定を行うにあたり、有用となり得る。この焦点は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の目的及び ISSB の産業別ガイダンスに示されている指標と整合している。例えば、「SASB スタンダード」には、典型的に水集約的であるいくつかの産業の水ストレスのある場所からの取水に関連する指標が含まれている。これらの指標は、水に対する企業の依存関係、並びに、その依存関係の結果としての自然関連のリスク及び機会へのエクスポージャーに対する洞察を利用者に与え得る。利用者は、これらの取水に関連する企業の戦略及びリスク管理など、企業が開示する他の情報との文脈において、この情報を評価することができる。

自然関連のリスク及び機会の識別

BC94 自然関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を開示するために、企業は、企業自身の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るリスク及び機会を識別することが要求される。本実務記述書における要求事項は、それらのリスク及び機会の理解及び識別を支援し、それによって自然関連のリスク及び機会に関する開示の質及び一貫性の改善を支援するように設計されている。

BC95 企業の自然関連のリスク及び機会は、幅広い範囲（range）の環境資源（例えば、植物、動物、鉱物及び水）及び関連する便益（生態系サービス（例えば、受粉サービス、気候調節サービス及び文化的サービス）によって提供されるものなど）に対する、企業自身及び他者の依存関係又はインパクトから生じる可能性がある。また、これらは環境資源及び関連する便益の文脈における、企業と「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用から生じる可能性もある。さらに、企業の自然関連のリスク及び機会は、当該企業の気候関連のリスク及び機会とつながりがある可能性がある。これらの資源及び関係は、複雑な方法でつながりがあることが多く、相互につながった自然関連のリスク及び機会を生じさせる場合があり、それは所在地によって異なることが多い。したがって、自然関連のリスク及び機会を識別するためには、企業は、企業自身のバリュー・チェーンを通じてのステークホルダー、社会、経済及び自然環境との相互作用の幅広さ及び複雑性を考慮することが重要である（important）。

BC96 自然関連のリスク及び機会を識別することは、データの収集の困難性、並びにインパクト及び依存関係がどのようにリスク及び機会を生じさせるかを決定するための利用可能な方法論がさまざまで、かつ進化していることにより、課題となる場合がある。この課題は、企業のバリュー・チェーンを通じ

 © IFRS Foundation

て、並びに資産又は活動のさまざまな所在地にわたって生じるリスク及び機会を考慮するにあたり、特に関連性がある[19]。

BC97 さらに、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会に関する情報を提供することは、多くの企業にとって比較的新しい実務である。ISSB のリサーチは、開示されている自然関連の情報は、依存関係及びインパクトに焦点があてられていることが多く、それらの依存関係及びインパクトから生じるリスク及び機会については、有用性の低い情報が開示されていることを明らかにした。自然関連のリスク及び自然関連の機会のいずれについても、ほとんどの開示は、バリュー・チェーンを通じて発生するリスク及び機会ではなく、企業自身の事業に焦点を当てたものであり、一般目的財務報告書の利用者に提供される情報は限定されていた。したがって、企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の高品質な適用を促進する方法で自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、支援を必要とする場合がある。

BC98 「IFRS サステナビリティ開示基準」、ガイダンスの情報源及び教育的資料は、自然関連のリスク及び機会がその一部である、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に関する要求事項及びガイダンスを示している。IFRS S1 号 B1 項から B5 項は、サステナビリティ関連のリスク及び機会がどのように生じるか、及びそれらがどのように企業の見通しに影響を与える（affect）可能性があるかを示している。IFRS S1 号第 54 項は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用することを要求している。IFRS S1 号第 55 項は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の適用に加え、そのようなサステナビリティ関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業を支援するガイダンスの情報源に言及している。これらのガイダンスの情報源に関連して、IFRS S1 号は、企業が「SASB スタンダード」を参照し、考慮するという要求事項を含んでいる。「SASB スタンダード」は、特定の産業のビジネス・モデル及び関連する活動を有する企業に対して典型的に適用される、自然関連のリスク及び機会の識別に関連する開示トピックを示している（BC31 項参照）。この産業別アプローチが有用であるのは、BC9 項で指摘したように、自然関連のリスク及び機会、並びにそれらの企業の見通しに与える影響（effects）が、産業によって異なる可能性があるためである。IFRS S2 号第 12 項は、企業自身の気候関連のリスク及び機会を識別する企業に対して、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」における産業別の開示トピックを参照し、その適用可能性を考慮することを要求している。IFRS 財団は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に関連性がある教育的資料も公表している[20]。

BC99 BC49 項で指摘したように、IFRS S1 号は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別、並びにそれらのリスク及び機会のそれぞれに関連する企業のバリュー・チェーンの範囲の決定に対する具体的なプロポーショナリティのメカニズムを含んでいる。IFRS S1 号は、これらの要求事項を満たすにあたって、「企業は、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならない。」と述べている。

BC100 ISSB は、自然関連のリスク及び機会の具体的な特性、並びにそれらの複雑性及び幅広さは、リスク及び機会の識別に関する IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項を補完するための具体的な要求事項を正

[19] ISSB が自然関連のリスク及び機会に関する情報の開示に関する具体的な課題をどのように識別したか、並びに「IFRS サステナビリティ開示基準」において利用可能であり、かつこれらの課題に対処するために本実務記述書での導入が提案されているプロポーショナリティのメカニズムについては、BC48 項から BC56 項参照。

[20] 例：IFRS 財団「気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」（教育的資料）（2023 年 12 月）https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-climate-relatedrisks-dec2023.pdf、IFRS「サステナビリティ関連のリスク及び機会、並びに重要性がある（material）情報の開示」（教育的資料）（2024 年 11 月）https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supportingimplementation/issb-standards/issb-materiality-education-material.pdf、IFRS 財団「ISSB 基準を適用する際の ISSB 産業別ガイダンスの利用（教育的資料）」（2025 年 7 月）https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/issb-standards/issb-industrybased-guidance-applying-issb-standards.pdf

当化すると判断した。したがって、本公開草案における提案は、企業及び他者の依存関係及びインパクトが、どのように企業の自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性があるか、並びにそれらが企業の見通しに影響を与える（affect）可能性があるかを説明している（BC79 項から BC81 項参照）。また、本公開草案第 10 項は、企業が自然関連のリスク及び機会を識別し、それらに関する重要性がある（material）情報を開示するにあたり、具体的な考慮事項を示している。企業が自然関連のリスク及び機会を識別するための考慮事項を定めるにあたり、本公開草案第 10 項は、サステナビリティ関連のリスク及び機会の識別に関連する、IFRS S1 号のプロポーショナリティのメカニズムが適用されることも定めている（BC99 項参照）。

BC101 ISSB は、一貫性がなく、かつ進化している方法論及びプロセスに関連する、自然関連のリスク及び機会を識別するうえでの実務上の課題を識別したものの、本公開草案は、自然関連のリスク及び機会を識別するための具体的な評価方法を規定していない。そのような要求事項は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の役割を超えることになる。「IFRS サステナビリティ開示基準」は開示の要求事項を定めるものであり、評価方法の使用を規定するものではない。しかし、ISSB は、TNFD の「自然関連課題の識別及び評価に関するガイダンス：LEAP アプローチ 2.0 版（以下『LEAP アプローチ』という。）」が、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会の識別にあたり、企業を支援するために有用である場合があると考えた（observed）。したがって、ISSB は、この考えを本実務記述書に含めることを決定した（本公開草案第 11 項から第 12 項参照）[21]。TNFD は、識別を支援するガイダンスに対する市場のニーズに対応して「LEAP アプローチ」を開発し、市場への浸透に関する分析では当該アプローチが実質的に適用されていることが示されている。「LEAP アプローチ」の有用性に関する考えは、ESRS において「LEAP アプローチ」を参照していることとも整合している。「GRI 101: 生物多様性 2024」では、企業が生物多様性へのインパクトを識別するために「LEAP アプローチ」を用いることを可能にしている。したがって、提案は、ESRS 及び「GRI スタンダード」との相互運用可能性を支援することになる。

BC102 しかし、提案は、企業が本実務記述書又は「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張するために「LEAP アプローチ」を用いる必要はないと定めている。ISSB は、「LEAP アプローチ」が「IFRS サステナビリティ開示基準」又は本公開草案の用語及び概念と完全には整合していないことに留意した。そのため、企業が自然関連のリスク及び機会の識別を支援するために「LEAP アプローチ」を用いる場合、IFRS S1 号の目的及び要求事項並びに本実務記述書における提案された要求事項に従い「LEAP アプローチ」を用いることを企業に要求することを提案すると決定した。例えば、「LEAP アプローチ」の「P」段階（「TNFD の開示提言と整合するように、重要性がある（material）自然関連の論点への対応及び報告の準備をする」）は、本実務記述書を適用する企業にとって関連性がある可能性は低い。企業は、TNFD の開示提言と整合するのではなく、提案された要求事項に従い、企業自身の自然関連のリスク及び機会に関する情報を提供することが要求されることになるためである。

BC103 「IFRS サステナビリティ開示基準」における要求事項及び関連するガイダンスとあわせて、BC100 項から BC102 項において考慮した本公開草案の側面は、次のことを意図している。

(a) 自然関連のリスク及び機会に対する企業の理解及び識別を支援すること

(b) 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報の提供を支援すること

[21] TNFD「自然関連課題の識別及び評価に関するガイダンス：LEAP アプローチ 2.0 版」（2026 年）https://tnfd.global/publication/additional-guidance-on-assessment-of-nature-relatedissues-the-leap-approach/

 © IFRS Foundation

所在地関連の考慮事項

BC104 本公開草案は、企業に、自然関連のリスク及び機会を識別し、それらに関する重要性がある（material）情報を開示するにあたり、企業自身のバリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地を考慮することを具体的に要求することになる。また、提案は、企業が考慮することが要求されることになる所在地の関連性がある側面を示している。

BC105 ISSB のリサーチは、環境資源及び関連する便益に対する企業の依存関係及びインパクトは、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地によって、異なることが多いことを示した。自然に対する依存関係及びインパクトから生じる自然関連の物理的リスク及び移行リスク、並びに自然関連の機会は、それらの所在地の特性とつながっていることが多い。これらの特性には、所在地の物理的属性（土壌の質又は生物多様性など）、並びに社会的及び規制上の要因が含まれる。したがって、自然関連のリスク及び機会は、1 つの法域の範囲に対応する場合もあれば、複数の法域の範囲をまたぐ場合もある。究極的には、所在地は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、また、それらのリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を開示するにあたり、重要な（important）考慮事項である。特定の所在地の特性は、企業が自然関連のリスク及び機会にさらされているかどうか、また、そのエクスポージャーの規模（magnitude）に影響を与える（affect）ためである。

BC106 例えば、ある所在地の特性は、環境資源及び生態系サービスの質及び利用可能性（availability）、並びに天然資源の入手可能性（affordability）に影響を与える（affect）可能性がある。これらの影響（effects）は、短期、中期及び長期にわたり、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性がある。

BC107 一般目的財務報告書の利用者は、これらの理由により、企業の自然関連のリスク及び機会を評価するために所在地関連の情報が必要であり、必要な情報は産業によって異なる可能性があると述べている。利用者は、そのような情報が企業の報告書にほとんど記載されていないと考えた（observed）。また、そのような情報が入手可能な場合であっても、利用者は、バリュー・チェーン又は特定の種類の生態系に関連する所在地に関する開示に不足があることを挙げた。これらの利用者は、企業が提供する所在地関連の側面に関する情報と、自然関連のリスク及び機会を管理するための企業の戦略とのつながりを理解することが困難であると指摘した。また、企業間で情報を比較することが困難であるとも指摘した。

BC108 利用者が、所在地に関する記述的情報及び定量的情報の両方が有用であることを指摘したものの、そのような情報は、自然関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーを理解するのに十分に詳細であるべきであると述べた。例えば、特定の資産に関する情報が、企業の状況において重要性がある（material）場合、利用者は、当該資産の所在地に関する地理空間データ、並びに企業の見通しに影響を与え（affect）得る自然関連のリスク及び機会に関連する、当該所在地における資産の種類及び事業活動に関する情報が有用であることを指摘した。しかし、利用者はまた、過度に詳細な情報は重要性がある（material）情報を不明瞭にする可能性があり、適切な地理的規模（scale）は企業によって異なるであろうと指摘した。さらに、利用者は、所在地ごとに分解された情報とは対照的に、集約された情報は、企業の事実及び状況によっては適切である場合があることを指摘した。

BC109 自然関連のリスク及び機会の識別における所在地の考慮は、IFRS S1 号の要求事項と整合しているものの、IFRS S1 号は、企業がサステナビリティ関連のリスク及び機会の識別において、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地を考慮することを定めていない。

BC110 ISSB は、所在地関連の情報は、IFRS S1 号で概説されている開示のすべてのコア・コンテンツ領域にわたって、特に、戦略、リスク管理並びに指標及び目標（targets）に関する開示に、関連性がある可能性があると考えた。IFRS S1 号は、サステナビリティ関連のリスク及び機会のうち、所在地関連の側面についての情報の開示を具体的に要求していない。しかし、そのような情報を開示することは、

IFRS S1 号のいくつかの要求事項を満たすことに関連性がある。具体的には、IFRS S1 号は次のことを要求している。

(a) 企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどの部分にサステナビリティ関連のリスク及び機会が集中しているか（例えば、地域（geographical areas）、施設、及び資産の種類）の記述（IFRS S1 号第 32 項(b)）。

(b) 企業が考慮した、サステナビリティ関連のリスク及び機会の間のトレードオフ（例えば、新たな事業を営む所在地に関する意思決定を行うにあたり、企業は当該事業による環境上のインパクト及び当該事業がコミュニティにおいて生み出す雇用の機会を考慮している場合がある。）（IFRS S1 号第 33 項(c)）。

(c) サステナビリティ関連のリスク又は機会、及び当該リスク又は機会に関連する企業のパフォーマンスを測定し、モニタリングするために企業が用いている指標の開示（IFRS S1 号第 46 項(b)）。

(d) 企業は、情報をどのように集約及び分解するかを考慮すること。例えば、重要性がある（material）情報が不明瞭にならないことを確実にするために、地理的な所在地ごとに情報を分解する必要がある場合がある（IFRS S1 号 B29 項から B30 項）。

BC111 ISSB は、自然関連のリスク及び機会の所在地関連の側面に関する情報を提供することは、IFRS S1 号の他の要求事項を満たすためにも必要となる場合があることに留意した。これには、利用者が次の事項を理解できるようにするための情報に関する要求事項が含まれる。

(a) 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会（IFRS S1 号第 30 項）

(b) サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに与える影響（effects）（IFRS S1 号第 32 項）

BC112 「SASB スタンダード」はまた、自然関連のリスク及び機会に関する所在地関連の側面に関連する開示トピック及び指標を含んでいる。これらには、「SASB スタンダード」に対する向上で提案されている「水管理」のトピックに関する指標（例えば、水ストレス地域（areas）からの取水量又は水消費量の割合）及び「生態学的インパクト」に関する指標（例えば、環境にセンシティブな場所（sensitive locations）又はその周辺の事業の空間フットプリント）が含まれる。

BC113 ISSB は、所在地を考慮する必要性は自然関連のリスク及び機会に固有のものではないことに留意した。しかし、自然関連のリスク及び機会を理解するにあたり、所在地及び関連する環境上の特性が重要であること、並びに開示の目的上、これらのリスク及び機会を識別するにあたり企業を支援する必要があることを踏まえ（BC96 項から BC97 項参照）、ISSB は、企業が開示のために自然関連のリスク及び機会を識別する際に、所在地に関連する具体的な考慮事項を提案することを決定した。

BC114 本公開草案の B27 項から B35 項は、環境資源及び関連する便益に対する依存関係及びインパクトから生じる自然関連のリスク及び機会を理解するにあたり関連性がある可能性がある所在地の特性を記述している。このことは、企業がこれらのリスク及び機会を識別することを促進し、重要性（materiality）の判断を支援する可能性がある。本実務記述書で対処している特定の考慮事項は、センシティブな場所（sensitive locations）という概念である。センシティブな場所（sensitive locations）という概念は、TNFD 提言に基づいており、TNFD 提言は、これらの地域（areas）を、生態学的センシティビティの 5 つの規準（criteria）のうち 1 つ以上を満たす地域（areas）として記述している。提案は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を識別する際に、バリュー・チェーンを通じての資産又は活動のセンシティブな場所（sensitive locations）への近接性を考慮することを企業に要求することになる。また、「GRI 101: 生物多様性 2024」も、企業が生物多様性に最も重大な（significant）インパクトがあるサイトを定義するために、TNFD 提言の 5 つの規準（criteria）を用いることを要求している。TNFD の「LEAP アプ

 © IFRS Foundation

ローチ」は、そのような所在地は「組織を、通常のリスク管理プロセスではまだ捉えられていない場合がある、より高いリスク（物理的リスク及び移行リスクの両方）及び機会にさらす場合がある。」ことを指摘している。提案された開示要求は、センシティブな場所（sensitive locations）の定義を提案していない。その代わり、提案は、企業が自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり考慮することが要求されることになる所在地の例を提供することによって、この概念を記述している。また、BC31 項で指摘されている「SASB スタンダード」の修正案も、TNFD 提言を活用し、企業の生態学的インパクトから生じるリスク及び機会に関する産業固有の指標の文脈において、センシティブな場所（sensitive locations）に関するガイダンスを提供している [22]。

BC115 提案はまた、企業自身の自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、企業が、そのバリュー・チェーンを通じての資産又は活動の直接のサイトを超えた、企業自身の依存関係及びインパクトの所在地を考慮することを定めている。この要求事項は、IFRS S1 号に既に含まれている概念と整合している。本実務記述書の具体的な文言及び強調は、TNFD の「LEAP アプローチ」を活用している。このアプローチは、自然に関する企業のインパクトが企業自身の活動の直接のサイトを超えてどのように発生する可能性があるかを記述するために、企業の「影響範囲（area of influence）」という概念を用いている。本公開草案の B33 項は、新たな用語を導入せずにこの概念を記述している。

BC116 また、提案された要求事項の B36 項は、自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり IFRS S1 号 B6 項を適用するために、企業は、企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならないと定めている。

BC117 ISSB はまた、IFRS S1 号の関連する項に従い、企業が、自然関連のリスク及び機会に関連するガバナンス、戦略、リスク管理並びに指標及び目標（targets）について開示する情報に、所在地関連の情報を含めることを要求する旨を定めることを決定した（この文書の「コア・コンテンツ」セクションにおける、これらのコア・コンテンツ領域のそれぞれについての所在地関連の情報に関する要求事項の説明を参照）。

BC118 提案はまた、企業が開示を作成し、その開示における情報についての適切な地理的規模（scale）及び集約のレベルを決定するにあたって、考慮することが要求されることになる、企業の自然関連のリスク及び機会の所在地関連の側面を定めている（本公開草案 B39 項から B42 項参照）。ISSB は、企業が、そのような情報を開示するための適切な地理的規模（scale）を決定するにあたって判断を行う必要があり、その規模（scale）は企業並びにリスク又は機会によって異なることに留意した。本実務記述書において提案されている集約に関する要求事項は、TNFD フレームワークを活用しており、IFRS S1 号 B29 項から B30 項の集約及び分解に関する要求事項の適用を支援することになる。これらの追加的な要求事項は、企業の重要性（materiality）の判断を支援し、開示における一貫性を改善することが意図されている。

BC119 情報に重要性があり（material）、かつ有用であるためには、一般目的財務報告書の利用者が、リスク又は機会に関連性がある所在地の属性を理解できる規模（scale）で提供される必要がある。場合によっては、サイト固有の情報に重要性がある（material）ことがある（例えば、地理空間データ）。他の場合には、地理的地域（region）における活動についての、より一般的な情報がより適切である場合がある。したがって、ISSB は、特定の地理的規模（scale）での情報の開示を要求したり、又は企業が自然関連のリスク及び機会に関する情報を所在地ごとにどのように分解するかを規定したりすることは適切ではないと判断した。同様に、規模（scale）及び分解に対する適切なアプローチは、法域に関連するものか、又は生態学的なものかにかかわらず、とりわけ、自然関連のリスク又は機会の種類によって異なる。状況によっては、集約された情報が、分解された情報よりも有用である可能性があ

[22] ISSB は、「SASB スタンダード」の修正案において、「環境にセンシティブな場所（sensitive locations）」の定義は TNFD フレームワークにおける記述と整合していないことに留意した。定義は、「物理的な水リスクが高い地域」を含めておらず、「生態学的インパクト」の開示トピック内で「『先住民族』、『地域コミュニティ』及びステークホルダーに対する便益」に言及していない。しかし、そのような所在地に関する情報は、「水管理」並びに「コミュニティとの関係及び先住民族の権利」などの他の SASB の開示トピックの対象とされている。したがって、開示される情報の範囲は同じになることが見込まれる。

る。例えば、企業の収益（revenue）又は資産のうち特定のリスクにさらされている部分に関する情報は、影響を受ける（affected）サイトの一覧よりも有用である可能性がある。情報の地理的規模（scale）及び分解に対するこのアプローチは、ESRS におけるアプローチと整合している。気候変動以外のトピックに関する ESRS の環境基準は、リスク及び機会に関する情報を開示するにあたり、所在地ごとの分解の水準を主要な（key）考慮事項として言及している。ESRS はまた、情報をいつ、どのように分解すべきかについてのガイダンスも提供しているが、開示される情報において特定の地理的規模（scale）又は分解のレベルは要求していない。「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』に関する付属ガイダンス」（IE6 項から IE28 項）もまた、企業が、自然関連のリスクに関する重要性がある（material）情報を開示するための適切な地理的規模（scale）及び集約のレベルをどのように決定する場合があるかを説明する例を提供している。

BC120 所在地関連の情報に関して提案された要求事項から生じる開示は、自然関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャー及び自然関連のリスク及び機会への企業の対応についての利用者の理解を支援することが意図されている。この情報は、究極的には、短期、中期及び長期にわたる企業の見通しに当該リスク及び機会が与える、実際の又は潜在的な影響（effects）についての利用者の評価に情報をもたらす可能性がある。

「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用

BC121 自然関連のリスク及び機会は、企業のバリュー・チェーンを通じての環境資源との相互作用が、同じ資源及びそれらの便益に依存し、それらに対する権利又は利害を有する他者に影響を与える（affect）場合に、生じる可能性がある。したがって、自然関連のリスク及び機会を識別し、それらに関する重要性がある（material）情報を開示するにあたり、企業は、そのような者と企業自身との相互作用を考慮することが要求されることになる。そのような相互作用並びに自然関連のリスク及び機会への関連性を記述するにあたり、本公開草案 B44 項及び B46 項は、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーから構成される社会及びステークホルダーのカテゴリーを記述している。このカテゴリーの記述は、TNFD フレームワークを活用している。

BC122 ISSB のリサーチによれば、一般目的財務報告書の利用者のほとんどは、企業のバリュー・チェーンを通じた「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用に関する重要性がある（material）情報は、自然関連のリスク及び機会の企業の見通しに与える影響（effects）を評価するうえで関連性があり、かつ意思決定に有用であると識別した。特に、利用者は、これらの者との相互作用が、土地へのアクセス又は許認可の取得に関する企業の能力（ability）に影響を与える（affect）可能性があり、そのことが、キャッシュ・フロー及びプロジェクトの時間軸に直接影響を与える（influence）可能性がある場合に、この情報に重要性（importance）があることを強調した。

BC123 利用者が意思決定に関連性があると述べた情報の種類には、次のものが含まれる。

(a) 「先住民族」又は「地域コミュニティ」の土地内又はその近辺に事業活動又は資産が所在することによる、企業の自然関連のリスク及び機会へのエクスポージャー。この情報は、「先住民族」又は「地域コミュニティ」が、同じ環境資源及び関連する便益に対して、領土に関する権利又は慣習的な土地保有権を有している場合に、当該資源及び便益へのアクセスに関連する自然関連のリスク及び機会に、企業がどの程度さらされているかを理解する上で有用な洞察を提供する可能性がある。

(b) 企業による「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの対話の存在及びその質。これには、関連性がある場合、企業が「自由意思による、事前の、

 © IFRS Foundation

十分な情報に基づく同意（Free, Prior and Informed Consent）」の原則を含めているか、また、対話の有効性を評価するためのプロセスが整備されているかが含まれる。

(c) 企業が関連するリスクを識別し、管理するために用いるプロセス（当該プロセスが、より広い企業全体のリスク管理の枠組み及びガバナンス体制にどのように統合されているか、並びに関連するサプライ・チェーンのデュー・デリジェンスが含まれる。）。利用者はまた、人権に関する方針についての情報は、企業が自然関連のリスク及び機会をどのように管理しているかを理解することに関連性がある可能性があると指摘した。しかし、有用な情報には、企業がこれらの方針をどのように導入しているのかについての証拠を含めるべきであると強調した。

(d) 企業が、企業の対話の結果（outcomes）を企業自身の自然関連のリスク及び機会への対応に統合する方法（企業の対話が企業のリスク・エクスポージャーを低減したか又はレジリエンスを改善したかどうかを含む。）。

BC124 利用者はまた、これらの相互作用から生じる自然関連のリスク及び機会は文脈依存的であり、情報の関連性及び適切な開示の種類は、バリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地、企業がバリュー・チェーンを通じて相互作用するコミュニティの特性、並びに企業が属する産業に典型的な環境資源に対する依存関係又はインパクトなどの要因によって異なることを説明した。究極的には、これらの相互作用から生じる企業の見通しに対する影響（effects）は、社会的又は文化的インパクトに関連するものを含む要因の組み合わせによって生じる可能性がある。

BC125 ISSB は、IFRS S1 号における要求事項は、企業が「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用及び対話に関する自然関連の情報を開示するための基礎を提供していることに留意した。IFRS S1 号における要求事項の多くは、識別された利用者のニーズに対処する、そのような相互作用に関する情報の開示に関連性がある。例えば、IFRS S1 号の要求事項は、そのような者との相互作用を管理するプロセスのガバナンスに関する情報、並びに自然関連のリスク及び機会を識別し管理するためにそのような者との対話に用いられる方針及びプロセスに関する情報の開示に関連性がある。

BC126 ISSB はまた、「SASB スタンダード」が、識別された利用者のニーズに対処するために、この領域における情報を提供することに関連性があることに留意した。「SASB スタンダード」は、「先住民族」及び「地域コミュニティ」との相互作用、並びに対話の存在及び特性から生じるリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーに関する情報を提供するための産業固有のガイダンス（指標を含む。）を含んでいる[23]。ISSB は、関連する指標には、自然の文脈における相互作用が含まれるが、これらに限定されないことに留意した。

BC127 しかし、ISSB は、企業自身の自然関連のリスク及び機会の識別、並びにそれらに関する重要性がある（material）情報の開示における、企業と「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用の関連性を定めるために、IFRS S1 号の要求事項を補完することが必要であると決定した。この追加的な詳細（specificity）は、企業が、自然関連のリスク及び機会に関する利用者に共通の情報ニーズに対処する、一貫性があり比較可能な開示を提供することを支援するために、提案において導入されることになる。例えば、「SASB スタンダード」で用いられている「地域社会」又は「コミュニティ」という用語に代えて、提案に「地域コミュニティ」及び「影響を受ける（affected）ステークホルダー」という具体的な用語を含めることを決定するにあたり、ISSB は、TNFD が広範な対話及び協議に基づいてこれらのグループをそのフレームワークに含めたものであり、これらのグループは、自然関連のリスク及び機会に関する情報に関連性があることに留意した。例えば、「地域コミュニティ」という用語は、「生物多様性条約（CBD）」に基づいており、

[23] 「SASB スタンダード」における関連する開示トピック及び指標は、「先住民族」、「コミュニティ」又は「地域社会」に言及し、コミュニティの権利及び利害に関連するリスク及び機会に関連している。ISSB は、「自然関連開示」プロジェクトの調査結果を、「SASB スタンダード」の向上に関する作業の一部として考慮している。これには、関連性がある場合、指標が対象とするステークホルダー及びコミュニティの種類並びに言葉遣い（language）及び用語の一貫性が含まれる。

本公開草案 B44 項に記述されているように、自らの領域内に存在している環境資源及び生態系サービスと強い結びつき（link）を有する特定の人々のグループを指す[24]。

BC128 したがって、本実務記述書第 10 項(b)は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）を考慮することを定めている。提案の B44 項から B47 項は、企業と「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用がどのように自然関連のリスク及び機会を生じさせる可能性があるか、並びに企業によるそのような者との対話がどのように企業の見通しに影響を与える（affect）可能性があるかを説明している。ISSB のリサーチによれば、そのような者との対話の存在及びその質は、自然に対する企業のインパクト及び依存関係から生じる可能性があるリスク及び機会についての企業の理解に影響を与える（affect）可能性がある。そのような者との対話が、企業の自然関連のリスク及び機会並びに見通しにとって潜在的な関連性を有する可能性を定めることにより、提案は、企業が自然関連のリスク及び機会を識別することを支援することを目指している。自然関連のリスク及び機会を識別するにあたり所在地を考慮することに関連するプロポーショナリティのメカニズムと整合的に、B48 項は、企業は、第 10 項(b)の要求事項を適用するために、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いなければならないと定めている。

BC129 自然関連のリスク及び機会の文脈における、企業と、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）は、他のサステナビリティ関連のリスク及び機会とつながりがあり、潜在的に重複がある。一部の ISSB メンバーは、他の ISSB メンバーよりも、そのような相互作用に関連する IFRS S1 号の既存のコア・コンテンツの要求事項並びに「SASB スタンダード」における開示トピック及び指標に重点を置いており、本実務記述書においてさらに詳細に定めることなしに（提案において「地域コミュニティ」及び「影響を受ける（affected）ステークホルダー」の用語を用いることを含む）、これらの要求事項及びガイダンスが、企業がそのような相互作用に関する情報を開示するのに十分であるかどうかに重点を置いていた。しかし、総合的に見て、ISSB は、自然関連のリスク及び機会に関する識別された利用者に共通の情報ニーズに対処するため、企業が、自然関連のリスク及び機会に関連する企業のガバナンス、戦略及びリスク管理に関連する IFRS S1 号の各項に従い開示する情報（この文書の「コア・コンテンツ」セクションを参照）に、これらの相互作用に関する情報を含めることを定めることを決定した。

BC130 ISSB が、自然関連開示の文脈において企業に開示を要求することを提案することを決定した具体的な情報の項目の 1 つは、コア・コンテンツ領域において、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの相互作用（対話を含む。）に関する開示の対象となる人々のグループを識別することである（提案の第 17 項(b)）。ISSB が、この要求事項を提案することを決定したのは、自然の文脈において、企業の相互作用（対話を含む。）に関する情報が、企業自身の状況に照らして重要性がある（material）場合、この情報が利用者の意思決定に有用であると識別されたためである。この情報が特に有用なのは、企業が相互作用する人々のグループには、それらの相互作用の所在地に応じて、さまざまな法的保護、慣習上の権利及び自然との伝統的な結びつき（link）が存在している可能性があり、それが企業の自然関連のリスク及び機会並びに企業自身の見通しに影響を与える（affect）可能性があるためである。しかし、企業は、これらのカテゴリーのもとで開示を分解したり、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーの用語を用いたりすることは要求されない。むしろ、これらのカテゴリーは、自然との相互作用によって影響

[24] TNFD フレームワークにおける「地域コミュニティ」という用語の使用は、「生物多様性条約（CBD）」第 8 条（j）の「生物多様性の保全及び持続可能な利用に関連する、伝統的な生活様式を体現している地域コミュニティ」に基づいている。TNFD フレームワークは、そのようなコミュニティを識別するのに潜在的に有用な特性を指摘している。TNFD「用語集バージョン 6.0、2026」https://tnfd.global/wp-content/uploads/2023/09/TNFD-Glossary-ofterms-V6-January-2026.pdf?v=1767713104 参照。

 © IFRS Foundation

を受ける（affected）グループに関する重要性がある（material）情報の提供を支援することが意図されている（BC148 項参照）。

自然関連及び気候関連のリスク及び機会

BC131 本実務記述書第 13 項は、企業は、IFRS S1 号第 21 項に従い、一般目的財務報告書の利用者が、企業の自然関連のリスク及び機会と気候関連のリスク及び機会との間のつながりを理解できるようにする方法で情報を提供することが要求されることになると定めている。また、提案は、これらのつながりに関する情報は、企業が IFRS S2 号及び本実務記述書に従い、気候関連及び自然関連のリスク及び機会に関連する、企業の戦略及びリスク管理に関する情報を開示する際に、関連性がある場合があると定めている。B24 項から B25 項は、気候と自然との間のつながりについて、それぞれが他方にどのように変化を引き起こす可能性があるかを含めて記述している。提案は、企業のインパクト及び依存関係並びにその結果として生じるリスク及び機会が、気候関連の側面と自然関連の側面の両方を有する可能性があり、それは企業がこれらのリスク及び機会をどのように識別し、評価し、管理するかに影響を与える（affect）可能性があることを説明している。

BC132 ISSB のリサーチは、利用者が、企業の気候関連及び自然関連のリスク及び機会についてのつながりのある情報を必要としていることを識別した。特に、利用者は、気候及び自然に関する情報は、縦割りにされた開示（siloed disclosure）を避け、統合的な方法で開示された場合に、最も有用であると述べた。多くの利用者は、企業が、気候関連の移行計画の開発を含め、気候関連及び自然関連の考慮事項について、企業自身の戦略及びリスク管理に統合しているかどうか、また統合している場合、どのように統合しているかを理解しようとしている。

BC133 気候関連のリスク及び機会と、自然関連のリスク及び機会との間の明確な境界を識別することは、必ずしも可能ではない。例えば、次のとおりである。

(a) 一部の自然関連のリスクは、気候関連のリスクでもある － 気候変動及び関連する自然の変化の両方によってもたらされる水不足に関連するリスクなど。

(b) 気候変動は生態系の劣化を加速させ、自然関連のリスクに影響を与える（affect）可能性がある。

(c) 自然の劣化は、温室効果ガスの排出源であり、極端な気象事象に対する企業の脆弱性（vulnerability）を高める可能性がある。

(d) 気候関連及び自然関連のリスク及び機会への企業の対応が、トレードオフを伴う場合がある。

(e) 自然に基づく解決策は、企業による気候変動への適応、緩和及びレジリエンスを支援する可能性がある。

BC134 これらのつながりは、企業のリスク及びその全体的なリスク・プロファイルに影響を与える（affect）可能性がある（例えば、リスクの影響（effects）の規模（magnitude）又は発生可能性に影響を与える（affect）場合がある。）。企業が、ガバナンス、戦略及びリスク管理を決定するにあたり、気候関連と自然関連の両方の側面を有するトレードオフ及びシナジーを考慮する場合もある。

BC135 IFRS S1 号第 21 項は、一般目的財務報告書の利用者がサステナビリティ関連のリスク及び機会の間のつながり、及び企業が提供する開示の間のつながりを理解できるような方法で情報を提供することを企業に要求している[25]。IFRS S1 号はまた、企業に次の事項を開示することを要求している。

[25] IFRS 実務記述書第 1 号「経営者による説明」及び「統合報告フレームワーク」もまた、企業により提供される情報におけるつながりを説明することの重要性（importance）を強調している。この原則は、自然関連のリスク及び機会に関する情報にも適用される。

(a) サステナビリティ関連のリスク及び機会の間のトレードオフが、企業のガバナンス、戦略及び意思決定においてどのように考慮されてきたか（IFRS S1 号第 27 項(a)(iv)及び第 33 項(c)）

(b) サステナビリティ関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングする企業のプロセスが、企業の全体的なリスク管理のプロセスに統合され、情報をもたらす程度及びどのように統合され、情報をもたらすか（IFRS S1 号第 43 項及び第 44 項(c)）

BC136 自然に関する情報は、IFRS S2 号を適用する際に関連性がある。例えば、気候関連の機会は自然関連の側面を有する場合がある（気候変動の影響（effects）によって実行可能となった作物を栽培する機会など）。IFRS S2 号はまた、自然への言及も含んでいる（例えば、企業は、カーボン・クレジットが自然に基づくものであるかどうかを開示することを要求される。）。IFRS S2 号の適用にあたっての自然関連の情報の関連性は、教育的資料「気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面」において強調されている[26]。さらに、BC31 項で指摘したように、「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」には、自然関連の側面を有する開示トピック及び指標が含まれている。

BC137 ISSB は、「IFRS サステナビリティ開示基準」における要求事項が、企業の気候関連のリスク及び機会と自然関連のリスク及び機会との間のつながりに関する利用者の情報ニーズにどの程度対処しているかを評価した。IFRS S1 号及び IFRS S2 号における要求事項は、そのようなつながりに関する情報の開示を要求している。しかし、ISSB は、IFRS S1 号を基礎とし、気候と自然との間のつながりに具体的に対処する追加的な要求事項が、企業の戦略及びリスク管理に関するつながりの影響（effects）を利用者が理解できるようにする情報の提供を支援することになると結論付けた。ISSB の見解では、これらの要求事項が必要であったのは、気候と自然との間のつながりは動的であり複雑であり、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る方法で、企業のリスク及び機会に影響を与える（influence）可能性があるためである。

BC138 ISSB のステークホルダーとの対話を通じての利用者からのフィードバックは、企業の気候関連のリスク及び機会と自然関連のリスク及び機会との間のつながりに関する情報の重要性（importance）について、特にそのようなリスク及び機会への企業の対応の文脈において、一貫して強調していた。本公開草案は、企業が開示することに関連性がある場合がある、気候関連のリスク及び機会と自然関連のリスク及び機会との間のつながりに関する情報の種類を定めている。特に、提案は次の関連性を定めている。

(a) 企業が企業自身の気候関連及び自然関連のリスク及び機会にどのように対応又は管理しているかにおけるトレードオフ

(b) 気候関連及び自然関連のリスク及び機会の管理において、企業が実現する場合があるシナジー

BC139 提案は、企業に、次の事項に関する情報を開示することを要求することになる。

(a) 企業の自然関連のシナリオ分析において評価された自然関連のリスクのうち、気候レジリエンス評価において検討された気候関連のリスク及び機会との間にシナジー又はトレードオフを有するものがあるかどうか。

(b) 企業が、自然関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために、自然関連及び気候関連のリスク及び機会に関連するシナジー及びトレードオフを考慮しているかどうか、また、考慮している場合、どのように考慮しているか。

BC140 提案はまた、本実務記述書と「GRI スタンダード」との間の相互運用可能性を支援することになる。「GRI 101:Biodiversity 2024」は、企業に、生物多様性及び気候変動に対するインパクトを管理する

[26] IFRS 財団「気候関連のリスク及び機会の自然及び社会的側面（教育的資料）」（2023 年 12 月）https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/ifrss2/issb-naturesocialaspectsofclimate-relatedrisks-dec2023.pdf

 © IFRS Foundation

ための活動の間のシナジーをどのように高め、トレードオフをどのように低減するかを記述することを要求しており、「GRI 102:Climate Change 2025」は、企業に、気候関連の移行計画の導入による生物多様性に対するインパクトを記述することを要求している。したがって、提案された要求事項は、自然関連及び気候関連のインパクトに関連するトレードオフ及びシナジーに関する情報が、IFRS S1 号の目的に従い重要性がある（material）情報を構成する範囲で、「IFRS サステナビリティ開示基準」及び「GRI スタンダード」を用いる企業の報告の重複を軽減する。

BC141 提案された要求事項はまた、特に「IFRS サステナビリティ開示基準」が、共通の情報項目の開示を要求する場合に、情報の不必要な重複を避けることについて IFRS S1 号が要求していることを指摘している（IFRS S1 号 B42 項(b)）。さらに、IFRS S1 号を適用するにあたり、企業は、サステナビリティ関連財務情報を明瞭かつ簡潔な方法で表示することが要求される（IFRS S1 号 D26 項から D33 項）。

BC142 IFRS S1 号、IFRS S2 号及び本実務記述書を適用する企業は、気候関連のリスク及び機会の自然関連の側面、並びに自然関連のリスク及び機会の気候関連の側面の両方について、つながりのある情報を提供することになる。ISSB は、企業の気候関連開示の自然関連の側面に関する情報は IFRS S2 号によって要求されており、本実務記述書はこれらの要求事項を変更しないことに留意した。提案された要求事項は、情報が重複したり、情報が縦割りになることを避けている。その代わりに、提案は、企業の気候関連のリスク及び機会と自然関連のリスク及び機会との間のつながりについての統合的な描写が利用者に提供されることを確保することが意図されている。このような情報は、企業のリスク・プロファイル、それらのリスク及び機会に対応する際に企業が考慮したトレードオフ、並びにその対応を通じて実現する場合がある相乗便益（co-benefit）又はシナジーについての利用者の評価を促進することとなる。

BC143 提案された要求事項は、利用者に共通の情報ニーズに対処するために、企業の自然関連のリスク及び機会と気候関連のリスク及び機会との間のつながりに関する開示すべき情報を定めている。さらに、ISSB は、本実務記述書を適用するにあたり、企業は IFRS S1 号第 21 項を適用することが要求されることになることに留意した。したがって、企業は、自然関連のリスク及び機会と、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る気候以外の他のサステナビリティ関連のリスク及び機会との間のつながりを利用者が理解できるようにする方法で、情報を提供することが要求されることになる。

コア・コンテンツ

BC144 本公開草案は、ガバナンス、戦略、リスク管理、並びに指標及び目標（targets）のコア・コンテンツ領域を扱っている。

ガバナンス

BC145 本公開草案は、IFRS S1 号第 26 項に示されたガバナンスに関連する情報の目的を達成することに関連性がある開示を定めている。

BC146 提案は、自然関連のリスク及び機会に関する開示について、IFRS S1 号第 27 項の要求事項を満たす情報を提供するにあたり、企業が含めることが要求されることになる情報を定めている。本公開草案第 15 項に従い、企業は、自然関連のリスク及び機会の監督において、次の事項を考慮しているかどうか、また、考慮している場合、どのように考慮しているかについての重要性がある（material）情報を含めることが要求されることになる。

(a) 自然関連のリスク及び機会に関連する所在地関連の考慮事項 － BC105 項から BC106 項で説明したように、企業の自然関連のリスク及び機会は、特定の所在地の特性とつながっていることが多く、そのような特性には、社会的及び規制上の要因、並びに当該所在地の物理的属性が含まれる。したがって、企業は、所在地関連の考慮事項が自然関連のリスク及び機会のガバナンスに反

映されているかどうか、反映されている場合、どのように反映されているかに関する情報を含めることが要求されることになる。例えば、ある企業が、法域における生物多様性を保護する規制から生じるコンプライアンス・リスクを監督するための具体的なガバナンスのプロセスを導入している場合がある。

(b) 「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの企業の相互作用（対話を含む。） － BC123 項(c)及び BC129 項で説明したように、一般目的財務報告書の利用者は、そのような情報を自らの意思決定に関連性がある情報として識別し、ISSB は、企業が自然関連のリスク及び機会のガバナンスに関する開示に当該情報を含めることが要求されることになる旨を定める必要があると決定した。

戦　略

自然関連のリスク及び機会

BC147 本公開草案第 17 項は、本実務記述書を適用する企業に対して、IFRS S1 号第 30 項(a)の適用を支援するための要求事項を導入している。IFRS S1 号第 30 項(a)の要求事項を満たすために重要性がある（material）情報を提供するにあたり、企業は、自然関連のリスク又は機会並びに自然関連のリスク及び機会と気候関連のリスク及び機会との間のつながりを理解することに関連性がある、所在地関連の考慮事項を説明することが要求されることになる。

BC148 提案はまた、BC130 項で説明されている、自然関連のリスク及び機会の文脈において、企業が、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの企業の相互作用（対話を含む。）に関する開示の対象となる人々のグループを識別するという要求事項を含んでいる。提案は、戦略に関連する開示だけでなく、他のコア・コンテンツ領域にわたる開示を対象とする人々のグループを識別することを企業に要求している。この開示は、企業の開示が対象とする母集団を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにすることが意図されている。提案は、これらのグループの名称及び所在地、並びに、これらのグループと企業との相互作用に関連する法令又は慣習上の権利など、そのようなグループに関する含まれる場合がある情報の種類の例を提供している。（BC130 項で説明されているように）用語並びに法的保護及び権利は、法域及び地域（region）によって異なるため、この情報は重要である（important）。

ビジネス・モデル及びバリュー・チェーン

BC149 本実務記述書第 18 項は、企業が IFRS S1 号第 32 項の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、含めることが要求されることになる重要性がある（material）情報を示している。本実務記述書を適用する企業は、所在地関連の考慮事項が、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンのどこに自然関連のリスク及び機会が集中しているかにどのように影響を与える（affect）かを、一般目的財務報告書の利用者が、理解できるようにする情報を含めることが要求されることになる（BC107 項から BC108 項、並びに BC110 項参照）。「ESRS E4『生物多様性及び生態系』」及び「GRI 101：生物多様性 2024」が、生物多様性及び生態系の変化に対する企業のインパクトの所在地関連の情報を開示することを要求していることが指摘される。提案はまた、気候関連のリスク及び機会と自然関連のリスク及び機会との間のつながりが、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに関するこれらのリスク及び機会の現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）に影響を与える（affect）かどうか、また影響を与える（affect）場合、どのような影響を与える（affect）かを利用者が理解できるようにする、重要性がある（material）情報を含めることを、企業に要求することになる。BC134 項で説明されているように、これらのつながりは、リスクの影響（effects）の規模（magnitude）又は発生可能性に影響を与える（affect）可能性があり、企業は、自然関連又は気候関連のリスク及び機会に対応する場合に、トレードオフに直面したり、シナジーを実現したりする場合

 © IFRS Foundation

がある。その結果、企業のビジネス・モデル又はバリュー・チェーンに関する自然関連のリスク及び機会並びに気候関連のリスク及び機会の影響（effects）が、相互に相殺又は増幅する可能性がある。そのような情報は、気候関連のリスク及び機会並びに自然関連のリスク及び機会との間の相互作用が、企業のリスク及び機会の特徴並びに全体的なリスク・プロファイルにどのような影響を与える（affect）かについて、利用者の理解を支援することを意図している。

BC150 さらに、第 18 項(c)は、一般目的財務報告書の利用者が、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの対話がある場合、その結果（outcomes）が、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに関する自然関連のリスク及び機会の現在の及び予想される（anticipated）影響（effects）にどのように関連するのかを理解できるようにする、重要性がある（material）情報を企業に要求することになる。ISSB のリサーチは、これらのグループと企業の対話の有効性が、自然に対するインパクト及び依存関係から生じるリスク及び機会の範囲（range）についての企業の理解に影響を与え（influence）、潜在的にそれらのリスク及び機会をどのように管理するのかに影響を与える（affecting）可能性があることを明らかにした。特定の自然関連のリスク又は機会に関連して、この情報に重要性がある（material）場合、これらのグループとの企業の対話は、そのリスクを軽減又はその機会を実現する企業の戦略の一部をどのように形成しているかについて、利用者が理解することを支援することができる。ISSB は、企業が対話について開示する情報の種類は、企業の状況によって異なる可能性が高いことに留意した。これには、企業のバリュー・チェーンを通じた資産及び活動の所在地、企業の産業並びに企業が対話するコミュニティの種類が含まれる（BC123 項から BC124 項、及び BC130 項参照）。

戦略及び意思決定

BC151 本公開草案第 19 項は、企業が IFRS S1 号第 33 項の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、含めることが要求されることになる自然関連の情報の側面を定めている。これらの要求事項を適用することにより、企業は、企業自身の戦略及び意思決定において、自然関連のリスク及び機会にどのように対応してきたのか及び対応する計画であるのかに関する重要性がある（material）情報を提供することになる。

BC152 ISSB は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を管理する企業の戦略に関する将来予測的な情報についての明確な利用者のニーズを識別した。この情報には、企業の自然関連の目標（targets）、戦略の財務的影響（implications）、戦略に対する企業のパフォーマンス及び企業が作成している場合の自然関連の移行計画が含まれる。そのような情報は、利用者が、自然関連のリスク及び機会が企業の見通しに与えると予想される（anticipated）影響（effects）に対応するために、企業がビジネス・モデルをどのように位置づけているかについて評価することを可能にする。

BC153 ISSB は、ある企業が自然関連のリスク及び機会への対応及び対応するための計画を、移行計画の形式で体系化する（organise）場合もあれば、そうでない場合もあることを認識した。自然関連の移行計画に関する情報を作成及び開示することは、気候関連の移行計画と比較して、企業にとって比較的新しい実務である。ISSB のリサーチは、企業はより広範囲な移行計画の一部として、例えば、気候関連のリスク及び機会並びに自然関連のリスク及び機会の両方を考慮した統合的な移行計画の一部として、自然関連の課題を検討する傾向があることを示唆している。

BC154 IFRS S1 号は、一般目的財務報告書の利用者が、サステナビリティ関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（effects）を理解できるようにする情報を開示することを企業に要求している。この情報には、企業が、企業自身の戦略及び意思決定において、サステナビリティ関連のリスク及び機会にどのように対応してきたか及び対応する計画であるかが含まれる（IFRS S1 号第 33 項(a)）。しかし、IFRS S1 号は企業の「移行」若しくは「移行計画」又は企業の対応の自然関連の側面に関する情報に具体的に言及していない。

BC155 IFRS S2 号は、IFRS S1 号の要求事項を基礎とし、企業に気候関連のリスク及び機会への対応を説明することを要求している（IFRS S2 号第 14 項）。具体的には、次の事項である。

(a) 企業のビジネス・モデルに対する現在の及び予想される（anticipated）変更、並びにこれらの活動にどのように資源を確保する計画であるか

(b) 企業の緩和及び適応の取組み（efforts）

(c) 温室効果ガス目標（targets）を含む、気候関連の目標（targets）を達成するための企業の計画

(d) 計画を作成するために用いた主要な（key）仮定及び計画が依拠する依存関係に関する情報を含む、企業が有している気候関連の移行計画

BC156 企業の気候関連の移行計画に関する情報は、自然関連の側面を有している場合がある（自然関連のリスク及び機会並びに気候関連のリスク及び機会との間のつながりは、BC133 項で説明されている。）。

BC157 ISSB は、IFRS S1 号を基礎とした、開示に含める自然関連の情報の側面を定めるための追加的な要求事項は、自然関連のリスク及び機会への企業の対応及び対応する計画に関して、より整合的で有用な開示が提供されることを確保することに役立つことになると結論付けた。

BC158 企業が自然関連のリスク及び機会に対してどのように対応しているか、及び対応する計画であるか、並びにこれらの行動の財務的影響（implications）についての具体的で比較可能な将来予測的な情報は、利用者が、企業に対して資源を提供することに関連した意思決定を行うことを支援するために必要である。しかし、ISSB は、現時点では「自然関連の移行計画」又はより広範な「移行計画」の自然関連の側面に関する情報について、狭く参照する開示要求を開発することを、ISSB のリサーチは支持しないと結論付けた。ISSB の見解では、これらの計画がどのように記述されているか又は構成されているかに関係なく、当該要求事項により、企業の計画に関する情報が提供されることが重要（important）である。ISSB は、自然関連の移行計画に関する情報に具体的に適用される開示要求は狭すぎる可能性があり、企業が自然関連のリスク及び機会への対応、及び対応する計画が移行計画を構成しないと結論付ける場合、企業が情報を提供しないことになる可能性があることに留意した。

BC159 したがって、提案は、企業の自然関連の移行計画に関する情報を開示することに明示的に言及していない。その代わり、提案された要求事項は、自然関連のリスク及び機会が企業の戦略及び意思決定に与える影響（effects）に関する情報を利用者に提供することを意図している。この情報には、それらの行動が移行計画の一部を構成しているかどうかにかかわらず、自然関連のリスク及び機会への企業の対応及び対応する計画が含まれる。ISSB は、このアプローチが、「IFRS S2 号に従った企業の気候関連の移行についての情報（移行計画に関する情報を含む）の開示」において提供されているガイダンスと整合していることに留意した。このガイダンスは、IFRS S2 号が、気候関連の物理的リスクに対する企業自身のレジリエンスを改善するか、又は温室効果ガス排出を削減するための計画に関する情報を開示することを企業に要求していると説明している [27]。

BC160 提案の第 19 項(c)及び第 19 項(d)はまた、（IFRS S1 号第 33 項(c)を基礎として）自然関連のリスク及び機会並びに気候関連のリスク及び機会との間のトレードオフ及びシナジーに関連して、企業が含めることが要求されることになる情報、並びに「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーとの企業の相互作用（対話を含む。）が、自然関連のリスク及び機会への対応並びに対応する計画にどのように影響を与える（affect）かについて定めている。これらの要求

[27] IFRS 財団「IFRS S2 号に従った企業の気候関連の移行についての情報（移行計画に関する情報を含む）の開示」（ガイダンス文書）（2025 年 6 月）https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/supporting-implementation/ifrs-s2/transition-plan-disclosure-s2.pdf

© IFRS Foundation

事項は、BC121 項から BC143 項で説明されている、利用者に共通の情報ニーズ及び ISSB の決定と整合している。

レジリエンス

BC161 本公開草案第 20 項は、企業に、自然関連のリスクから生じる不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスを一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする情報を開示すること、並びに、この開示の作成にあたり、企業自身のレジリエンスを評価するために自然関連のシナリオ分析を用いることを要求することを提案している。提案は、企業が自然関連のシナリオ分析に対して、企業の状況に見合った、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することを可能にするアプローチを用いることを要求することになる。提案はまた、レジリエンスの評価及びこれらの開示に情報をもたらす自然関連のシナリオ分析について、企業が開示を要求されることになる具体的な情報を定めている。

BC162 ISSB は、ISSB のリサーチを通じて、自然関連のリスク及び機会に関する定量的情報に対する共通の利用者のニーズを識別した。これには、さまざまなシナリオにおける、これらのリスク及び機会の財務的影響（effects）に関する情報が含まれる。ISSB のリサーチは、自然関連のシナリオ分析の適用は広く普及していないものの、より多くの企業が自然関連のシナリオ分析を用いているか、用いることを計画している兆候があることを示していた。同時に、企業が自然関連及び気候関連の考慮事項を単一のシナリオ分析に統合し、定性的方法及び定量的方法を統合するなど、方法論も進化している。

BC163 ISSB のリサーチは、少数の企業が、自然関連のリスクに対するレジリエンスを評価するために、自然関連のシナリオ分析を実施し、その評価に関する情報を開示していることを明らかにした。この数は、特に気候関連のシナリオ分析を実施する企業、又はリスク識別及びリスク評価のために自然関連のシナリオ分析を用いている企業の数と比較して少ない。

BC164 それにもかかわらず、利用者は、自然関連のリスクから生じる不確実性に対する企業のビジネス・モデル及び戦略のレジリエンスを評価するにあたり、企業がシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかに関する情報は、企業への資源の提供に関する意思決定に有用であることを指摘した。シナリオ分析を用いた自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスに関する開示が広く普及していないことは、利用者の意思決定及び利用者にとって最も有用である可能性が高い情報の具体的な種類を評価することの両方において課題を生じさせている。利用者は、（分析に用いたモデル並びに自然関連の移行リスク及び物理的リスクを考慮したかどうかなど）インプットに関する情報及び（規制上の進展（developments）など）主要な（key）仮定を含む、有用な情報の例を挙げた。自然関連のシナリオ分析の結果（outcomes）に関する情報及びそれが企業の行動にどのような情報をもたらすか（企業の戦略への影響（implications）を含む。）についての情報も有用であると識別された。

BC165 IFRS S1 号第 41 項は、サステナビリティ関連のリスクから生じる不確実性に対応して調整する企業の能力（capacity）を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにするために、企業のサステナビリティ関連のリスクに関連する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスの定性的評価並びに該当する場合、定量的評価を開示することを企業に要求している。この要求される開示には、評価がどのように実施されたか、及びその時間軸に関する情報が含まれる。企業が自然関連のリスクに対する企業自身のレジリエンスの評価において、自然関連のシナリオ分析を用いている場合、そのような情報には、自然関連のシナリオ分析の使用が含まれる場合がある。しかし、IFRS S1 号は、企業が開示することが要求される情報の種類を定めておらず、この開示の作成にあたりシナリオ分析を用いることを要求していない。

BC166 IFRS S1 号第 42 項はまた、「IFRS サステナビリティ開示基準」が、特定のサステナビリティ関連のリスクに対する企業のレジリエンスについて開示されるべき情報の種類、及び企業がそのような開示をどのように作成するか（シナリオ分析が要求されるかどうかを含む。）についての追加的な要求事項を

提供する場合があると定めている。IFRS S2 号は、そのような追加的な要求事項を示している。IFRS S2 号は、IFRS S1 号のレジリエンスに関する要求事項を基礎とし、企業に、識別された気候関連のリスク及び機会を考慮し、気候関連の変化、進展（developments）及び不確実性に対する企業の戦略及びビジネス・モデルのレジリエンスに関する情報を開示することを要求している。IFRS S2 号は、企業に、開示を作成するにあたり、企業自身の気候レジリエンスを評価するために気候関連のシナリオ分析を用いることを要求し、企業が開示することが要求される情報の種類を定め、シナリオ分析の実施方法に関する要求事項を示している。企業がレジリエンスの評価を実施するにあたり、気候関連のシナリオ分析の一部として自然関連の側面を考慮する場合、そのシナリオ分析に関する情報は、IFRS S2 号第 22 項に従い提供する必要があることになる。しかし、その分析の焦点は気候関連のリスク及び機会にあてられることになるため、企業は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、自然関連のリスク及び機会のすべてを考慮することは要求されないことになる。

BC167 ISSB は、総合的に見て、本公開草案における提案は、企業に、自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスの評価のために、自然関連のシナリオ分析を用いることを要求し、企業のレジリエンスの評価について、企業が開示を要求される情報（自然関連のシナリオ分析がいつ、どのように実施されたかについての具体的な情報を含む。）を定めることを決定した。ISSB の見解では、提案された要求事項は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスクから生じる不確実性に対する企業のレジリエンスに関する意思決定に有用な情報を一般目的財務報告書の利用者に提供することになる。この開示は、レジリエンスの評価の基礎、不確実性の主要な（key）領域、企業の戦略及びビジネス・モデルへの影響（implications）、並びにそれらの不確実性に対応して調整する能力（capacity）を利用者が理解することを可能にする。ISSB は、企業はシナリオ分析の結果を開示することは要求されないものの、その代わりに、企業のレジリエンスの観点から、それらの結果（results）に対する解釈を開示することが要求されることを強調した。

BC168 この提案は、IFRS S1 号のレジリエンスに関する全般的要求事項を基礎とし、利用者のニーズに基づき、自然関連のシナリオ分析及びレジリエンスの評価に関連する、より具体的な要求事項を追加している。提案は、IFRS S1 号第 42 項及び IFRS S2 号第 22 項に示されている意図と整合している。提案された要求事項を IFRS S2 号の同等の要求事項と整合させることは、企業の気候関連のリスク及び自然関連のリスク並びにそれらのリスクに対する企業のレジリエンスとの間の密接なつながりを強調することになる。企業によるレジリエンスの評価はまた、気候関連のシナリオ分析及び気候レジリエンスの評価と組み合わせて実施される場合があるため（本公開草案第 24 項(c)参照）、この一貫性は重要である（important）。

BC169 しかし、提案はまた、企業に、自然関連のリスクに固有の情報を開示することを要求している。自然関連のリスクの特性は、企業がそれらのリスクに対するレジリエンスをどのように評価するか、及び利用者にとって有用な、その評価に関する情報にも影響を与える（affect）。例えば、自然関連のリスクは、特定の所在地の特性に影響を受ける（influenced）ことが多いため、企業のレジリエンスの評価は、必然的に、気候レジリエンスの評価よりも、所在地固有の要因及び資産固有の要因をより強調する場合がある。したがって、提案では、分析に含まれる所在地及び関連する地理的規模（scale）に結びついている変数について、設定された主要な（key）仮定などの情報の開示を要求することになる。

BC170 企業のレジリエンスの評価に関する情報（自然関連のシナリオ分析の使用を含む。）についての追加的な要求事項を提案することを決定するにあたり、ISSB は、シナリオ分析は定性的アプローチを含めることができ、レジリエンスの評価及び関連する開示にとって、特に有用なアプローチとなる可能性があることを考慮した。ISSB は、多くの企業が既に何らかの形式で、また、さまざまな程度の複雑さでシナリオ分析を用いており、ストレステスト又はプランニングなどの別の名称で呼んでいるか、他の活動の一部としていることが多いことに留意した。

© IFRS Foundation

BC171 この決定にあたり、ISSB は、自然関連のシナリオ分析の実務はまだ発展途上（emerging）であり、企業はさまざまな課題のために、そのような分析を体系的な方法で実施する能力（ability）に限界がある場合があることを認識した。これらの課題には、相互作用する多くの自然の変化の発生要因（drivers）をモデル化すること、特定の所在地の不均一な特徴（heterogeneous features）を捉え、それをレジリエンスに関連する企業レベルの判断に組み込むこと、転換点及びフィードバック・ループを考慮すること、多くの自然関連の地域、国及び世界規模のゴール、目標（targets）及び指標（indicators）をモデル化すること、並びに定量的な分析の基礎となるための一貫性があり信頼性のあるデータがないことが含まれる。

BC172 したがって、企業が第 20 項から第 24 項の提案された要求事項を満たすことを支援するために、ISSB は、IFRS S2 号で利用可能なメカニズムと整合するように、企業の自然関連のシナリオ分析の利用に関連するプロポーショナリティのメカニズムを用いることを提案している。提案は、シナリオ分析を実施する時点において、自然関連のリスクに対するエクスポージャーを考慮し、企業のスキル、能力（capabilities）及び資源に見合ったアプローチを用いることを企業に要求することになる。このプロポーショナリティのメカニズムは、企業がそれぞれの状況に応じたアプローチを用いることができるようにすることが意図されている。企業の状況は、時間の経過とともに変化する可能性が高い。例えば、企業は、シナリオ分析のために利用可能なスキル、能力（capabilities）及び資源を開発できるようになることが見込まれる。したがって、本公開草案 B51 項は、自然関連のシナリオ分析を実施するたびに、企業自身の状況を評価することを企業に要求することになる。自然関連のシナリオ分析を支えるための一貫性があり信頼性のあるデータを入手する際のいくつかの課題を考慮することにより、プロポーショナリティのメカニズムは、企業が報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を考慮することを可能にする。

BC173 本公開草案 B49 項から B66 項は、企業がレジリエンスの評価に関する開示を作成するために、これらのプロポーショナリティのメカニズム（自然関連のシナリオ分析をどのように用いるかを含む。）について詳述している。これらの項は、企業がシナリオ分析に対して定性的アプローチ又は定量的アプローチを用いることになる状況の種類を定めている。IFRS S2 号で利用可能なプロポーショナリティのメカニズムと整合するように、企業はまた、報告日ごとに分析をアップデートするのではなく、複数年の戦略計画サイクルに合わせて、自然関連のシナリオ分析を実施することも認められることになる。ただし、本公開草案第 20 項で要求される情報は、毎年開示することが要求されることになる。

BC174 ISSB の審議において、一部の ISSB メンバーは、他のメンバーよりも、自然関連のシナリオ分析（特にレジリエンスの評価）の実務が初期段階にあること（nascency）及び実務の複雑さ、並びに利用者に共通の情報ニーズを構成する場合がある、具体的な情報の種類に関する不確実性に大きな重点を置いた。これらのメンバーはまた、IFRS S1 号は既にレジリエンスに関する情報を提供することを企業に要求しており、IFRS S2 号は気候関連のリスク及び機会の自然関連の側面を対象とするレジリエンスに関して、具体的な要求事項を含んでいることを指摘した。IFRS S2 号のこれらの要求事項に関連して、これらの ISSB のメンバーは、ISSB が、これらの要求事項が、自然関連のリスクに対する企業のレジリエンスに関する利用者の情報ニーズを満たすことになるかどうかを、まだ評価できていないと指摘した。しかし、総合的に見て、ISSB は、関連するプロポーショナリティのメカニズム及び関連するガイダンスとともに、追加的な要求事項を導入することは、報告の質の改善及び利用者のニーズを満たすための意思決定に有用な情報という形で便益を提供することが見込まれるため、当該便益は発生する可能性の高いコストを上回ることになると決定した。この決定にあたり、ISSB は、この開示の目的上、企業が自然関連のシナリオ分析を実施することを支援するために利用可能なプロポーショナリティのメカニズム、及び企業の状況によっては、企業が定性的評価を実施することが適切である可能性があることを明確に説明することを確実にすることが重要である（important）ことに留意した。

リスク管理

BC175 提案された要求事項は、企業が IFRS S1 号第 44 項の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、企業が含めることを要求されることになる自然関連の情報の側面を定めている。これらの要求事項を適用して、企業は、自然関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために用いるプロセス及び関連する方針に関する重要性がある（material）情報を開示することになる。そのような情報は、企業のリスク管理プロセスに対する利用者の理解を支援し、また、当該企業の全体的なリスク・プロファイルに対する利用者の評価に情報をもたらす。本公開草案第 26 項は、企業に対し、企業が次のことを行っているかどうか、また、行っている場合、どのように行っているかに関する情報を含めることを要求することになる。

(a) 自然関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために、自然関連並びに気候関連のリスク及び機会に関連するシナジー及びトレードオフを考慮すること

(b) 自然関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングするために、資産及び活動の所在地を考慮すること

BC176 さらに、第 26 項(c)は、例えば、自然関連のリスク及び機会の識別に関連して、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーと対話しているか、また、対話している場合にどのように対話しているかに関する重要性がある（material）情報を含めることを企業に要求することになる。BC128 項で述べられたように、これらのグループとの企業の対話は、企業の見通しに影響を与える（affect）可能性がある。したがって、そのような情報は、自然関連のリスク及び機会を識別し、評価し、優先順位付けし、モニタリングする企業のプロセスにおける対話の役割（それらのプロセスが企業の全体的なリスク管理プロセスに統合されているかどうか、また、統合されている場合、どのように統合されているか、及びどのような情報をもたらすかを含む。）を一般目的財務報告書の利用者が理解できるようにする。この情報はまた、企業の全体的なリスク・プロファイル、リスク管理プロセス及び関連する自然関連のリスクを管理する上での企業の対話の実務の有効性に関する利用者の評価を支援することができる。本公開草案第 26 項(c)における要求事項は、「ESRS S3『影響を受けるコミュニティ』」及び「GRI 101: 生物多様性 2024」との相互運用可能性を支援している。これらの基準は、影響を受ける（affected）コミュニティ及びステークホルダーとの企業の対話に関する情報の開示を要求している。

BC177 IFRS S1 号第 44 項(a)(iii)の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、本公開草案第 27 項は、企業が自然関連のリスクに関する影響（effects）の性質、発生可能性及び規模（magnitude）の評価に情報をもたらすために、企業が自然関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているのかに関する情報を含めることが要求されることになることを提案している。この情報には、用いたインプット、前提とした主要な（key）仮定及びシナリオ分析を適用する企業の部分又は所在地が含まれる。ISSB のリサーチは、自然関連のリスク及び機会の評価におけるシナリオ分析の使用は、企業における自然関連のシナリオ分析についての比較的一般的な使用例であるものの、そのような分析は、複雑な定量的手法から定性的なアプローチにまで及んでいることを示していた。企業が自然関連のシナリオ分析を実施する場合、分析の形式及び範囲に関する情報は、企業による自然関連のリスクの影響（effects）に関する評価について、とりわけそれらのリスクに関連するバリュー・チェーンを通じての資産及び活動の所在地との関係において、利用者の理解を支援するために特に有用である。

BC178 本公開草案第 28 項はまた、IFRS S1 号第 44 項(b)の要求事項を満たすための情報を提供するにあたり、企業に、企業自身の自然関連の機会の識別に情報をもたらすために、自然関連のシナリオ分析を用いているかどうか、また、用いている場合、どのように用いているかについての情報を含めることを要求事項とすることを提案している。この提案された要求事項は、企業に、企業自身のサステナビリティ関連のリスクの識別に情報をもたらすために、シナリオ分析を用いているかどうか、また、用いて

 © IFRS Foundation

いる場合、どのように用いているかに関する情報を開示することを要求している IFRS S1 号第 44 項(a)(ii)に類似している。この提案は、企業のシナリオ分析の利用を反映しており、気候関連の機会を識別する文脈において、IFRS S2 号第 25 項(b)の要求事項と整合するように提案されている。

指標及び目標（targets）

自然関連の指標

BC179 本公開草案は、情報に重要性がある（material）場合、すべての企業に適用される 2 つの追加的な自然関連の指標の開示に関する要求事項を提案しており、それらの指標は、自然関連のリスクに対する企業の脆弱性（vulnerability）及び自然関連の機会との整合性を表すものである。企業は、適用される指標を識別するための IFRS S1 号第 46 項から第 47 項の要求事項の適用に加え、これらの指標を開示することが要求されることになる。本公開草案は、追加的な指標に関連する開示を作成するにあたり、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることを企業に要求するプロポーショナリティのメカニズムを提案している。

BC180 自然関連の指標の開示において企業を支援するために、本公開草案は、この情報源が IFRS S1 号の目的を達成するために企業を支援し、かつ「IFRS サステナビリティ開示基準」又は本実務記述書と矛盾しない範囲で、特に自然関連のリスク及び機会に関する情報の開示について、新たに認められることになるガイダンスの情報源として TNFD の開示指標を導入することを提案している。IFRS S1 号の既存のガイダンスの情報源（「SASB スタンダード」を含む。）は引き続き適用される。

BC181 ISSB は、企業の自然関連のリスク及び機会（企業のバリュー・チェーンから生じるものを含む。）に焦点を当てた、標準化された定量的かつ意思決定に有用な情報について、利用者に共通の情報ニーズを識別した。一般目的財務報告書の利用者が比較可能な情報を求めている自然関連の事項として共通して挙げられるものには、水利用、土地利用の変化、汚染及び廃棄物から生じるリスク及び機会、並びに自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）資産に関する標準化された情報が含まれる。

BC182 他の基準及びフレームワークは、自然関連の指標を幅広く含んでおり、その結果として、多様で統一性のない情報が開示されている。実務では、特定の自然関連の指標を計算するためにさまざまな方法論が用いられており、これらの方法論は、自然関連の開示の実務が成熟するにつれて進化している。報告企業は、利用可能な指標について報告するために必要なデータの収集や、進化した方法論の導入において、課題に直面することが多い。さらに、多くの指標は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会との明確な結びつき（link）なしに、依存関係及びインパクトに関する情報に焦点を当てている。TNFD フレームワークは統一性のない自然関連の指標の統合において進捗してきたものの、それらの指標に関連する市場によるなじみ、測定方法及びデータ・システムについて課題が残っている。

BC183 自然関連のトピックに関する標準化された比較可能な指標は、産業横断的指標と産業別の指標の両方に言及していることがある。産業別の指標は、特定のビジネス・モデル、活動、又は産業への参加を特徴付ける（characterise）他の共通の特徴（features）に関連するものをいう。産業別の指標は、産業内の同業他社の間での情報の比較を可能にし、産業間に共通の指標がある範囲において、産業横断的な比較を可能にする。ISSB は、利用者が主に産業固有の視点から自然関連の指標に関与し、産業の典型的な資源の利用、活動及びビジネス・モデルに関連する自然関連の依存関係及びインパクトから生じる具体的なリスク及び機会を評価していることを見出した。ISSB のリサーチは、自然関連のリスク及び機会から生じる企業の見通しへの影響（effects）は、企業のセクター又は産業に大きく依存しており、自然関連の依存関係及びインパクトの程度及び種類の違いに影響を受ける（influenced）ことを明らかにした。そのリサーチに基づき、ISSB は、産業別の自然関連の指標における利用者に共通の情報ニーズを識別した。

BC184 ISSB は現時点で、産業横断的指標、すなわち企業の産業にかかわらずほとんどの企業に適用可能で関連性があり、したがって、産業横断的な情報の比較可能性を支援する指標に関する利用者に共通の情報ニーズについては、混在する（mixed）証拠を見出した。企業の産業にかかわらず、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、自然関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を提供できることになるような、具体的な産業横断的指標に関する証拠もまた、混在（mixed）していた。一部の利用者は、産業横断的な自然関連の指標を導入することについての市場の経験の欠如、及びそれらの使用が実行可能であることを確実にするための、セクター及び地域（regions）にわたるさらなる評価の必要性を指摘した。一部の利用者は、TNFD の「グローバル中核開示指標」（TNFD フレームワークに産業横断的指標として含まれている。）が分析の有用な出発点を提示することを指摘したものの、これまでの開示における取り込みは限定的であり、したがって、利用者の意思決定への利用も限定的であり、また、産業別の詳細が必要となることを指摘した。

BC185 ISSB は、企業は IFRS S1 号を適用するにあたり、自然に関連する指標を開示することが既に要求されていることに留意した。IFRS S1 号第 45 項は、指標及び目標（targets）に関するサステナビリティ関連財務開示の目的について示している。自然に関して IFRS S1 号を適用する企業は、自然関連のリスク及び機会に関連する企業自身のパフォーマンス（設定した目標（targets）及び法令により満たすことが要求されている目標（targets）に向けた進捗を含む。）を利用者が理解できるようにする情報を提供することにより、この目的を達成することが要求される。

BC186 具体的には、自然関連のリスク及び機会について IFRS S1 号の要求事項を適用するに当たり、企業は次の事項が要求される。

(a) 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会のそれぞれについて、適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」（IFRS S1 号第 46 項(a)）で要求されている指標を開示すること。IFRS S2 号を適用する企業は、自然関連の側面を有する指標（例えば、IFRS S2 号第 29 項の産業横断的指標カテゴリー）については、IFRS S2 号の要求事項に従い、IFRS S2 号に示す指標についても開示することが要求されることになる。IFRS S2 号を適用する企業は、開示する産業別の指標を決定するにあたって、自然にも関連する気候関連の指標を含む「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」を参照し、考慮することが要求される。

(b) 企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会のそれぞれについて、自然関連のリスク又は機会を測定し、モニタリングするために企業が用いている指標、並びにそのリスク又は機会に関連する企業のパフォーマンス（企業が設定した目標（targets）及び法令により企業が満たすことが要求されている目標（targets）に向けた進捗を含む（IFRS S1 号第 46 項(b)）。）を開示すること。

(c) 産業別の指標を含めること（IFRS S1 号第 48 項）。

(d) 自然関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合、利用者の意思決定に関連性があり、かつ、その自然関連のリスク又は機会を忠実に表現する情報を識別するために判断を適用すること（IFRS S1 号第 47 項及び第 57 項）。この判断を行うにあたり、次のようになる。

(i) 企業は、「SASB スタンダード」に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮することが要求される（IFRS S1 号第 58 項(a)）。「SASB スタンダード」は産業別のガイダンスであり、自然関連の指標が含まれる。

(ii) 企業は、「CDSB フレームワーク適用ガイダンス」や、一般目的財務報告書の利用者の情報ニーズを満たすように要求事項が設計されている他の基準設定主体による直近の公表文書及び同じ産業又は地理的地域（region）において事業を営む企業によって開示された情報を参照し、その適用可能性を考慮することができる（IFRS S1 号第 58 項(b)）。

 © IFRS Foundation

(iii) 企業は、これらの情報源が、IFRS S1 号の目的を達成するように企業を支援する範囲で、また、「IFRS サステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、「GRI スタンダード」及び ESRS を参照し、その適用可能性を考慮することができる（IFRS S1 号第 58 項(b)及び付録 C）。

BC187 したがって、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項、並びにこれらの基準で参照されている産業別ガイダンスは、ISSB が ISSB 自身のリサーチを通じて識別した、利用者に共通の情報ニーズ、すなわち、企業の自然関連のリスク及び機会（企業のバリュー・チェーンから生じるものも含む。）に焦点を当てた標準化された定量的情報に対するニーズ、並びに、関連する指標は産業別であるべきことに対するニーズに対処する上で役立つ。自然関連のリスク及び機会に関連する指標（大気質、生態学的インパクト、水管理及び環境サプライ・チェーン管理に関連するものなど）は、「IFRS サステナビリティ開示基準」において参照される産業別ガイダンスを通じて現れる。ガイダンスは、企業が、それらの自然関連のリスク及び機会、並びに関連する指標が、いつ適用される場合があるかを識別する上で役立つ。

BC188 IFRS S1 号及び IFRS S2 号における指標及び関連する産業別ガイダンスに関する要求事項を踏まえ、ISSB は、企業が開示を要求される追加的な指標を提案することに焦点を当てたアプローチをとることを決定した。したがって、本公開草案は、当該情報に重要性がある（material）場合は、産業にかかわらず、すべての企業に適用される 2 つの追加的な指標のみを提案しており、これらの指標は、ISSB が自然関連のリスク及び機会に焦点を当てた追加の標準化された情報に対する明確な利用者のニーズを識別したものである。これらの指標は、企業の自然関連のリスクに対する脆弱性（vulnerability）及び自然関連の機会を実現する能力（ability）の評価を支援するための定量的情報を利用者に提供することが意図されており、これには、所在地ごとにどのように異なり得るかが含まれる。さらに、自然関連開示の文脈において、企業が利用可能なガイダンスの情報源を補足するために、ISSB は、企業が TNFD の開示指標を参照し、その適用可能性を考慮することが認められることになることを決定した。IFRS S1 号は現在、これらの指標を参照していない。ISSB は、これらの指標が利用可能になること（availability）は、TNFD 提言を既に用いている企業が既存の自然関連の報告の取組み（efforts）を基礎として本実務記述書を適用できるようにすることによって効率性を促進することとなり、本実務記述書の利用を支援し、自然関連の指標の報告における断片化を低減させることになると考えた。

BC189 より具体的には、2 つの追加的な産業横断的指標に関して、本公開草案第 30 項(a)は、企業が次の事項を開示する要求事項を提案している。

(a) 自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

(b) 自然関連の機会と整合した資産又は事業活動の数値及びパーセンテージ

BC190 これらの指標は、IFRS S2 号第 29 項(b)から(d)の要求事項に基づいている。ISSB は、本実務記述書におけるこの開示要求の提案と、IFRS S2 号における要求事項との間にはつながりがある可能性があることに留意した。例えば、気候変動の結果として企業の活動が水ストレスにさらされている場合、自然関連の脆弱性（vulnerability）は、気候関連でもある可能性がある。ISSB は、企業の自然及び気候関連のリスク及び機会が重なる場合、情報の重複を避けることの重要性（importance）を強調した。

BC191 提案された開示要求は、TNFD のグローバル中核開示指標 C7.0 及び C7.1 も活用している。これらの指標は、自然関連の移行リスク及び自然関連の物理的リスクに対して脆弱である（vulnerable）と企業が識別した資産、負債、収益（revenue）及び費用の合計及び割合に言及している。ISSB は、IFRS S2 号及び TNFD のグローバル中核開示指標と整合するように、企業がこれらの指標を自然関連の移行リスク及び自然関連の物理的リスクに区分して提供することを要求するかどうかを検討した。ISSB は、そのような分解は要求されるべきではないと結論付けた。これは、実務では、企業の自然関連の移行リスクと自然関連の物理的リスクとの間に相互作用があることが多く、そのようなリスクを区分して識別することができない場合があり、その結果、分解が意思決定に有用な情報を提供しない場合があるためである（BC88 項参照）。

BC192 その代わり、企業は、IFRS S1 号 B29 項から B30 項に示されている集約及び分解に関する要求事項を適用することになる。企業は、リスク又は機会の種類別に、資産又は活動の所在地別に、又はその他の方法により、これらの指標を表示することが適切であると決定する場合がある。本公開草案第 31 項から第 32 項、及び B41 項から B42 項において提案された要求事項、並びに「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』に関する付属ガイダンス」は、企業が、関連する資産及び事業活動を識別し、この情報を分解するかどうか、また分解する場合、どのように分解するかを決定することを支援することになる。「IFRS サステナビリティ開示実務記述書第 1 号『自然関連開示』に関する付属ガイダンス」（設例 2、IE29 項から IE56 項）は、企業が本公開草案第 30 項で要求されることになる開示をどのように作成するか、また、本公開草案第 31 項から第 32 項に従い、その情報をどのように（この場合は所在地別に）集約及び分解するかを説明する例を提供している。

BC193 所在地別の分解は、当該情報に重要性がある（material）場合、企業の自然関連のリスク及び機会に対するエクスポージャーが所在地によってどのように異なるかについて、利用者が理解できるようにし、所在地関連の情報に対する利用者に共通の情報ニーズを支援する（BC119 項参照）。ISSB は、資産又は事業活動の所在地に基づく分解が意思決定において有用であるために、企業はそれぞれの所在地ごとに別個の情報を提供する必要はないことに留意した。有用な分解は、例えば、ある一つの所在地の重要な（critical）施設についての所在地関連の情報、又は（生物多様性にとって重要な（important）地域（areas）など）センシティブな場所（sensitive locations）の周辺又はその中にある資産の数値及びパーセンテージが含まれる場合がある。これらの 2 つの指標は、すべての企業に適用されることとされ、かつ開示が要求される情報の種類を標準化するものであるが、ISSB は、意思決定において有用であるためには、提供される情報は、企業の活動及び状況によって異なるものになると見込まれることに留意した。

BC194 提案はまた、自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）及び自然関連の機会と整合した資産又は事業活動に関する開示の提案についてのプロポーショナリティのメカニズムも含んでいる。このメカニズムは、企業が、報告日時点で過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いることを要求することになる。このプロポーショナリティのメカニズムは、IFRS S2 号第 30 項において対応する気候関連の開示について示されているものと整合しており、IFRS S1 号 B8 項から B10 項にも反映されている。これは、特にバリュー・チェーンにおいて、情報を入手することが困難な場合があるという事実及び過大なコストや労力をかけずに利用可能な情報は企業間で異なる可能性が高いという事実を反映している。IFRS S2 号の関連する開示と整合する救済措置を提供することはまた、気候関連のリスク及び機会の自然関連の側面に関する開示が重複する可能性があることも反映している。

ガイダンスの情報源

BC195 2 つの追加的な産業横断的指標は、IFRS S1 号第 46 項から第 47 項に加えて適用することが提案されている。IFRS S1 号第 46 項から第 47 項の要求事項は、本実務記述書を使用する企業にも適用される。本実務記述書を使用する企業は「IFRS サステナビリティ開示基準」も適用することが要求されることになるためである（BC218 項参照）。本実務記述書は「IFRS サステナビリティ開示基準」ではないため、IFRS S1 号第 58 項に示されているガイダンスの情報源、すなわち、サステナビリティ関連のリスク又は機会に具体的に適用される「IFRS サステナビリティ開示基準」が存在しない場合に情報の開示について企業が参照することとされている情報源は、引き続き適用される。

BC196 これらの項は、「SASB スタンダード」に含まれる開示トピックに関連する指標を参照し、その適用可能性を考慮する要求事項を含んでいる。ISSB は、複雑性を増すことになるため、「SASB スタンダード」における自然関連の内容を複製し、それを本実務記述書の一部として又は別途、本実務記述書の適用に関する産業別ガイダンス（「IFRS S2 号の適用に関する産業別ガイダンス」と同様のもの）として表示する自然固有の資料（materials）を導入しないことを決定した。ISSB の見解では、企業は自

 © IFRS Foundation

然関連のリスク及び機会に関する意思決定に有用な情報を開示するため、並びに IFRS S1 号第 48 項に従い産業別の指標を含めるという要求事項を満たすために、「SASB スタンダード」を用いることができる。

BC197 「SASB スタンダード」における自然関連の開示トピック及び指標は、ISSB が基準設定において用いることを決定した、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るすべての自然関連のリスク及び機会を網羅する自然関連開示に関する範囲と整合している。さらに、自然関連のリスク及び機会に関連して、「SASB スタンダード」における指標は、次の事項の開示を支援する。

(a) 所在地関連の情報 ― 例えば、「加工食品」産業の企業は、水ストレスのある場所からの取水及び消費の開示を定めた SASB の指標の適用可能性を考慮することが要求されている。

(b) 自然の文脈において、「先住民族」、「地域コミュニティ」及び影響を受ける（affected）ステークホルダーと企業との相互作用に関する情報 ― 例えば、「石炭事業」産業の企業は、「先住民族」の土地又はその周辺の資産の開示を定める SASB 指標の適用可能性を考慮することが要求されている。

(c) つながりのある情報 ― 利用者が企業の自然関連のリスク及び機会と、その他のサステナビリティ関連のリスク及び機会（気候関連など）のつながり、並びに財務諸表とのつながり（例えば、企業の収益（revenue）又は資産に与える影響（effects）に関連する自然関連のリスク又は機会に係る指標）を理解できるようにすること。

BC198 IFRS S1 号第 58 項(b)から(c)に従い、企業は、ESRS 及び「GRI スタンダード」が IFRS S1 号の目的を達成するように企業を支援する範囲で、また、「IFRS サステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、これらの情報源を参照し、その適用可能性を考慮することができる。ISSB の見解では、この継続的な参照は、「IFRS サステナビリティ開示基準」及び ESRS 又は「GRI スタンダード」を適用する企業の報告の効率性を支援する上で重要である（important）。

BC199 ESRS 及び「GRI スタンダード」を用いる場合と同様に、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得るサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供するという IFRS S1 号の目的を達成するように企業を支援する範囲で、自然関連のリスク及び機会に関する開示について TNFD の開示指標を参照し、その適用可能性を考慮することが認められることとなることが提案されている。

BC200 この意思決定は次のとおりである。

(a) 提案された要求事項は、TNFD によって実施された作業（利用者との対話を含む。）から便益を得ることを可能にする。

(b) 自然関連開示のための基準設定にあたり TNFD 提言を活用するという ISSB の意思決定と整合している。

BC201 ISSB は、企業が TNFD の開示指標について、「参照しなければならない」ものではなく「参照することができる」ものとし、その適用可能性を考慮するように提案することを決定した。TNFD の提言及び指標は、マテリアリティ（materiality）に対して異なるアプローチを用いて適用されるように設計されており、一般目的財務報告書の利用者に共通の情報ニーズに対処することのみに焦点を当てたものではないためである。この理由のため、本公開草案はまた、TNFD の開示指標が IFRS S1 号の目的を達成するように企業を支援する範囲で、また、「IFRS サステナビリティ開示基準」又は本実務記述書と矛盾しない範囲で、この指標を参照し、その適用可能性を考慮することができると定めることも提案している。誤解を避けるために記すと、TNFD の開示指標への参照は、本実務記述書に含めることが提案されており、IFRS S1 号の修正ではない。

BC202 本公開草案においてすべての TNFD の開示指標を参照することは、限られたセットの指標ではなく、開示に焦点を当てた完全なセットの TNFD の指標（TNFD フレームワークには、評価（assessment）

のための指標も含まれるが、これらは提案では参照されていない。）を参照し、考慮することを可能にする。このアプローチは、企業が自然関連のリスク及び機会に適用されることになる指標を識別することを支援する。TNFD の開示指標は、すべてのセクターに適用されるグローバル中核開示指標、セクター中核開示指標、及び企業の固有の状況を最もよく表現するために関連性がある場合に開示が推奨される追加的な開示指標により構成される。TNFD の開示指標は、TNFD 提言及び TNFD のセクターガイダンスにおいて示されている。

BC203 ISSB は、指標に関する要求事項を導入するにあたり、企業が、どの指標が企業の状況に適用されるものであり、重要性がある（material）情報を構成するかについて決定し、したがって、IFRS S1 号第 45 項に示されている指標に関する開示の目的を達成することができるようにするために、判断を適用する必要があることを認識している。例えば、ガイダンスの情報源として TNFD の開示指標を用いる企業は、TNFD フレームワーク内で利用可能な指標から、企業自身の状況に照らして適切な指標を選択するために判断を用いる必要がある。同様に、企業は、本公開草案で提案されている追加的な産業横断的指標の開示を行うにあたり、どのように情報を集約又は分解するのが最善であるかを含め、判断を適用する必要がある。「SASB スタンダード」は、適用されることになる指標を識別する際の企業の判断を支援するのに役立つ可能性があるものの、究極的に「SASB スタンダード」における指標が企業の状況に照らして適用されないと結論付ける場合がある。IFRS S1 号第 74 項は、企業が行った判断に関連する情報を開示することを要求している。

BC204 本公開草案における提案に加え、ISSB は、「SASB スタンダード」の向上に対する ISSB の継続的な作業もまた、自然関連開示（指標を含む。）を向上させる手段であることに留意した。例えば、「『SASB スタンダード』の向上に関するプロジェクト」において、ISSB は「SASB スタンダード」の指標が、農業を営む企業における、さまざまな地域（geographies）における土地利用又は土壌の状態に対する依存関係から生じる、産業固有のリスク及び機会に対処しているかどうかを検討している。ISSB は、利用者に共通の情報ニーズに対処するために、このプロジェクトにおいて関連性がある TNFD の開示指標を活用している。

BC205 産業横断的指標に関連する利用者の情報ニーズについてのさまざまな見解に照らして、ISSB は、利用者に共通のニーズの証拠は決定的ではないと判断し、現時点で、産業にかかわらずすべての企業に適用され得る自然関連の追加的な指標を提案しないことを決定した。ただし、提案された要求事項の適用、市場の実務の成熟、データの利用可能性（availability）及び質の改善、並びに TNFD の開示指標に関するさらなる経験から便益を得ながら、ISSB はそのような指標の必要性を引き続きモニタリングする予定である。本公開草案における ISSB の指標に関する提案に焦点を当てたアプローチは、自然関連の開示の適時の改善を促進し、自然関連のリスク及び機会に関する開示要求の断片化を軽減することを目指している。

自然関連の目標（targets）

BC206 本公開草案第 34 項は、IFRS S1 号第 51 項の要求事項を満たすために、企業が提供する情報に含めることが要求されることになる、自然関連の目標（targets）に関する情報を定めている。目標（targets）は、企業が、自然関連のリスク及び機会への対応並びに対応する計画について、企業自身の行動及び野心（ambition）の程度を定量化し、伝達することを可能にする。ISSB のリサーチによれば、一般目的財務報告書の利用者は、企業の自然関連の目標（targets）に関する情報について、事業上、戦略上及びリスク管理上の目標（goals）に向けた企業の進捗とパフォーマンスを評価するにあたり不可欠であると識別した。目標（targets）及び当該目標（targets）に対するパフォーマンスに関する情報は、企業の自然関連のリスク及び機会、並びに企業の見通しに与える可能性が高い影響（effect）に関する重要な（important）情報を利用者に提供する。

BC207 企業が設定する場合がある自然関連の目標（targets）には、対象となる自然関連のリスク又は機会及び選択した指標（indicator）に対する企業の統制の程度によってさまざまな種類がある。自然関連の

 © IFRS Foundation

目標（targets）には、（例えば、土地利用又は廃棄物の発生に関連する目標（targets）のような）企業のリスク及び機会の源泉である自然に対するインパクト及び依存関係に関連する目標（targets）が含まれる場合もあれば、（例えば、森林破壊がないことが認証されたサプライ・チェーンの割合のような）自然関連のリスク及び機会に対応するための企業のビジネス・モデルの変更に関連する目標（targets）が含まれる場合もある。自然関連のリスク及び機会は特定の所在地に関連しているため、自然関連の目標（targets）もまた、所在地における自然の関連する特性を反映して、それらの所在地に結び付けられている場合がある。

BC208 自然関連の国際協定及び関連する法域のコミットメントは、企業が自然関連のリスク及び機会への対応を策定し、関連する目標（targets）を設定するにあたり、関連性がある要因となり得る。「生物多様性条約（CBD）」及び同条約の下で採択された「昆明・モントリオール生物多様性枠組（GBF）」は、最も重要な（prominent）国際協定である。「生物多様性条約（CBD）」は、特定の自然関連の事項又は特定の生態系に適用される、他の協定が対象とする活動を枠組み化している。他の地域（regional）、国及び地方の政策並びに規制もまた、企業のビジネス・モデル及びバリュー・チェーンに関連する所在地での活動に影響を与える（affect）可能性があり、企業の自然関連の目標（targets）に情報をもたらす役目を果たす場合がある。ISSB のリサーチによれば、企業の目標（targets）が、当該企業に関連する国際協定又は法令によって情報がもたらされているかどうか、もたらされている場合、どのように情報がもたらされているかを理解することは、利用者の意思決定において有用である。

BC209 IFRS S1 号第 51 項は、企業が、企業自身の戦略的目標（goals）の達成に向けた進捗をモニタリングするために設定した目標及び法令により満たすことが要求されている目標（targets）について、開示が要求される情報を示している。目標（targets）に関して開示が要求される情報には、企業が設定したか、又は達成することが要求されている、具体的な定量的又は定性的目標（target）、その各目標（target）に対する企業のパフォーマンス及び該当ある場合、目標（target）の見直しが含まれる。

BC210 IFRS S2 号第 33 項から第 35 項は、気候関連の目標（targets）の文脈において、IFRS S1 号の要求事項を基礎としており、企業がそれぞれの目標（target）の目的（例えば、緩和、適応又は科学的根拠に基づく取組みへの準拠）及び気候変動に関する最新の国際協定（当該協定から生じる法域のコミットメントを含む。）が、それぞれの目標（target）にどのように情報をもたらしたかを開示する要求事項が含まれる。気候変動に関する最新の国際協定に関するこの要求事項は、企業の気候関連の目標（targets）が国際的な目標（goals）及びコミットメントから乖離しているかどうか、また、乖離している場合、なぜ乖離しているのかを利用者が理解できるようにすることが意図されている。IFRS S2 号第 36 項はまた、企業が温室効果ガス排出目標（targets）に関する具体的な情報を開示することを要求している。

BC211 したがって、IFRS S1 号に従い、企業は、既に設定している目標（targets）に関する情報を提供することが要求されている。一部の ISSB メンバーは、目標（targets）に関して既に IFRS S1 号に含まれている要求事項をより重視し、それらの要求事項は、企業が自然関連の目標（targets）に関する意思決定に有用な情報を利用者に提供するのに十分である場合があると指摘した。それにもかかわらず、ISSB は、総合的に見て、自然関連の目標（targets）には固有の特徴（features）があり、それについての情報は、自然関連のリスク及び機会を管理することに対する企業のアプローチについての利用者の理解を支援することになると考えた。そのような特徴（features）に関する情報は、IFRS S1 号では具体的に扱われていない。本公開草案第 34 項は、企業が IFRS S1 号第 51 項に従い本来提供することになる情報に含めることが要求されることになる、これらの特徴（features）に関連する情報の具体的な項目を定めている。

BC212 提案された情報の項目は、IFRS S1 号の要求事項を基礎としており、自然関連の目標（targets）が対象とし得るものの幅広さ、及び自然関連の目標に関連する所在地関連の情報を反映している。提案はまた、企業の自然関連の目標（targets）に影響を与える（influencing）法令（国際協定から生じる法令を含む。）の役割も扱っている。

BC213 ISSB は、気候について IFRS S2 号第 33 項(h)で開示することが要求されているように、特定の国際協定及びそれらの協定から生じる法域のコミットメントが、企業の目標（targets）にどのように情報をもたらしたかについての要求事項を導入する必要があるかどうかを検討した。気候変動については、共通の国際協定と、その協定から生じる国が定義する寄与とがある。対照的に、さまざまな自然に関連する協定、並びに、それらの結果から生じる法域のコミットメント及び法令があり、それらが企業に関連性がある場合があり、また、自然関連のリスク及び機会を生じさせる場合がある。

BC214 自然関連の法令（国際協定及び法域のコミットメントから生じるものを含む。）への準拠に関する情報は、企業の見通しにおける自然関連のリスク及び機会の影響（effects）についての利用者の理解に関連性がある。しかし、本公開草案第 34 項(c)は、国際協定及び関連する法域のコミットメント、並びにそれらが企業の自然関連の目標（target）に情報をもたらすかどうか、また、もたらす場合、どのように情報をもたらすかのみに焦点を当てるのではなく、企業の自然関連の目標（target）がより広範な法令により、情報がもたらされているかどうか、また、もたらされている場合、どのように情報がもたらされているかについての情報を企業が含めるための要求事項を提案している。このアプローチは、概念的に IFRS S2 号のアプローチ（IFRS S1 号における全般的要求事項に加えて気候関連の目標（targets）に関する具体的な情報を開示することを企業に要求している。）と整合しているものの、提案された要求事項の言葉遣い（language）は、さまざまな環境資源及び関連する便益に関連するものを含む、さまざまな法令から情報がもたらされることがあるという点で、自然関連の目標（targets）の文脈に固有のものである。

BC215 ISSB はまた、企業が自然関連のリスク及び機会を生じさせる、特定の自然関連のインパクト及び依存関係に関連する目標を開示する要求事項を提案するかどうかを検討した。そのような要求事項は、企業の温室効果ガス排出目標（targets）に焦点を当てる IFRS S2 号のアプローチと整合することになる。しかし、気候とは対照的に、自然関連の目標（targets）は広いカテゴリーであり、自然のさまざまな側面、これらの側面に関連する企業の依存関係及びインパクト、並びに企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会を反映している。したがって、ISSB は、自然のいくつかの側面に固有の目標（targets）に関する開示要求を提案するのではなく、その代わりに、自然関連の目標（targets）について開示すべき情報の種類を定めることを決定した。これには、当該目標（target）が何に関連するかの記述、並びに、当該目標（target）及びその目的の所在地固有の側面に関する情報が含まれる。

BC216 気候変動以外のトピックに関する ESRS の環境基準は、汚染、水、並びに生物多様性及び生態系に関連する目標（targets）について、同様の情報を開示することを企業に要求している。したがって、提案は ESRS との相互運用可能性を支援し、本実務記述書及びこれらの基準を適用する企業の効率性を改善させることになる。

BC217 提案された要求事項は、利用者に共通の情報ニーズに対処する自然関連の目標（targets）に関する情報を提供することが意図されている。要求事項は、企業の自然関連のリスク及び機会を評価するにあたり、自然関連の目標（targets）に関する情報（法令によりどのように情報がもたらされているかを含む。）の重要性（importance）を反映している。同時に、提案は、自然関連のリスク及び機会がさまざまな法令及び協定から生じる場合があり、関連する目標（targets）が自然関連の幅広い事項に対処する場合があることを認識している。したがって、提案は、さまざまな状況において適用できるように設計されている。

準拠表明

BC218 ISSB は、企業のサステナビリティ関連財務開示が「IFRS サステナビリティ開示基準」のすべての要求事項及び本実務記述書のすべての要求事項に準拠している場合、当該企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」及び本実務記述書に明示的かつ無限定に準拠している旨の表明を行うことが要求され

© IFRS Foundation

ることになると提案している。この提案された要求事項は、本実務記述書への準拠を主張したい企業にとって関連性がある。

BC219 BC39 項で説明したように、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張するにあたり、本実務記述書に準拠することは要求されないことになる。

BC220 ISSB は、企業がサステナビリティ関連財務開示を作成するにあたっての考慮事項及び開示する情報は、「IFRS サステナビリティ開示基準」とともに本実務記述書を適用するかどうかによって異なる可能性があることに留意した。例えば、本公開草案における提案された要求事項は、企業が自然関連のリスク及び機会を識別することを支援するために、「IFRS サステナビリティ開示基準」には定められていない具体的な考慮事項を強調している。本公開草案はまた、企業が自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）資産又は事業活動の数値及びパーセンテージを開示することが要求されることになることを提案している。IFRS S1 号、IFRS S2 号及び本実務記述書を適用する企業は、当該情報に重要性がある（material）場合、その情報を開示することが要求されることになる。しかし、その企業が IFRS S1 号及び IFRS S2 号のみを適用した場合、そのような情報を開示することは要求されないことになる。このような情報の提供は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の目的及び要求事項と整合しているが、IFRS S1 号及び IFRS S2 号によって具体的に要求されているわけではない。これらの 2 つの場合において、その企業は同じ開示を提供する可能性は低いものの、「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張することはできることになる。

BC221 したがって、ISSB は、企業のサステナビリティ関連財務開示の作成の基礎を理解する上で、当該企業が本実務記述書に準拠しているかどうかを一般目的財務報告書の利用者が知ることが有用となることになると結論付けた。また、そのような情報は、情報が保証の対象である場合、明確な作成の基礎があることを確実にすることにより開示に関する保証の評価及び規制上の監督を支援することになる。準拠表明はまた、企業が、企業自身の開示が、自然関連開示の意思決定有用性及び比較可能性を確保するように設計された、本実務記述書の要求事項から便益を受けることを説明できるようにする。

BC222 ISSB はまた、本実務記述書を適用してサステナビリティ関連財務開示を作成する企業は、本実務記述書のすべての要求事項及び「IFRS サステナビリティ開示基準」のすべての要求事項に準拠しない限り、当該開示が本実務記述書に準拠していると記述することが禁止されることになることを提案している。ISSB の見解では、無限定の準拠表明を要求し、企業が本実務記述書への部分的な準拠を主張することを防ぐことは、次のために必要である。

(a) 企業のサステナビリティ関連財務情報がどのように作成されているかについての明瞭性を提供する。

(b) 本実務記述書への部分的な準拠表明として、企業のサステナビリティ関連財務開示が、本実務記述書のどの要求事項に準拠していないか（該当ある場合）、及び準拠していない理由を説明することに関連する企業のコストを回避する。

(c) 提案された要求事項の適用の程度において生じ得る相違を考慮することなく、企業の 2 つの主要なカテゴリー（すなわち、「IFRS サステナビリティ開示基準」のみを適用する企業と、「IFRS サステナビリティ開示基準」及び本実務記述書の両方を適用する企業）を利用者が比較できるようにする。

BC223 それにもかかわらず、ISSB は、企業が本実務記述書への準拠を主張しない限り、企業は本実務記述書のいくつかの側面の適用を開始することを選択することは可能であることに留意した。ISSB はまた、「IFRS サステナビリティ開示基準」の適用と整合的に、本実務記述書を適用する際には、情報は重要性がある（material）場合にのみ要求されることにも留意した。したがって、企業が本実務記述書を適用し、特定の要求事項の適用が重要性がある（material）情報をもたらさないと判断した場合、当該企業は、その情報を開示せずに本実務記述書への準拠を主張することができる。

BC224 提案はまた、本実務記述書で要求されている情報であっても、企業が使用することを認める免除規定を定めており、免除規定の使用により、企業が本実務記述書への準拠を主張することを妨げないことになると定めている。法令により企業が情報を開示することを禁止している場合、本実務記述書で要求されている情報であっても、本実務記述書は当該情報を開示することを免除することになる。本実務記述書はまた、IFRS S1 号 B35 項に記述されているように、本実務記述書で要求されている自然関連の機会に関する情報であっても、それが商業上の機密に該当する場合には、企業が当該情報を開示することを免除することになる。

BC225 これらの免除規定を用いる際の本実務記述書への準拠を表明できる能力（ability）は、IFRS S1 号第 73 項と整合している。提案はまた、企業が免除規定を適用した場合に、特定の情報の開示を企業に要求することになるとともに、商業上の機密情報に関連する免除規定について、どのような場合に使用が認められることになるかを定めている。これは、IFRS S1 号 B33 項から B37 項の要求事項と整合している。

BC226 ISSB は、これらの免除規定を本実務記述書において定めることを決定した。IFRS S1 号第 73 項の免除規定は、「IFRS サステナビリティ開示基準」において要求される情報の開示に適用されるものであり、本実務記述書で要求される情報には適用されないことになるためである。ISSB は、IFRS S1 号の免除規定についての同じ根拠が本実務記述書に適用されることに留意した（「IFRS S1 号に関する結論の根拠」BC76 項から BC84 項参照）。

適用日及び経過措置

BC227 ISSB は、本実務記述書は、その公表日から利用可能となることを提案しており、提案は、企業が最初に本実務記述書を適用する日を、本実務記述書の適用開始日とすることを定めている。提案は、適用開始日を年次報告期間の期首としなければならないと定めている。

BC228 例えば、「IFRS 実務記述書」が 20X1 年 2 月 28 日に公表された場合、20X0 年 12 月 31 日を報告日とするサステナビリティ関連財務開示を作成している企業は、20X0 年 12 月 31 日を年次報告期間の末日とする情報を報告するために、「IFRS 実務記述書」を適用することができるようになる。この場合、「IFRS 実務記述書」の適用開始日は 20X0 年 1 月 1 日となる。

BC229 ISSB の見解では、本実務記述書が企業により利用可能となる日付、及び本実務記述書の使用を可能にするか、使用を要求することを選択した法域がそれを採用できるようになる日付を定めることは重要である（important）。そのような日付は、本実務記述書を最初に適用することができる時期についての明瞭性を提供することになる。本実務記述書の使用を要求するにあたり、法域は、企業が要求事項を適用することが要求されることになる日を決定する必要がある。その際には、法域の企業が本実務記述書に従い情報を準備するのに必要な時間、並びに、自然関連のリスク及び機会に関する比較可能な情報に対する利用者のニーズの緊急性を含む、法域の状況を考慮する必要がある。

BC230 ISSB は、本実務記述書を適用することを選択するか、又は適用することが要求される企業は、本実務記述書の要求事項に準拠できるようにするために内部の手続を調整するのに時間が必要となることを認識した。必要とされる時間は、企業の規模（size）、産業及び当該企業で利用可能な資源、並びに自然関連開示に対する企業自身の現在のアプローチなど、当該企業の事実及び状況によって異なることになる。ISSB は、本公開草案が、企業が本実務記述書を適用する際の支援となるプロポーショナリティのメカニズムを提案していることにも留意した。

BC231 しかし、ISSB は、本実務記述書がその公表日において利用可能であると提案することを決定した。これには、公表日前に開始する報告期間についてサステナビリティ関連財務開示を作成する際の利用も含まれる（BC228 項の例を参照）。公表日時点で本実務記述書を利用可能にすることは、準備ができており、公表日に本実務記述書を適用することを希望する企業が、その時点で適用することができる

 © IFRS Foundation

ようになることを意味する。そのような企業には、自然関連開示においてより進化した企業、又はIFRS S1 号の要求事項に準拠して自然関連開示を既に作成している企業が含まれる場合がある。後者の企業は、高品質な情報の提供を支援するために、本実務記述書における追加的な要求事項を適用することになる。ISSB は、このアプローチは本実務記述書について遠い将来の（distant）発効日を設定するよりも望ましいこと、及び、企業が「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張するにあたり本実務記述書を適用することを要求されないため、公表日から本実務記述書を利用可能とすること（availability）は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入を混乱させる（disrupt）ことにならないことに留意した。公表日から本実務記述書を利用可能にすることは、報告の断片化を軽減し、自然関連開示の意思決定有用性及び費用対効果をより適時に改善できるようにすることにも役立つことになる。

BC232 提案はまた、企業が本実務記述書の適用開始日又はそれより前に、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用している場合に、当該企業に対して本実務記述書を適用することを認めることになると定めている。本実務記述書は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を基礎とし、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項も適用されているとの仮定のもとに構成されている（BC27 項参照）。したがって、提案は、企業が IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用する前に、又は IFRS S1 号及び IFRS S2 号から独立したものとして、本実務記述書を適用することが認められないことになると明確にしている。

BC233 IFRS S2 号が IFRS S1 号に加えて適用されることになるという、提案された要求事項は、「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用するすべての企業が、初めて IFRS S1 号を適用するときから、IFRS S2 号に従い、気候関連のリスク及び機会に関する情報を開示することが要求されることを反映している。本公開草案は、IFRS S1 号を適用する最初の年次報告期間において、報告を気候関連のリスク及び機会に限定することを選択した企業は、その報告期間において本実務記述書を適用することが認められないことを提案している。このような企業は、気候関連のリスク及び機会に関する情報の開示に関連する範囲でのみ、IFRS S1 号の要求事項を適用することになるため、この提案が必要である（IFRS S1 号 E5 項参照）。

BC234 ISSB はまた、企業は本実務記述書の適用開始日より前の期間について、本実務記述書において定められた開示を提供することを要求されないことになることを提案している。したがって、企業は本実務記述書を適用する最初の年次報告期間において、本実務記述書で定められた開示について比較情報を開示することを要求されないことになる。

BC235 IFRS S1 号及び IFRS S2 号はまた、企業に、当該基準の適用開始日より前のいかなる期間についても、当該基準に定められた開示を提供することを要求していない。ISSB の見解では、本実務記述書を適用する企業に対して類似の救済措置を提供するという提案は、ISSB が IFRS S1 号及び IFRS S2 号を開発するにあたり考慮したのと類似の考慮事項を基礎としている。

BC236 この救済措置は、企業が本実務記述書の要求事項を適用する最初の年次報告期間において、過去の報告期間からの比較情報を含めずに本実務記述書に従い報告することを可能にする。この救済措置を適用する企業は、その代わりに、本実務記述書を適用するその後の報告期間から比較情報を含めることになる。企業が本実務記述書を適用する最初の年次報告期間において比較情報を開示することが要求された場合、その要求事項は、企業が必要な情報を収集するための時間を確保するために適用を遅らせることになる場合がある。そのため、救済措置は、本実務記述書の早期の適用を可能にし、したがって、一般目的財務報告書の利用者に対し、最初の年次報告期間において比較情報が要求される場合よりも早く、必要な情報を提供することになる。

BC237 本公開草案は、この救済措置は本実務記述書に従い提供されることになる比較情報の開示にのみ適用され、「IFRS サステナビリティ開示基準」で要求される比較情報の開示には適用されないことを定めている。

提案された要求事項の予想される影響（effects）

BC238 ISSB は、新たな要求事項を導入するために見込まれるコスト、並びに新たな要求事項の継続的な適用コスト及び便益に関する見解を評価し、説明することをコミットしている。

BC239 技術的な課題について意思決定を行った後、ISSB は、提案された要求事項に関連して生じる可能性が高いコスト及び便益（まとめて「影響（effects）」という。）を検討した。このアプローチは、「デュー・プロセス・ハンドブック」第 6.7 項の要求事項と整合している。影響（effects）の分析は、この種の分析におけるコスト又は便益を定量化することの課題及び主観的な性質のため、主に定量的ではなく定性的なものである。初期的な及び継続的なコスト及び便益は、さまざまな方法でさまざまな者に影響を与える（affect）可能性が高い。企業が本実務記述書を適用する前に実際の影響（effects）を知ることはできないため、この分析は、本実務記述書から生じる可能性が高い影響（effects）についてである。本公開草案に対するコメント提出者からのフィードバックは、生じる可能性が高いコスト及び便益に関する追加的な情報を提供することになる。

サステナビリティ関連財務報告の品質に関して生じる可能性が高い影響（effects）

BC240 提案された要求事項がサステナビリティ関連財務報告の品質に、どのような影響を与える（affect）可能性が高いかを評価するにあたり、ISSB は、次の見込まれる改善を識別した。

(a) 開示の詳細さ（specificity）の向上（BC241 項から BC242 項参照）

(b) 開示の範囲及び完全性についての理解の改善（BC243 項参照）

(c) よりつながりのある情報の提供（BC244 項参照）

(d) 提供される情報の信頼性（BC245 項参照）

開示の詳細さ（specificity）の向上

BC241 一般目的財務報告書の利用者は、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会に関する具体的な情報に関するニーズがあることを表明している。本実務記述書は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項に追加される提案された要求事項を通じて、自然関連のリスク及び機会に関する情報を提供するにあたり、企業を支援するものである。多くの場合、提案された要求事項は、自然関連のリスク及び機会の文脈において、IFRS S1 号で要求される情報の範囲を拡大することなく、IFRS S1 号の特定の要求事項を適用する方法を定めている。ISSB は、本実務記述書の適用が、任意のフレームワークと比較して、自然関連財務開示における比較可能性及び詳細さ（specificity）を向上させることを見込んでいる。また、IFRS S1 号及び IFRS S2 号のみを適用する企業と比較して、IFRS S1 号、IFRS S2 号及び本実務記述書の適用は、自然関連のリスク及び機会について、具体的で重要性がある（material）情報を開示する結果をもたらすと見込まれる。しかし、ISSB は、自然関連開示についての要求事項が、強制力のある発効日を伴う「IFRS サステナビリティ開示基準」を通じて公表された場合に、情報の比較可能性の改善がより大きくなる場合があることに留意した。

BC242 企業及び報告期間にわたって比較可能性を促進するために、提案は、企業に「SASB スタンダード」を含むガイダンスの情報源を参照することを要求し、TNFD の開示指標の使用を容認することに加え、自然関連のリスクに対して脆弱な（vulnerable）資産若しくは事業活動の数値及びパーセンテージ、又は、機会と整合した資産若しくは事業活動の数値及びパーセンテージなど、特定の指標の開示を要求している。本公開草案の側面が、企業固有の関連性と情報の標準化との間のトレードオフを伴う場

 © IFRS Foundation

合があり、開示にいくつかのばらつきを生み出す可能性があるものの、（法域が本実務記述書を義務付ける可能性がある中で）提案された要求事項は、全体としてよりよい詳細さ（specificity）、一貫性及び報告の厳格性の向上を支援するものである。

開示の範囲及び完全性についての理解の改善

BC243 自然関連のリスク及び機会に関する現在の開示は、複数の基準及びフレームワークのもとでの情報の内容及び表示において著しく（significantly）異なっている。本実務記述書は、特定の自然関連のトピック又は特定の産業に限定された開示ではなく、すべての自然関連のリスク及び機会を含んでいる。本実務記述書を適用する企業は、特定の産業の企業からの情報又は特定のトピックに関連する自然関連のリスク及び機会に関する情報をもたらす結果になる提案された要求事項ではなく、その情報に重要性がある（material）場合、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る、すべての自然関連のリスク及び機会に関する情報を提供することになる。本実務記述書への準拠を主張する企業は、すべての要求事項に準拠し、すべての重要性がある（material）情報を開示することが要求されることになり、任意の報告に従った場合に多く見られる選択的な開示は妨げられることになる。ISSB は、提案された要求事項並びに定義した用語及び概念が、企業が、IFRS S1 号の目的を達成する、開示のためのすべての自然関連のリスク及び機会の範囲を理解することを支援すると見込んでいる。

よりつながりのある情報の提供

BC244 利用者は、気候関連のリスク及び機会並びに自然関連のリスク及び機会との間のつながりを利用者が理解できるようにする情報を含む、つながりのある開示の必要性を強調した。IFRS S1 号及び IFRS S2 号を基礎とすることにより、提案された要求事項は断片化を軽減し、自然関連のリスク及び機会並びに他のサステナビリティ関連の事項との間のつながりのある情報の提供を支援する。本実務記述書はまた、利用者が企業の気候関連のリスク及び機会並びに自然関連のリスク及び機会との間のつながりを理解できるようにする、具体的な情報の開示を定めている。このアプローチは、企業が、「IFRS サステナビリティ開示基準」に従い作成される単一の報告書において、企業のサステナビリティ関連のすべてのリスク及び機会について、つながりのある情報を評価し提供することを促進することになる。

提供される情報の信頼性

BC245 現在の自然関連情報の開示は、検証可能性などの有用なサステナビリティ関連財務情報の特性を欠いていることが多い。企業は、準拠に関する明示的かつ無限定の表明を行うために、IFRS S1 号、IFRS S2 号及び本実務記述書のすべての要求事項を適用することが要求されることになる。この準拠表明を含む開示は、利用者に、情報の完全性について信頼性を提供することになり、より良い分析を促進することが見込まれる。提案された要求事項は、保証の対象となり得るように構成されており、それによって、提供される情報の品質を補強している。

生じる可能性が高い便益

一般目的財務報告書の利用者に生じる可能性が高い便益

BC246 全体的に、本実務記述書は、ISSB のリサーチを通じて識別された、企業の自然関連のリスク及び機会に関する一般目的財務報告書の利用者に共通の情報ニーズに対処するように設計されている。したがって、本実務記述書に従い開示される情報は、企業の見通しに対する利用者の評価を支援し、企業への資源の提供に関する意思決定によりよい情報をもたらすことが見込まれる。マルチ・ステークホル

ダーの情報ニーズのために開発された基準及びフレームワークとは異なり、「IFRS サステナビリティ開示基準」及び本実務記述書は、利用者に共通の情報ニーズのみに焦点を当てており、関連する財務諸表に関して、情報の開示のために設計されている。本実務記述書は、「IFRS サステナビリティ開示基準」とともに適用されるように設計されており、重要性（materiality）及び有用なサステナビリティ関連財務情報の定性的な特性など、IFRS S1 号の概念の対象となる情報の開示に関する要求事項を含んでいる。

企業に生じる可能性が高い便益

BC247 提案された要求事項は、自然関連のリスク及び機会を識別し、それらに関する重要性がある（material）情報を開示することに関連する、自然関連のリスク及び機会の側面を定めることにより、自然関連財務情報を提供するにあたって、企業の既知の課題に対処することになる。本実務記述書は、「IFRS サステナビリティ開示基準」とともに適用されるように設計されており、報告プロセス及びその結果として生じる開示の合理化において企業を支援するものである。

BC248 サステナビリティ報告を要求しているほとんどの法域は、現在又は将来のある日付において、気候関連のリスク及び機会だけでなく、すべてのサステナビリティ関連のリスク及び機会に関する情報の提供を要求している。したがって、自然関連のリスク及び機会が企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る場合、企業は、「IFRS サステナビリティ開示基準」に準拠するために、それらのリスク及び機会に関する重要性がある（material）情報を提供することが要求される。したがって、本実務記述書は、企業がそのような報告上の要求事項を満たすことを支援することになる。

法域に生じる可能性が高い便益

BC249 本実務記述書の使用から生じると見込まれる財務報告の品質の改善により、次のようになる。

(a) 本実務記述書が強制される又は任意に適用される法域における企業への資源の提供に関連する利用者による意思決定に対して、よりよい情報をもたらす。

(b) 自然関連のリスク及び機会に対する企業のエクスポージャーが法域の経済又は貿易関係にとって重要である（important）場合、法域にとって特に有益である。

(c) 本実務記述書の使用を義務付ける根拠を提供し、地域の規制当局にそうすることを奨励する可能性がある。

BC250 本実務記述書に強制力がないという位置付けは、各法域が IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入と並行して、適切な時期にそれを採用することを可能とすることになる（BC38 項参照）。強制力があり、企業が「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張するために適用することが要求されることになる新しい「基準書」と比較すると、本実務記述書は、法域で進行中の導入の取組み（efforts）を混乱（disrupting）させずに、高品質で意思決定に有用な自然関連の開示を支援することになる。ISSB は、「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張するために本実務記述書の使用を強制することを提案していないものの、強制適用に適したものとなるよう設計されている。企業の財務報告についての「実務記述書」の適用の影響（effect）は、「IFRS サステナビリティ開示基準」の適用の影響（effect）と同じである。

BC251 本実務記述書はまた、世界中の企業の能力（capabilities）及び準備状況がさまざまであることを考慮し、さまざまな法域における提案された要求事項の適用を支援するためのプロポーショナリティのメカニズム（BC54 項から BC57 項に記述されている。）を示している。

© IFRS Foundation

生じる可能性が高いコスト

企業に生じる可能性が高いコスト

BC252 調査は、自然関連のリスク及び機会に関する情報を提供することは、企業にとって資源集約的である可能性があり、主要なコスト発生要因（drivers）として、データの取得、収集、特別なツール、内部システム及び能力（capacity）、外部のアドバイザリー・サービス並びに保証プロセスを含むことを示している [28]。企業の初期コスト及び経常コストは、セクター、地域（geography）、報告の成熟度及びバリュー・チェーンの複雑さによって異なる。

BC253 自然関連のリスク及び機会に関する情報を既に開示している企業、特に IFRS S1 号及び IFRS S2 号を適用している企業は、既存のシステム及びプロセスを活用することが見込まれ、結果として、本実務記述書の適用による追加的なコストは限定的なものとなる。自然関連開示に新たに取り組む企業は、データの収集、内部能力（capability）の構築及びバリュー・チェーンの評価のためのより高い初期コストに直面する場合がある。企業が開示の保証を計画しているか、又は保証することが要求されている場合、要求事項の新たな側面又は保証能力（capabilities）の地域的な制限によるものを含め、追加的なコストが発生する場合もある。

BC254 本実務記述書を適用するすべての企業にとって、特に自然関連の情報を新たに開示する企業を支援するために、特定の要求事項について、報告日時点で企業が過大なコストや労力をかけずに利用可能な、すべての合理的で裏付け可能な情報を用いる、プロポーショナリティのメカニズムが示されている。特定の要求事項に対するプロポーショナリティのメカニズムはまた、企業のスキル、能力（capabilities）及び資源に見合った方法で、要求事項を適用することを企業に要求することになる。これらのプロポーショナリティのメカニズムは、企業の状況が時間の経過とともに変化する場合があることを認識し、企業がその能力（capabilities）を継続的に改善し、報告を強化することを可能にする。

BC255 さらに、本実務記述書は、ガイダンスの情報源を活用して、企業が負担する場合がある初期コスト及び継続的なコストを軽減するように設計されている。これらのガイダンスの情報源への参照は、本実務記述書なしで「IFRS サステナビリティ開示基準」を適用する場合と比較して、本実務記述書の適用の追加的なコストを削減すると見込まれる。これは、本実務記述書を適用するにあたり、開示が本実務記述書及び「IFRS サステナビリティ開示基準」のすべての要求事項に準拠する限りにおいて、企業は既に用いている場合がある指標を引き続き用いることができるためである。例えば、次のとおりである。

(a) 企業は、自然関連のリスク及び機会を識別し、それらに関する重要性がある（material）産業固有の情報を提供するために、引き続き、「SASB スタンダード」における関連する自然関連の開示トピック及び指標を参照し、その適用可能性を考慮することが要求される。それによって情報の重複及び追加的な複雑さが回避されることになる。

(b) 企業が IFRS S1 号の目的を達成することを支援し、その使用が「IFRS サステナビリティ開示基準」と矛盾しない範囲で、企業は、引き続き、ESRS 及び「GRI スタンダード」をガイダンスの情報源として参照し、考慮することが認められることとなる。それによって、継続的な相互運用可能性を支援し、断片化を軽減することになる。

(c) 企業が IFRS S1 号の目的を達成することを支援し、その使用が「IFRS サステナビリティ開示基準」又は本実務記述書と矛盾しない範囲で、企業は新たに TNFD の開示指標をガイダンスの情報源として参照し、考慮することが認められることになる。それによって、既に TNFD フレー

[28] V Moll「何が重要かを評価すること：生物多様性の管理を導入する企業の利点」KPMG 及び Naturalis（2024 年）https://assets.kpmg.com/content/dam/kpmgsites/nl/pdf/2024/services/thoughtleadership-reporting-biodiversity-kpmg-naturalis.pdf.coredownload.inline.pdf

ムワークを使用している企業が、本実務記述書を適用する場合に、現在の報告実務から構築することを可能にする。

BC256 総合すると、IFRS S1 号及び本実務記述書の要求事項は、TNFD 提言と多くの特徴（features）を共有している。したがって、TNFD 提言を既に適用している企業は、特に本実務記述書を適用するための十分な準備ができていると ISSB は見込んでいる。

BC257 ISSB は、本実務記述書を適用するためのコストの多くは、自然関連のリスク及び機会を既に含んでいる「IFRS サステナビリティ開示基準」の適用においても発生することになると見込んでいる。時間の経過とともに、これらのコストは、資本へのアクセスの向上などの長期的な便益によって相殺されると見込まれる。本実務記述書は、開示に関連する情報に焦点を当てた、構造化され、的を絞った要求事項を提供することで、自然関連のリスク及び機会に関する情報の報告における変動コストを低減させると見込まれる。

BC258 提案された要求事項を適用するためのコストは、提案の性質によって異なることになる。一部の提案は、指標や企業のシナリオ分析の使用に関する要求など、より複雑な情報を開示することを企業に要求している。これらの要求事項は、企業にとって、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の要求事項の適用を支援する提案された要求事項よりも、適用するのにコストがかかることになる。しかし、本実務記述書の適用にあたり適用される IFRS S1 号の既存のプロポーショナリティのメカニズム、並びに指標案の開示及びシナリオ分析の使用を含む本実務記述書に含まれるプロポーショナリティのメカニズムは、そのようなコストを軽減し、企業の状況に比例的な方法での適用を支援すると見込まれる。

BC259 「IFRS サステナビリティ開示基準」への準拠を主張するにあたり、本実務記述書を適用する必要はない。したがって、法域の規制（requirements）を条件として、企業は、企業自身の状況における適用のコスト及び便益を考慮した後に、本実務記述書を適用するかどうかを決定することができる。

BC260 全体的に、提案された要求事項は企業に追加的なコストを生じさせる場合があるものの、利用者に共通の情報ニーズに実務的かつ効率的な方法で対処するように設計されている。

一般目的財務報告書の利用者に生じる可能性が高いコスト

BC261 IFRS S1 号及び IFRS S2 号とともに本実務記述書を適用することにより、一般目的財務報告書の利用者に、自然関連のリスク及び機会に関する具体的な情報を含む、サステナビリティ関連のリスク及び機会に関する比較可能で高品質な情報が提供されることが見込まれる。主要な利用者は、特に自然関連のリスク及び機会に関する情報をまだ評価していない場合、意思決定にこの情報を使用するために、新たなデータ収集又は分析システムの設定において短期的なコストがかかる場合がある。

BC262 一方、利用者は、一般目的財務報告書において、本実務記述書に従い作成された、適時で比較可能な開示に対してアクセスを有することになる。このアクセスは、統一性のない第三者の情報源又はさまざまな種類の報告書から情報を入手又は調整するために必要なコスト又は時間を削減することになる。企業がキャパシティ・ビルディングを行い、本実務記述書を導入するにつれて、容易にアクセス可能で比較可能なデータの便益が、短期的には十分に実現されない場合がある。しかし、中期的及び長期的には、要求事項は利用者の調査コストを削減し、資本市場の効率性を改善させることが見込まれる。

生じる可能性が高いコストと比較した生じる可能性が高い便益の全体的な評価

BC263 ISSB の見解では、サステナビリティ関連財務報告の改善が見込まれることによる生じる可能性が高い便益は、本実務記述書の導入及び適用にあたり生じる可能性が高いコストを上回ると見込まれる。一部の企業において初期コスト及び継続的なコストが発生する場合があるものの、ISSB は、（BC49 項

 © IFRS Foundation

から BC57 項に記述されているように）自然関連のリスク及び機会に関する情報を開示する企業の能力（capabilities）及び準備状況がさまざまであることを反映したプロポーショナリティのメカニズムを設けることを含む、基準設定に対する慎重な（measured）アプローチを採用した。企業はまた、気候関連開示又は TNFD フレームワーク、ESRS 又は「GRI スタンダード」に従い開示されるその他の自然関連の情報のために開発されたデータ、システム及びプロセスを用いることによって、コスト削減を実現することができる。法域は、IFRS S1 号及び IFRS S2 号の導入と並行して、適切な時期に本実務記述書の使用を要求するという選択肢から便益を得ることが見込まれる。利用者は、分析に初期コストがかかる場合があるものの、これらのコストは、適用を継続するにつれて、時間の経過とともに低減することが見込まれる。

BC264 提案された要求事項は、IFRS S1 号の範囲及び目的と整合しており、自然関連のリスク及び機会についての考慮事項及び開示すべき情報を定めている。提案された要求事項は、報告負担を最小化し、重複を避け、新たな開示プロセスの必要性を低減させるために、IFRS S1 号及び IFRS S2 号を基礎としている。本公開草案は、ISSB のリサーチを通じて識別された利用者の具体的な自然関連の共通の情報ニーズに対処するために設計された、限定的な数の追加的な開示要求のみを導入することを提案している。ISSB は、提案された要求事項が、企業の見通しに影響を与える（affect）と合理的に見込み得る自然関連のリスク及び機会について、より具体的で、完全で、つながりのある開示をもたらすと見込んでいる。

IFRS® Foundation

Columbus Building
7 Westferry Circus
Canary Wharf
London E14 4HD, UK

Tel **+44 (0) 20 7246 6410**
Email **customerservices@ifrs.org**

ifrs.org



The IFRS Foundation has trade marks registered around the world, including 'FSA®', 'IASB®', 'IFRS®', 'International Financial Reporting Standards®', 'ISSB®', and 'SASB®'. For a full list of our registered trade marks, visit www.ifrs.org.